

A circular collage of various images representing different aspects of New York City. The images include the Statue of Liberty, Central Park, Times Square, various cultural events, and landmarks like the Empire State Building and the United Nations Secretariat Building. The collage is composed of many small, overlapping photographs arranged in a circular pattern.

Faculty of International Studies
Kindai University

Journal of International Studies: a scholarly journal of the Faculty of International Studies, Kindai University, consisting of articles, translations, book reviews and other forms of writing that illuminate and raise questions about global issues and international communication and generate discussion and debate on topics across these broad subject areas and related fields.

The Editorial Committee*

Dr Ryoichi Horiguchi, Professor of Social History, Editor-in-chief

Carlos Ramirez, Associate Professor of International Relations

Dr Aki Toyoyama, Associate Professor of Art History

*All members listed above are full-time faculty members of the Faculty of International Studies, Kindai University.

The journal is available online at
<http://int-studies.kindai.ac.jp/curriculum/journal/>

ISSN: 2432-292X (Print)

ISSN: 2432-2938 (Online)

Published in November 2019

by the Faculty of International Studies, Kindai University,

3-4-1 Kowakae, Higashi-Osaka City, 577-8502 Japan

E-mail: journal@intl.kindai.ac.jp

© 2019 The Faculty of International Studies, Kindai University

Printed in Japan by Ryubun Co., Ltd.

Journal of International Studies

Number 4 | 2019

Faculty of International Studies
Kindai University

Contents

Articles

- The External Awareness Shown in the Exchange of "e/ni" and "eul/wo"
in Korean and Japanese Postposition
Yoonok Lee 1
- Social Changes and Expansion of Social Security Schemes in Southeast
Asia: A Discussion on the Issues of Migrant Workers in Thailand due to
Aging Populations, Poverty Reduction and Inequality in the Region
Tatsuya Hata 13
- The *Problematic* of Charles Cros: In the Context of Sound Recording
Technology
Yudai Fukuda 45
- Development of Cotton Industry in the Chang Jiang Delta during the
Yuan Period and its Significance
Tomoyuki Yazawa 77
- Suspending Logic: A Linguistic Exercise. Part II – Incongruence as a
Strategy of Sense Construction
Emma Tămăianu-Morita 93

Challenges of ‘Localization’ in Humanitarian Assistance: Global Trends and Practices of Japanese NGOs <i>Megumi Kuwana</i>	111
Grammaticalization and the Appearance of the Indefinite Article in the Det <i>Kind of</i> N Construction <i>Hiroyuki Takagi</i>	129

Author Guidelines

한국어 · 일본어 조사 "에/に"와 "을/を"의 교체 현상에 나타나는 우리의 외계 인식

The External Awareness Shown in the Exchange of "e/ni" and "eul/wo" in Korean and Japanese Postposition

이윤옥 (Yoonok Lee)*

ABSTRACT: Conventionally in language expressions, we indicate 'san-eul olragada / yama-wo noboru' and 'san-e olragada / yama-ni noboru' as having the same meaning, although they use two different postpositions. However, from a linguistics point of view of "Different form, different meaning", there will be distinctions in context if another postposition is used. Based on the "motion concept", this paper explains the external awareness on the substitution phenomenon of 'eul/wo' and 'e/ni', by analyzing the conceptional concurrency of the Korean · Japanese postposition 'eul/wo' and 'e/ni'. This paper builds upon and is an updated version of an earlier work which was presented at the International Conference on Korean Language Education Asia 2018.

KEY WORDS: 한국어, 일본어, 조사, 개념, 이동동사, 인지언어학

1. 서론

우리가 인식하는 다양한 공간 속성은 전적으로 대뇌에서 개념화된 추상적이고 근원적인 「한 점」으로 수습된 후에 「지도상의 한 점」이라는 개념과 「출발점」 개념, 그리고 「도달점」 개념으로 구현화된다. 그래서 이러한 개념은 일상 경험에 무게를 둔 지식의 틀을 바탕으로, 형이하에서는 「공간 이용 · 공간 형태」 개념과 연관되는 여러 전치사로 다양하게 변환되어 나타난다. 그런데 이 「한 점」 개념을 내포하는 조사 '에/に[ni]'가 적용된 아래 예문 (1)의 언어 표현과 '을/を[wo]'¹이 적용된 예문 (2)의 언어 표현이 같은 의미를 가지기 때문에 일반적으로 서로 교체 가능하다고 한다.

¹ 한국어의 목적격 조사는 모음으로 끝나는 체언 뒤에는 '를'이 되고, 자음으로 끝나는 체언 뒤에는 '을'이 된다. 본고에서는 예문 이외의 표기에서는 편의상 '을'을 사용하기로 한다.

* Professor of Cognitive Linguistics at the Faculty of International Studies, Kindai University. E-mail: leigh@intl.kindai.ac.jp

(1) 산에 올라가다.

山に登る。(=yama-ni noboru)

(2) 산을 올라가다.

山を登る。(=yama-wo noboru)

그 이유의 하나로, 「이동의 도달점」 개념을 표시하는 ‘에/に[ni]’에 대해 ‘을/を[wo]’은 다음 (3)-(4)가 나타내는 것처럼,

(3) 를:①움직임이 이루어지는 곳 전부를 나타냄

㉠행동이 진행되는 장소를 나타냄

— 『연세 한국어 사전』 (밑줄 필자)

(4) 「을」 (格助) ([wo] (격조사))

㉡移動性の動作が行われる場所がどこであるかについて示す。

(이동성의 동작이 이루어지는 장소가 어디인지 나타낸다.)

— 『新明解国語辞典』 (밑줄 · 한역 필자)

「이동성의 동작이 이루어지는 장소」를 나타낸다고 정의하고 있어, 이동동사와 공기할 때 위 두 조사는 「이동하는 장소」를 지시하는 유사점이 발생하기 때문이라는 점을 들 수 있다. 그러나 ‘을/を[wo]’과 ‘에/に[ni]’는 각각 별개의 개념 체계를 구축하고 있을 뿐만 아니라, 형태(form)가 다르면 의미(meaning)도 달라진다는 언어학적 이론으로도 예문 (1)-(2)가 동일한 사상을 나타낸다고는 볼 수 없다. 그뿐만 아니라, 외계를 파악하는 우리 개개의 인식이 언어 표현에 반영된 결과, 우리는 ‘을/を[wo]’과 ‘에/に[ni]’를 선택해 사용하는 점을 감안하면, 우리의 외계 인식에도 반드시 상이점이 존재한다고 보아야 할 것이다. 이러한 관점에서 본고에서는 격조사 ‘을/を[wo]’과 ‘에/に[ni]’의 교체 현상에 초점을 맞추어, 거기에 숨어있는 우리의 외계 인식을 밝혀보려고 한다.

2. 선행연구

일본어 격조사 ‘을[wo]’와 ‘에/に[ni]’의 용법에 대해 다나카&마츠모토(田中&松本)(1997)는 다음 (5)와 같이 설명하고 있다.

(5) 예를 들어 「산을 올라가다」와 「하늘을 올라가다」를 비교해 보자.

대부분의 사람은 후자에 대해 위화감을 느낄 것이다. 그것은 왜일까? 이 위화감은 「하늘」이라는 말이 정리해 내는 청크(chunk)와

「올라가다」는 말이 정리해 내는 청크 둘을 끌어들여, ‘을[wo]’로 연관시키려고 할 때, 사태의 구성이 잘 되지 않는 부분이 발생하는 그 어떤 것 때문이다. 즉, ‘을[wo]’의 조작자기능은 ‘을[wo]’가 붙은 명사의 청크를 <동작이 작용하는 대상으로 내세우자>는 것이지만, <하늘>을 <올라가다>는 이동동사가 작용하는 대상으로 내세우기가 (상식적으로) 어려운 점이 「위화감」의 이유가 된다. 그러나 「나무를 올라가다」나 「강을 (거슬러) 올라가다」처럼 <이동의 경로>를 청크로 끌어들일 경우 ‘을[wo]’의 사용은 자연스러워진다. 이와 마찬가지로, 「그는 산을 올라갔다」의 경우에는, 「산」의 청크와 「올라가다」의 청크를 조사 ‘을[wo]’를 사용해 연관시키면 <산길을 한발 한발 내디디면서 올라가는> 사태를 쉽게 구성할 수 있다.

게다가 같은 「올라가다」는 말이라도 「산」과 함께 쓰이느냐, 또는 「하늘」과 함께 쓰이느냐에 따라 청크 내용이 달라진다는 점도 유의할 필요가 있다. 여기서의 상이점을 설명하기 위해서는 2 개의 말 (「산(하늘)」과 「올라가다」)이 불러일으키는 기억 내용을 끌어들이는 정도에 따라 말의 배열에서 사태가 구성된다는 견해를 채용할 필요가 있다. 그리고 끌어들이는 정도를 질서있게 정리하는 것이 조작자기능이다. 이것이 바로 의미론에서 본 조사의 기능이다.

조작자의 정서(整序)기능을 좀 더 구체적으로 설명하기 위해, 아래 대칭 표현의 ‘을[wo]’와 ‘에[ni]’의 기능에 대해 다시 주목해 보자.

‘을[wo]’ : <산>을 <올라가다(登る)> <하늘>을 <올라가다(昇る)>
 <강>을 <올라가다(上る)>
 ‘에[ni]’ : <산>에 <올라가다(登る)> <하늘>에 <올라가다(昇る)>
 <강>에 <올라가다(上る)>

‘을[wo]’를 ‘에[ni]’로 바꿔 「하늘에 올라가다」라고 하면, 위에서의 위화감은 해소된다. 그것은 뒤에서 설명하겠지만, ‘에[ni]’의 조작자로서의 요청 사항이 <하늘(의 청크)을 대상으로 지정하여, 동사적 청크로 돌리라>는 내용에 머물러 있으며, <(올라가다)는 동작의 경로>로 끌어들이라고 요청하지 않기 때문이다. 그러나 「강을 (거슬러) 올라가다」는 표현은 자연스럽지만, 「강에 (거슬러) 올라가다」가 되면 위화감이 생긴다. 이 위화감도 다음과 같이 설명할 수 있다. 즉, ‘을[wo]’와 <강>을 <올라가다>는 동작이 작용하는 대상으로 내세울 것을 요청하며, 그 경우 <강>은 <경로성>을 띠고, <강의 상류로 향해 이동한다>는 정경을

상상할 수 있다. 그에 비해, ‘[ni]’는 <강>을 먼저 <대상으로 지정>하고, 그것을 <(거슬러) 올라가는> 동작으로 돌리지만, <올라가다>와 자연스럽게 <강>을 대상화하는 일이 어렵다는 점 때문에 위화감이 생긴다.

청크끼리의 관련화를 도모할 때 작동하는 것이 조사의 조작자기능이다. 그러나 청크의 형성에 대해서는 설명을 덧붙일 필요가 있다. 예를 들어 「산을…」이라는 단편적인 표현이 주어진다면, 우리는 「산」이라는 말이 불러일으키는 어떤 이미지(<산>)를 떠올릴 수 있을 것이다. 그러나 「산을」의 부분이 주어진 지점에서 「산」의 청크 내용이 확정되고, 거기에 ‘을[wo]’가 부여된다는 생각은 잘못된 것이다. 「산」의 청크 내용은 「산을 올라가다」나 「산을 구입하다」와 같은 표현 중에서 「올라가다」와 「구입하다」는 청크와의 끌어들이는 정도를 통해 사태가 구성된 시점에서 잠정적으로 정해진다고 생각해야 한다.

그러나 조사가 선행하는 명사에 대해 어떤 특정한 청크 형성 방법을 요청하는 것도 사실이다. 「X를」이 주어지면, X 청크의 구체적인 내용이 무엇이든, <그 청크를 동작이 작용하는 대상으로 내세워라>는 요청이 ‘을[wo]’로 인해 이루어진다는 것이 여기서의 논점이다.

—田中&松本 (1997:17-19) (한역·밑줄 필자)

다나카&마츠모토에서 ‘을[wo]’는 앞에 놓이는 명사의 지시물을 동작이 작용하는 대상으로 내세워, 거기에 이동의 「경로」를 부여하는 역할을 가지고 있음에 비해서, ‘[ni]’는 그러한 역할을 가지지 못하며, 공기하는 명사 지시물을 대상으로 지정해, 거기에 동작을 보내는 기능이 있다고 가정하고 있다. 그러나 (5)에서 말하는 ‘을[wo]’와 ‘[ni]’가 각각 「경로성」과 「대상 지정」의 의미를 표시한다는 설명만으로는, 예문 (1)-(2)가 나타내는 사상의 상이점을 명확히 제시할 수 없을 뿐만 아니라, 나아가서는 「그는 산을 올라갔다」라는 사상이 정말 <산길을 한발 한발 내디디면서 올라가다>는 구체적인 의미를 나타내는지에 대해서도 더 자세한 고찰이 필요할 것 같다.

3. 이동 개념에 나타나는 ‘을/을[wo]’과 ‘에/[ni]’의 개념적 병행성

위의 예문 (1)-(2)의 개념적 차이를 분석하기 위해 다음 예문 (6)-(7)을 살펴보기로 하자.

(6) 벽을 올라가다.

壁をのぼる。(=kabe-wo noboru)

(7) ?벽에 올라가다.

?壁にのぼる。(=kabe-ni noboru)

일반적으로 ‘을/을[wo]’을 사용한 (6)의 표현에 비해서 (7)의 「벽에 올라가다/壁にのぼる」는 표현은 용인도가 떨어진다. 그 이유는 ‘을/을[wo]’이 「공간 전체의 이동 개념」을 나타내는 조사이기 때문이다. 그래서 (6)은 「벽 위(쪽으)로 올라가다」는 의미를 나타내지만, (7)의 ‘에/에[ni]’는 그러한 사상을 나타내지 않기 때문이라고 할 수 있다. 반대로 말해, (7)이 정상적인 사상을 나타낸다 하더라도, 그것은 (6)과 동일한 사상을 지시하는 것이 아니다. 예를 들어 다음 (7')가 나타내는 것처럼,

(7') (사다리를 이용해서) 벽 (위) 에 올라갔다.

(はしごを使って)壁 (の上) にのぼった.

「벽」이 아닌 것 (예를 들어, 사다리나 빗물받이 등)을 타고 올라가 벽 위에 도달하는 사상이 되어야 할 것이다. 즉, (6)-(7)이 서로 교체 가능한 문장으로 용인될 경우는 다음 (8)로서 일반화를 피할 수 있다.

(8) [NOT-대상 명사의 지시물]²을 동사의 의미적 상으로 이동시켜 대상 명사가 지시하는 장소의 한 지점에 도달한다.

(8)의 정의에 따르면, 다음 (9)-(10) 두 표현의 상이점도 쉽게 찾을 수 있다.

(9) ?지붕을 올라가다.

?屋根をのぼる。(=yane-wo noboru)

(10) 지붕에 올라가다.

屋根にのぼる。(=yane-ni noboru)

(9)는 조사 ‘을/을[wo]’의 핵심 개념인 「공간 전체의 이동 개념」을 바탕으로 (9')의 사상을 나타내지만,

² [NOT-대상 명사물의 지시물]은 문장 안에 나타나는 명사 (예를 들면 (7')의 「벽/壁」의 지시물에 가려 문장 안에 나타나지 않는 명사 (예를 들면 (7)의 「사다리/はしご」의 지시물을 나타낸다.

(9)' 지붕을 위(꼭으)로 올라간다.

屋根を上(方)へのぼっていく。(=yane-wo jou(hou)he noboteiku)

(9)가 자연스러운 문장이 되기 위해서는 실제로 경사가 있는 지붕이어야 하는 의미적 제약이 따르게 된다. 한편, (10)은 (10')의 개념을 가지고 있기 때문에 정문으로 간주되는 것이다.

(10)' [NOT-지붕]을 올라가서 지붕 위에 도달한다.

[NOT- 屋根]をのぼって屋根の上に到達する。

그 결과, (6)-(7)과 (9)-(10)에서 찾아낸 '을/을[wo]'과 '에/에[ni]'의 개념적 관점에서 보면, 앞의 (1)-(2)가 나타내는 사상의 차이도 명백해진다. 즉, (1)은 (1')가 나타내는 것처럼,

(1) 산을 올라가다.

山をのぼる。(=yama-wo noboru)

(1)' 산 (그 자체)을 위 (꼭으)로 올라가다.

山(そのもの)を上(方)にのぼっていく。

「산」 그 자체가 대상이 되어 「위 (꼭으)로 올라가는 사상」을 나타내고 있지만, (2)는 (2')와 같이,

(2) 산에 올라가다.

山にのぼる。(=yama-ni noboru)

(2)' [NOT-산]을 올라가서 산 위(정상)에 도달한다.

[NOT-山]をのぼって山の上(山頂)に到達する。

[NOT-산], 즉 「산 그 자체」가 아닌 「산(길)」이나 「(산)의 경사면」을 올라가 산 위(=정상)에 도달하는 사상을 나타내는 것이다. 언뜻보아 같은 의미로 생각되는 (1)-(2)의 개념적 차이는 다음 (11)로도 입증할 수 있다.

(11) '에'에는 「서울에 간다」나 「산에 올라간다」와 같은 표현처럼 도달점을 나타내는 용법이 있다. 한편 「가다」라든가 「올라가다」에는 통과점 '을/을[wo]'를 취하는 용법이 있어 가끔 '에/에[ni]'와 '을/을[wo]'을 혼동하게 만드는 경우가 발생한다.

① 그는 그 길에 갔다.

② 그는 그 길을 갔다.

①의 「그 길」은 「그」의 도달점이고, ②의 「그 길」은 「그」의 통과점이기 때문에 ①-②가 나타내는 의미 내용은 완전히 다르다. 그러나 다음 ③-④에는,

③ 나는 그 산에 오른 적이 있다.

④ 나는 그 산을 오른 적이 있다.

①-② 만큼의 차이는 없다. 이 경우의 차이는 ③에서는 「그 산에 도달했다」는 점에 중점이 두어져 있지만, ④에서는 「그 산을 올라가고 있을 때의 경과」에 중점이 두어져 있다는 점이다. 따라서 산행 중에 있었던 일을 문제 삼지 않고, 등산 경험의 유무만을 나타낼 경우에는 ③을 사용하는 편이 자연스럽다고 할 수 있다.

－『日本語教育事典』(한역 필자, 일부 변경)

지금까지 살펴본 ‘을/을[wo]’과 ‘에/に[ni]’의 개념에 기초한 문장 전체의 해석에서 도출되는 우리의 외계 인식에 대한 차이는, 다음 (12a,b), (13a,b), (14a,b) 가 나타내는 것처럼, 같은 개념 체계의 관점에서 바라볼 때도 입증이 가능하다.

(12) a. ?마루를 내려오다. (=마루를 아래 (쪽)으로 내려간다.)

?床を降りる。(=?床を下(方)に降りていく。)

b. 마루에 내려오다. (= [NOT-마루]를 내려와서 마루 위에 도달한다.)

床に降りる。(=[NOT-床]を降りて床の上に到達する。)

(13) a. 사다리를 $\left\{ \begin{array}{l} \text{올라가다} \\ \text{내려가다} \end{array} \right\}$. (=사다리 $\left\{ \begin{array}{l} \text{위 (쪽)} \\ \text{아래 (쪽)} \end{array} \right\}$ 으로 이동한다.)

はしごを $\left\{ \begin{array}{l} \text{登る} \\ \text{降りる} \end{array} \right\}$ 。 (=はしごの $\left\{ \begin{array}{l} \text{上 (方)} \\ \text{下 (方)} \end{array} \right\}$ に移動する。)

b. 사다리에 $\left\{ \begin{array}{l} \text{올라가다} \\ \text{내려가다} \end{array} \right\}$. (= [NOT-사다리]를 $\left\{ \begin{array}{l} \text{올라가서} \\ \text{내려가서} \end{array} \right\}$ 사다리에 이동한다.)

はしごに $\left\{ \begin{array}{l} \text{登る} \\ \text{降りる} \end{array} \right\}$ 。 (= [NOT-はしご]を $\left\{ \begin{array}{l} \text{のぼって} \\ \text{降りて} \end{array} \right\}$ はしごに移動する。)

(14) a. 계단을 올라가다. (=계단을 위 (쪽)으로 올라간다.)

階段を上がる。(=階段を上(方)に上がっていく。)

b. 계단에 올라가다. (= [NOT-계단]을 올라가서 계단에 도달한다.)

- 조사 ‘에/に[ni]’가 「사물이 존재하는 장소와 상황을 지정하는」 개념을 나타내기 때문에, 다음 (17)에서 ‘을/を[wo]’이 사용된 문장은 비문이 된다.

- 이와 같이 문장 전체의 해석에 근거한 ‘을/을[wo]’과 ‘에/에[ni]’의 개념적 차이는 다음 (18a.b)의 표현으로 더욱 명백해진다.

- 8

- ペンキで壁 { を } 塗った。
 { *に }
- b. 페인트를 벽 { *을 } 칠했다.
 { 에 }
- ペンキを壁 { *を } 塗った。
 { に }

구체적으로 말하면, 조사 ‘을/을[wo]’은 공기하는 명사 지시물 「그 자체」를 행위의 대상으로 삼기 때문에, (18a)에서 ‘을/을[wo]’을 사용한 표현은 페인트를 수단으로 「칠하다」는 행위 대상이 「벽 전체」를 지정하는 사상을 나타내고 있음을 알 수 있다. 그러나 (18b)에서 ‘을/을[wo]’이 사용된 표현은 「페인트 그 자체」가 행위의 대상으로 지정되면서 동시에 「벽 그 자체」도 행위의 대상으로 지정된다는 점에서 의미적으로 모순이 생겨 비문이 되는 것을 알 수 있다.

한편 ‘에/에[ni]’는 「도달점」 개념을 나타내는 힘을 가지고 있지만 (18a)에서 ‘에/에[ni]’를 사용한 표현은 벽에 도달시키는 대상물이 지정되지 않았기 때문에 비문으로 판단되는 것이다. 그러나 (18b)에서 ‘에/에[ni]’를 사용한 표현은 다음 (18b')가 나타내는 사상과 의미적으로 같은 점에서도 알 수 있듯이,

(18) b'. 페인트를 벽에 발랐다.

ペンキを壁に塗りつけた。

「벽」을 도달점으로 한 후에, 거기에 「바르다」 즉, 「부착」시키는 대상이 「페인트 그 자체」로 지정되었다. 그리고 그 「벽」이 페인트가 부착되는 「도달 후의 위치」를 나타내고 있음을 알 수 있다. 그래서 다음 (19)의 표현에 있어서도,

- (19) 미국 { 을 } 여행하다
 { 에 }
- アメリカ { 을 } 旅行する。
 { に }

‘을/을[wo]’이 사용되는 경우에는 다음 (20)이 나타내는 것처럼,

- (20) 미국 { 안/내부 } 를 여행하다.
 { 전체 }

アメリカの { 中/内部 } を旅行する。
 { 全体 }

「미국 안/내부/전체」를 지시한다. 그러나 ‘에/に[ni]’는 다음 (21)이 나타내는 것처럼,

(21) *미국 { 안/내부 } 에 여행한다.
 { 전체 }

*アメリカの { 中/内部 } に旅行する。
 { 全体 }

‘을/を[wo]’과 같은 개념을 나타내지 못하고, 「여행하다」는 이동동사의 「도달점」이 단순히 미국이라는 것 밖에 나타내지 못함을 찾아낼 수 있다. 즉, ‘을/を[wo]’과 ‘에/に[ni]’는 각각 「대상물 그 자체」라는 개념과 「도달점 (또는 도달점의 위치)」 개념을 가지고 있기 때문에 다음 (22)는,

(22) 유학 하려고 마음 { 을 } 정했다.
 { 에 }

留学しようと心 { を } 決めた。
 { に }

다음 (23)이 나타내는 것과 같이 의미적 차이가 생긴다고 볼 수 있다.

(23) ‘을/を[wo]’: 유학하려는 마음을 정했다.

‘에/に[ni]’: 유학하려고 정한 장소가 마음이다.

그래서 (22)에서 ‘을/を[wo]’을 사용한 표현은, 다음 (22’)로 바꿔 말할 수 있는 것처럼,

(22)’ 유학하려고 결심했다.

留学しようと決心した。

「마음」이라는 명사 지시물과 「정하다」는 행위의 직접적인 결합을 나타내며,³ 그 결합의 강도는 전적으로 ‘을/을[wo]’의 「대상물 그 자체」라는 개념에 의존한다고 볼 수 있다.⁴

결국, 격조사 ‘을/을[wo]’이 「이동 전체 거리를 나타내는」 개념을 포함하고 있기 때문에 동사가 나타내는 행위의 영향력을 직접 받는 대상물을 직접 목적어로서 표시할 수 있음을 이끌어 낼 수 있는 것이다.

4. 결론

본고에서 제시한 예문 ‘산을 올라가다/山_을登る’와 ‘산에 올라가다/山_に登る’의 두 표현을 두고 일반적으로는 같은 의미를 나타내기 때문에 교체 가능하다고 한다. 그러나 이 두 표현에는 서로 다른 조사가 적용되어 있다. 「형태(form)가 다르면 의미(meaning)도 달라진다」는 언어학적 이론을 근거로 삼더라도 이 두 표현에는 상이점이 존재한다고 보아야 할 것이다. 만약 의미적으로 동격이라면 구태여 서로 다른 조사를 쓸 필요가 없다는 주장은 언어 표현에서의 경제성 원리와도 결부시킬 수 있을 것이다.

아울러 우리가 외계를 어떻게 파악하고 인식하느냐의 결과에 따라 두 종류의 표현이 생긴 것 또한 부정할 수 없기 때문에, 인간의 경험적 체험주의를 기초로 하는 인지언어학적 개념 연구를 바탕으로 한국어·일본어 조사 ‘에/に[ni]’와 ‘을/을[wo]’의 교체 현상에 나타나는 우리의 외계 인식을 고찰해 보았다.

이러한 인지언어학적 관점으로 접근한 본고는, 서로 다른 조사가 쓰여진 이상 동일한 표현으로 간주할 수 없다고 학습받은 학습자들을 위한 필요한 교안이 될 것이며, 또한 언어 교육에 있어서 학습자의 인지적 학습 능력을 향상시킬 수 있다는 점에서도 의미있는 것으로 생각된다.

³ Lakoff and Johnson(1980:129) 는, 두 표현이 서로 얼마나 가까이 있는가에 따라 그 결합·영향력의 강도가 정해진다고 하며, 그런 문장의 통사 구조상의 형태와 의미의 관계는 다음 (1)과 같은 방식으로 적용된다고 한다.

(1) If the meaning of form *A* affects the meaning of form *B*, then, the CLOSER form *A* is to form *B*, the STRONGER will be the EFFECT of the meaning of *A* on the meaning of *B*.

(형태 *A*의 의미가 형태 *B*의 의미에 영향을 미친다면, 형태 *A*가 형태 *B*에 가까울수록 *B*의 의미에 대한 *A*의 의미의 영향은 그만큼 더 강해질 것이다.)

⁴ 「결심」이라는 명사화형을 가지는 내부 구조는 「타동사 + 목적어」이며, 따라서 그것이 대격개념 표시조사 ‘를/을[wo]’을 포함하고 있는 것은, 다음 (1)이 나타내는 것처럼, 타동사와 자동사 양자에 쓸 수 있는 동사로서도 지지받을 수 있다.

(1) 축구(蹴球) ← 공_을 차다(球_을蹴る)

그러나 ‘에/に[ni]’만 같이 쓰이는 자동사 용법밖에 가지지 않는 동사를 사용한 명사화형은 다음 (2)가 나타내는 것처럼, 동사화시킬 때는 ‘를/을[wo]’를 쓸 수 없게 된다.

(2) 입학(入学) ← 학교_에/*를 들어가다(学校_に/*_을入る)

참고문헌

- 국어국립국어원 (2000) 『표준 국어 대사전』 (주) 두산동아.
- 김지형 (2010) 『인지적 대조언어학의 방법론 연구』 한국문화사.
- 남기심 (1997) 『국어 조사의 연구』 서광출판사.
- 노양진 · 나익주 (1995) 『삶으로서의 은유』 서광사.
- 서정수 (1996) 『개정 현대 한국어 문법 연구의 개관』 한국문화사.
- 연세대학교 언어정보개발연구원 (2006) 『연세 한국어사전』 두산동아.
- 이선희 (2004) 『국어의 조사와 의미역 -조사{-를}과 논항 실현을 중심으로-』 한국문화사.
- 李潤玉 (2018) 『異言語間に共通する概念研究一日・韓・英語の助詞・前置詞を対象とする認
知言語学的アプローチ』 図書出版夏雨。
- 金田一京助(他編) (1989) 『新解明国語辞典』三省堂。
- 新村出(編) (1998) 『広辞苑』第五版 岩波書店。
- 日本語教育学会 (1995) 『日本語教育事典』縮約版 大修館。
- 田中茂範 · 松本曜 (1997) 『空間と移動の表現 (日英語比較選書6)』研究社出版。
- Bolinger, Dwight. (1980) *Meaning and Form*. Longmans. New York.
- Lakoff, G. and M. Johnson. (1980) *Metaphors We Live By*. University of Chicago.
- Langacker, R.W. (1991) *Concept, Image, and Symbol: The Cognitive Basis of Grammar*.
Mouton de Gruyter: Berlin/New York.

東南アジアの社会変化と社会保障制度の拡充 ー高齢化、貧困の縮小と不平等化に伴う タイの外国人労働者の現状を中心にー

Social Changes and Expansion of Social Security Schemes in Southeast Asia:
A Discussion on the Issues of Migrant Workers in Thailand
due to Aging Populations, Poverty Reduction and Inequality in the Region

秦 辰 也 (Tatsuya Hata)*

ABSTRACT: This article focuses on the issues of migrant workers arriving in Thailand due to aging populations, poverty reduction and inequality in the region over recent decades. As economic conditions have “miraculously” boomed during this time with many countries developing rapidly, social security schemes in the region have also gradually improved with the added help of international cooperation. However, increasing numbers of migrant workers, especially unskilled laborers from Cambodia, Laos and Myanmar, have crossed the border into Thailand without a work permit to seek a better life during this period of prosperity. The paper particularly highlights the transitions of migration policy, profile and practice in Thailand and sets forth an assessment on their current status of legality, working conditions, social services and other human rights protection issues. It concludes that long term migrant policy based on their socio-cultural context should be formulated with the cooperation of neighboring countries, while further legal assistance and services need to be provided by both the public and private sectors, especially for unskilled laborers and their children from Myanmar.

KEYWORDS: Aging Society, Social Security Scheme, Unskilled Migrant Workers

はじめに

21 世紀に入って、アジア社会は急激な変化を遂げている。第二次世界大戦後に独立を果たした多くのアジア諸国は、その後も東西の冷戦下で朝鮮戦争、ベトナム戦争、カンボジア内戦、ミャンマーの民族紛争や東ティモール紛争などを経験し、長

* Professor of International Cooperation and Development at the Faculty of International Studies, Kindai University. E-mail: khunhata@intl.kindai.ac.jp

年にわたって貧困と停滞に喘いできた。日本はいち早く復興を遂げて貧困から抜け出し、高度成長期へと移行しながら国際的には「援助国」への仲間入りを果たし、戦後賠償から始まった政府開発援助（ODA）の多くをインフラ中心の「経済協力」案件の形でアジア諸国に振り向けてきた¹。

しかし 1970 年代を過ぎると、日本に端を発した戦後の経済成長は、独裁政権下にあった多くのアジア諸国にも工業化を後押しする形で強い成長の波をもたらした。韓国、台湾、香港、シンガポールは新興工業経済地域（NIES）と呼ばれ、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンも ASEAN 4 としてこれらに続いた。同じ ASEAN でも後発国といえる CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）については 2000 年代まで待たねばならなかったものの、今日までの国家による開発主義的なキャッチアップ型工業化戦略の勢いが拡大してきた点は周知の事実である²。こうした中、世界銀行は 1993 年のレポートで「東アジアの奇跡－経済成長と政府の役割」を発表し、1965 年からの東アジアにおける成長を分析した。そしてそれは、「権威主義的体制」のもとに、強い開発意思を持った「東アジアモデル」としても注目されることとなった³。また 2000 年代に入ると、中国が急速に経済力を増し、政治や安全保障問題などあらゆる面での影響力を強めていった⁴。

一方、厚生経済学を前提とした開発論に立てば、アマルティア・センが「ケイパビリティ」という概念で提唱したように、アジアでもそこに生きる人々の「生活の質」の向上に多くの注目が寄せられる状況となった⁵。1990 年にはセンの議論に着目した国連開発計画が作成した「人間開発（human development）」の概念が広がり、開発の対象を国家ではなく一人ひとりの人間へと向け、例えば「所得」よりも死亡率や病気、飢餓などの要素を用いた平均余命や、人々の「保護（protection）」、「能力強化（empowerment）」をより注視する「人間の安全保障（human security）」という考え方へと移っていった⁶。これに伴い、日本の ODA も NGO など市民社会による社会開発へのアプローチにも注力し始めた。また、2000 年代以降の政策には国連ミレニアム開発目標（MDGs）が、そして 2015 年には持続可能な開発目標（SDGs）が国連で採択され、マルチステークホルダーによるパートナーシップをより重視し、「誰一人取り残さない」開発への方向性が主流となった。

¹ 佐藤仁（2018）

² 末廣（2000）、佐藤幸人（2012）

³ 坂田・内山（2016）pp10-12

⁴ ISEAS（2019）

⁵ 佐藤仁（2016）pp21-49

⁶ Ibid.

本研究では、こうしたアジア諸国の急激な経済成長と生活水準の向上に関する議論を踏まえて、そこに生きる人々のセーフティーネットの確保が急務である⁷との観点から、特に 2000 年以降にタイ及び東南アジア諸国において拡充が図られてきた社会保障制度に着目する。そしてアジアで急速に進む「高齢化」、「貧困の縮小化」と、それに伴い移動が活発化している「外国人労働者」⁸の現状と課題について巨視的に議論し、近年東南アジア諸国の中では最も早いペースで外国人労働者が流入しているタイの状況について検証する。また、限定的ではあるがタイ及びミャンマー国境周辺の NGO やコミュニティの動向を参考に、今後の東南アジア地域との社会連携のあり方について検討していくことにしたい。

本論では、まず先行研究を中心にこれまでのアジア諸国の高齢化や貧困と所得格差、そして外国人労働者の受け入れ政策に関する議論について論点を整理し、各国の社会保障制度の動向を追った。また、短期間ではあるがタイでのフィールドワークや聞き取り調査を実施して現状を把握し、その結果をもとに今後の研究諸課題を提起した。

1. 東南アジアにおける社会保障問題への視点

1.1 進む高齢化社会

社会保障を視る第一のポイントは、アジアで進む急速な高齢化である。日本の 65 歳以上の人口が 7%を超えて「高齢化社会」に入ったのは 1970 年からであるが、先述した東アジアの急速な経済成長と並行して高齢化問題が指摘され始めたのは 2000 年代に入ってからである。かつてアジアは世界の中でも「子だくさん」の地域で、例えば 1950～60 年代の合計特殊出生率（TFR: 1 人の女性が生涯に出産する子どもの数に相当）は 5.7 を大きく上回っていたが、現在は多くのアジア諸国の同出生率は、

⁷ 内閣府（2010）はアジアの経済発展の観点から、Chomic and Piggot（2014）はアジアの高齢化の観点から迅速な社会保障制度の整備を求めている。

⁸ 「外国人労働者」と「移民労働者」、「移住労働者」（migrant workers）はしばしば同義語で使われる。国連広報センターによれば、「移住労働者」とは「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約（International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families）」の第 2 条で「国籍を有しない国で、有給の活動に従事する予定であるか、またはこれに従事している者」として定義づけられている。また、「移民」の定義は国や地域によって異なり、例えば国際移民の正式な法的定義はなく、多くの専門家は移住の理由や法的地位に関係なく定住国を変更した人々を国際移民とみなすことに同意しており、3 ヶ月～12 ヶ月間の移動を短期的または一時的移住、1 年以上にわたる居住国の変更を長期的または恒久移住と呼んで区別するのが一般的である（国連経済社会局）。しかし、実際には「移民労働者」や「移住労働者」のすべてが恒久的に受け入れ国に滞在するとも限らず、短期長期で移動する労働者も多いことから、本稿では誤解を避けるために引用文献を除き「外国人労働者」という用語を使用することにする。

人口が安定的に推移するのに必要な水準（置き換え水準）の2.1を下回るようになっている⁹。2.1を下回るのは、日本、韓国、台湾、香港、シンガポール、中国、タイ、ベトナム、ブルネイ、北朝鮮といった国・地域である¹⁰。これは何を意味するのかというと、これまでは総人口に占める生産年齢（15～64歳）の割合が上昇し、経済成長が促進される「人口ボーナス」効果があったのに対し、近年では効果が薄れて生産年齢人口比率が減少して経済成長を妨げる「人口オオナス」に転換していくことが予測されるということである¹¹。

表1は、ASEAN+3諸国の都市人口の占める割合と各年齢層が占める人口比率を表したものである。都市人口比率が4割に満たない国はベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオスに限られている一方で、60歳以上の人口比率が10%を超える国は日中韓に加えてシンガポール、タイ、ベトナム、マレーシアの4ヶ国に上っている。

新田目（2006）は、こうしたアジアの「高齢化」に早くから焦点をあて、医療・年金・福祉制度のどの領域についても制度的対応が不十分な状態にあり、当時の財政状況下でその状態を短期間に改善することは困難であると述べた。そして、北欧

表1. アジア諸国の人口と都市および年齢層の比率と予測

	総人口(万人)	都市人口%	0～14歳%	15～59歳%	60歳以上	60歳以上 2050年予想
シンガポール	5,709	100%	15%	66%	20%	40.4%
タイ	69,038	49.9%	17%	66%	17%	37.1%
ベトナム	95,541	35.9%	23%	65%	11%	27.9%
マレーシア	31,624	76.0%	24%	66%	10%	23.6%
インドネシア	263,991	55.3%	27%	64%	9%	19.2%
ミャンマー	53,371	30.6%	27%	64%	9%	18.8%
ブルネイ	429	77.6%	23%	68%	8%	30.9%
フィリピン	104,918	46.9%	32%	60%	8%	14.0%
カンボジア	16,005	23.4%	31%	62%	7%	17.6%
ラオス	6,858	35.0%	33%	61%	6%	14.7%
日本	127,484	91.6%	13%	53%	33%	42.5%
韓国	50,982	81.5%	13%	67%	20%	41.5%
中国	1,409,517	59.2%	18%	66%	16%	36.5%

出所： World Population Prospects, United Nations 2017 Revision,
Department of Economic and Social Affairs, Population Division, United Nations 2018

⁹ 大泉（2018）pp208-228

¹⁰ Ibid.

¹¹ Ibid.

諸国の「高福祉・高負担」モデル、アメリカの自己責任下の市場メカニズムによるモデルに対して、日本の「地域福祉」を選択肢に挙げて可能性を探った。また、各国の歴史、伝統、文化などを十分に踏まえた上で、社会手当 (Demogrant, Social Pension)、公的年金、私的年金、さらに家族・コミュニティなどのインフォーマルな「社会保障」やその他の医療制度、個人資産などに配慮し、それらの最も適当な組み合わせを考慮した上で設計することが望ましいという世界銀行の Multi pillar model にも言及し、アジアにとって最も相応しい「地域福祉」のあり方を求めた。

一方、河森 (2009, 2016) はこうしたアジア諸国の高齢化と社会保障について検討する上での重要ポイントを強調し、タイの医療福祉制度を精緻に分析した。重要ポイントとは、欧米諸国と比較してアジア諸国の高齢化のスピードが速いことはいうまでもないが、日本や韓国などの東アジア先進国と中国や東南アジアの間には経済成長と高齢化の関係性における異なるパターンが見られることであり、(表 1 では具体的に一人当たり GDP は示していないものの) 中国や東南アジア諸国は、所得レベルが低くかつ国家による社会保障が未整備な段階で高齢化社会に突入していることを指摘した。加えて、東南アジアでは医療サービスの普遍化の要請と高齢化に伴う介護サービス普及の要請が同時進行で起こっており、これについては日本とは 40 年に近いタイムラグがあったとしている。そして、都市化がまだ進んでいない農村人口が相当程度残った段階での社会保障制度システムとしては、日本や韓国、台湾などのように介護保険制度を準備している「東アジア先進国型」とは異なるものが必要だと述べ、「政府 (サービス供給者としての)」、「コミュニティ住民組織」、「家族」、「市場」といった 4 つの主体の設定と、政府の調整能力の組み合わせが重要だと提案した。その上で、近年におけるタイの社会保障制度である「30 パーツ医療制度」¹²のしくみや機能に着目した。

これに関連して、アジア地域の社会・文化的特徴を深く理解し、社会そのものに埋め込まれた福祉とケアの多元性の観点から、速水 (2019) は近年の実践的な諸事例を取り上げ、今日の東南アジア地域の複雑な社会的様相を鋭く検証している。中でも、タイ北部チェンマイ県にはカレン族やシャン族など少数民族の多くがミャンマーやラオスと国境を跨ぐ形で暮らしているが、そこで「家族」や「コミュニティ」の視点から繰り広げられている「高齢者」や「移民労働者」に対するケアのあり方は、極めて特徴的であると考えられる¹³。

¹² 河森によれば、タイの総人口の約 7 割を対象とするこの制度では、1 回 30 パーツ (1 パーツ 約 3 円) の手数料で疾病の診断・治療 (心臓病などの高額治療や伝統治療営業法に定める伝統医療を含む)、出産 2 回以内、入院患者向けの食費及び室料、歯科治療、国家基本薬剤リストに沿った薬剤、医療機関間のリファーラル (送致) などのサービスが公的医療機関から受けられることになっている。

¹³ 速水 (2019) の第 8 章ではチェンマイ県の山地カレン村落における高齢者の棲み方について、

1.2 貧困の縮小と不平等化の拡大

第二の視点は、特に東南アジアで縮小する貧困問題と不平等化の拡大である。社会開発に関するこれまでの東南アジアの状況を振り返れば、その前提として NIES をはじめとして「アジア的停滞」から「東アジアの奇跡」へとパラダム転換を起こした各国の経済成長があったことは明白である。いわば、ほんの一昔前までは、貧困と停滞が支配していたアジア社会が、わずか数十年で「世界の工場」にのし上がり、世界経済の成長を主導するまでに発展を遂げたのである¹⁴。また、政治的影響については次章で述べるが、国家の役割としてはこの間アジア諸国では「開発独裁」とも呼ばれる「権威主義体制」が続き、民主主義が制限される中で成長戦略がとられていった。

しかし、その後はフィリピンやインドネシア、ミャンマー、タイなどで民主化の動きが活発になり、アジア各地で市民社会の動きが注目される中で先進諸国からの ODA、企業、NGO などの民間による国際協力が果たした役割も大きかった¹⁵。特にカンボジアでは、国連の監視下で総選挙が行われた 1992 年から 2010 年代にかけての海外からの援助額が毎年増加し、中でも社会開発分野における NGO からの拠出金は、保健、教育、コミュニティなどでの社会事業、HIV/AIDS 分野にその多くが振り向けられてきた¹⁶。図 1 に示すとおり、それぞれの国が定めている貧困ライン以下で生活する人口割合はミャンマーを除く国々で着実に減少傾向が見られる。また、図 2 から明らかなように、ばらつきはあるが 1,000 人あたり 5 歳未満の乳幼児死亡率についても多くの国々で改善が見られる状況となっている。

しかし、これらの国々で絶対的貧困が縮小していく一方で、近年指摘されているのが格差の拡大に伴う不平等化の問題である。川中豪 (2018) は、1970 年代から 2010 年代にかけての東南アジア諸国のジニ係数の変化を示し、全般に所得格差が広がっているのは明らかだとして、マレーシアとタイが高いジニ係数を維持しながらも減少傾向を見せているのに対し、インドネシアとシンガポールは所得格差の拡大を経験していると指摘している。また、フィリピンはこれら 4 カ国よりもジニ係数は高く推移しており、1998 年のエストラダ政権以降はやや減少傾向にあるものの、1986 年の民主化以降に拡大傾向を示した点などの特徴を捉えている。そして各国の分析を踏まえて、所得格差の拡大や固定化、新しい社会階層の出現などが東南アジア諸国の政治的な安定に影響を与えており、顕著な経済成長が急速な社会変化によって亀裂し、民主主義体制を不安定化させているとしている。

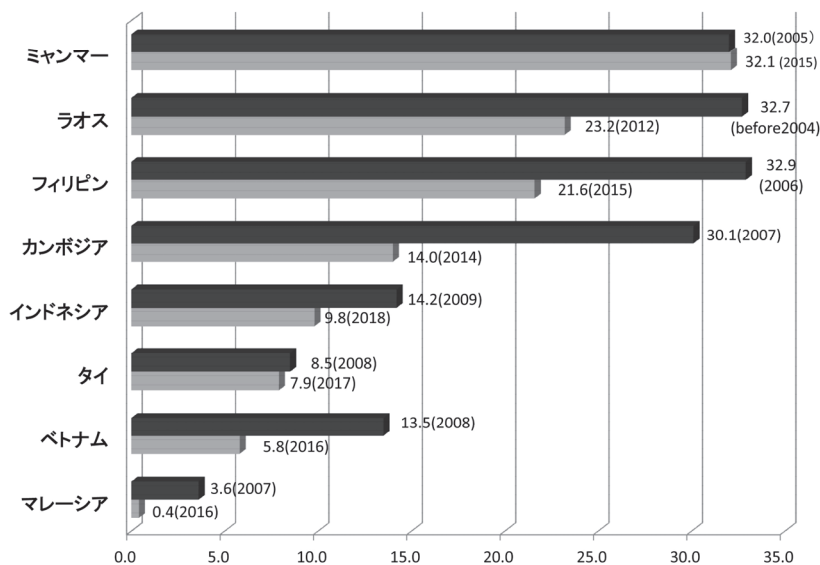
また岡部 (2019) の第 14 章では同じチェンマイ県の国境付近のジャン人移民労働者の子どもたちへの出家から見たケアについて議論されている。

¹⁴ 坂田・内山 (2016)

¹⁵ 秦 (2014)

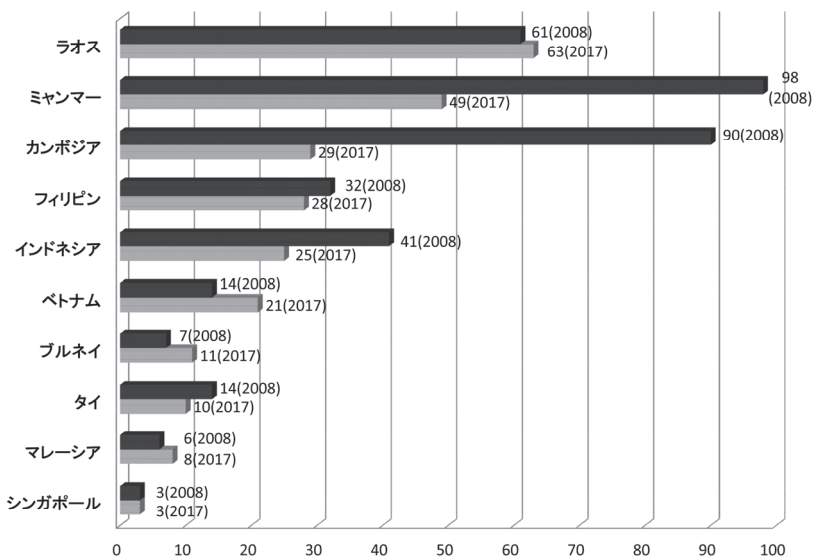
¹⁶ Ibid.

図 1. 国家貧困ライン以下で生活する人口の占める割合の変化 (%)



出所：Asian Development Bank Basic Statistics 2010/2019 をもとに筆者作成

図 2. 1000人あたり5歳未満の乳幼児死亡率の変化 (人)



出所：Asian Development Bank Basic Statistics 2010/2019 をもとに筆者作成

日下渉（2019）も、民主主義と資本主義の間には原理的な矛盾があることを前提に、格差の拡大が階層間だけではなく、民族・宗教・地域といった複数の集団間の亀裂によってモザイク状に差異化して敵対関係が産まれる要因になりうることを懸念している。各社会集団の利益を適切に代表して政党や議会が強い民主制度に基づき政策形成によって対立を調整できればよいが、2000年代にフィリピンやタイで不平等に不満を抱く貧困層の指示を得たポピュリズムとそれに反発する動きなどが露呈した問題などを事例に、格差の拡大に警鐘を鳴らし、持続可能な民主主義の深化の必要性に言及している。特にタイなどでは、依然として軍の政治関与が強く、都市スラムや農村部の貧困層へのバラマキ政策が続いている。また、近年増加している周辺国からの外国人労働者の流入によって民族や宗教の違いによる不平等化の拡大もみられ、一層複雑な社会状況を生み出している点も懸念される。

1.3 国際労働移動と外国人労働者の増加

社会保障制度を検討する第三の視点は、世界的に増加する国際労働移動とそれに伴う外国人労働者の増加である。しかしそこには、人身取引（human trafficking）、不法滞在、労働者の人権侵害などの問題が山積しており、東南アジア地域においては特に周辺国のカンボジア、ラオス、ミャンマー（CLM 諸国）、から多くの外国人労働者や難民などを受け入れてきたタイにおいて、これらの事例が多数報告されてきた¹⁷。

岩崎薫里（2015）は、ASEAN 諸国で近年活発化している国際労働移動の特徴を①高所得国への移動、②低技能労働者¹⁸の移動、③近隣国バイアス、④送り出し国と受け入れ国間の歴史的つながりによる影響としている。そして、ASEAN 域内についていえば、主な送り出し国はミャンマー、インドネシア、マレーシア、ラオス、カンボジアであり、人の流れとしては、①ミャンマー、ラオス、カンボジアからタイ、②インドネシアからマレーシア、③マレーシアからシンガポールへの移動がとりわけ顕著であり、フィリピンやベトナムについては ASEAN 以外の国、特にアメリカへの労働者送り出し大国として捉えて各国の現状を分析し、とりわけ非熟練労働者を大量に受け入れてきたタイやマレーシアにおける深刻な人権侵害や、受け入れ国側が体制をつくる上での膨大なコストの問題、中長期的視点による政策づくりの必要性などに触れている。

こうした外国人労働者の問題は、短期的には経済成長の押し上げや国際競争力の維持には大きな効果をもたらす点が多いが、滞在期間が長くなり、短期労働者から

¹⁷ United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand（2019）

¹⁸ 岩崎（2015）は「低技能労働者」という用語を使用しているが、本論文では引用箇所以外については「非熟練労働者」という用語を使用する。

受け入れ国への長期生活者へとフェーズが移る中で、社会保障の拡充が深刻な問題となっていく。日本においても近年外国人労働者の増加や受け入れ拡大については議論が活発であるが、未登録（非合法）やオーバースティでかつ非熟練労働者であればなおさら自国民への社会保障制度からは除外され、搾取されたり差別を受けたりする問題へと連鎖する構造が生まれることにもなっていく。

表 2. アジアにおける外国人と難民在住者数

	総人口	外国人在住者数	人口に占める外国人在住者比率 (%)	滞在する難民数 (概算)
シンガポール	5,603,740	2,543,638	45.4	3
タイ	67,959,359	3,913,258	5.8	132,838
ベトナム	93,447,601	72,793	0.1	0
マレーシア	30,331,007	2,514,243	8.3	98,207
インドネシア	257,563,815	328,846	0.1	4,270
ミャンマー	53,897,154	73,308	0.1	0
ブルネイ	423,188	102,733	24.3	0
フィリピン	100,699,395	211,862	0.2	189
カンボジア	15,577,899	73,963	0.5	104
ラオス	6,802,023	22,244	0.3	0
東ティモール	1,184,765	10,834	0.9	0
日本	126,573,481	2,043,877	1.6	2,560
韓国	50,293,439	1,327,324	2.6	874
中国	1,376,048,943	978,046	0.1	301,052

出所: United Nations, Population Division, Department of Economic and Social Affairs, Trends in Migration Stock 2015 をもとに筆者作成

表 2 はアジア諸国における外国人と滞在している難民数を表したものであるが、人口に占める外国人数の割合で見るとシンガポールが突出して高く、次いでブルネイ、マレーシア、タイと続いている。また、難民の数でみればミャンマー難民を多く受け入れるタイとマレーシアが挙げられる。

差し当たり、非熟練労働者を取り巻く社会保障制度の問題については第 3 章で近年 ASEAN 諸国の中で最も早いペースで外国人労働者を受け入れているタイを事例に議論を深めることにし、次章では、そもそも東南アジア地域でどのように社会保障制度が整備されていったのか、主だった国のこれまでの動向と地域事情を探ってみることにする。

2. 社会保障制度の拡充と地域事情

高齢化が急速に進み、格差の拡大や不平等化が懸念され、政治的には「ポピュリ

ズム」政策が批判される東南アジア諸国。だが「福祉国家」としての観点でみると、社会保障制度についてはこれまで欧米や日本を含む先進国での議論が主流であったが、ばらつきはあるものの経済成長と並行して広がりを見せ始めたのも事実である。本章では、東南アジア諸国がどのような政治体制でいかなる社会保障制度を整えてきたのかについて検討してみたい。

2.1 社会保障制度の動向

浅見（2011）は、各国の歴史文化的な背景や経済状況、政治的形狀の違いがあり、異なる点はあるものの失業保険に関する政策については韓国では1995年、台湾では1999年、タイでは2004年、ベトナムでは2007年に取り組みが始まったことに触れている。社会保障は、個人レベルから会社などの産業レベル、地域レベルや国家レベルへと発展していくが、理論的根拠として経済成長はもちろん、政治的なファクターも大きい。韓国や台湾に続き、タイ、インドネシア、フィリピンにおいては民主化に伴って1990年代から2000年代にかけて国民健康保険制度が導入されていく経過を辿った。通常こうした保険制度は正規の労働者と非正規労働者間、あるいは多くの農民たちとの不平等を是正し、公平性を維持していくのが理想であるが、浅見は韓国と台湾を除き、不平等な状況があることを供給側の制約から分析している。そして、政策担当者が頻繁に使う予算不足という理由よりも、行政の威力不足と汚職の問題について厳しく指摘している。

こうした多くのアジア諸国における社会保障制度は、まず公務員や軍人から始まり、大手企業の正規雇用者、続いて中小企業の正規雇用者へと進んでいった。そして、その後に収入が最も低い農民や非正規労働者といったインフォーマルセクターの人々の問題が取り残されていく状態がみられるのが現状である。大泉（2018）も、制度的には最後に自営業・農業従事者を取り込み、国民皆社会保険制度が完成するという点に言及している。そしてこれに人口動態の視点を加えて、社会保障制度の第一段階にあるのが出生率が高く若年層の多い低所得国のCLM諸国、第二段階が工業化進み経済成長が軌道に乗ったベトナム、フィリピン、インドネシア、第三段階が国民皆社会保障制度を構築しつつあるマレーシア、タイ、中国、そして国民皆社会保障制度は完成したものの、高齢化の加速により、財政負担をいかに軽減するかや、業種や就業形態による制度間、世代間の公平性の問題などに直面している国々が第4段階にある日本、韓国、台湾、シンガポールだと分類している。

各国における社会保障制度の充実度に関する相違も含め、やはり民主主義体制を巡る政治体制の変化による社会保障政策への影響が大きかったと考えられる。そうした政治社会的な背景を踏まえて、次節からは社会保障制度の位相としては第二段階にあるフィリピンとインドネシア、そして軍政が長く続いているものの第三段階

に到達し、今日多数の外国人労働者を受け入れているタイの 3 ヶ国について、経緯も含めて簡潔に整理してみよう。

2.2 フィリピン

フィリピンの社会保障制度は、古くは 1936 年から公務員を対象とする GSIS (Government Service Insurance System: 公務員保険機構) が、また 1954 年には 100 人以上の正規社員を雇用する民間企業を対象とする SSS (Social Security System: 社会保障機構) が年金制度として始まり、その後 1957 年には 50 人以上の正規社員を雇用する民間企業を対象に、1958 年には 6 人以上の正規社員を雇用する民間企業を対象に、そして 1960 年には 1 人以上の正規社員を有する民間企業も対象にという形で広まっていった。そして 1980 年には自営業が対象に、1992 年には農民や漁民が、さらに 1995 年にはインフォーマルセクターの人々を対象にという形で拡大されていった¹⁹。

SSS は政府管轄下の機関であり、退職年金、死亡年金、障害年金といった年金給付サービスのほか、加入者に対し、疾病等による休業給付サービス、GSIS と共通の労災補償プログラム、生活資金、教育資金等に対する貸与サービスも提供しており、財源は労使双方の負担による社会保険料 (Social Security/Insurance Contributions) と投資、貸付等の資産運用の収益から成り立っている²⁰。

また、医療保険制度についてはラモス政権下の 1995 年 2 月に GSIS と SSS を統合する形でフィリピン健康保険公社 (Philippines Health Insurance Corporation: PhilHealth) が設立され、一元的に国民健康保険プログラム (National Health Insurance Program) が実施されることとなった。PhilHealth は保健省傘下にあるが、全国民を公的医療保険でカバーすることをめざしており、加入率は 2017 年現在で 93% となっている²¹。

しかしフィリピンの場合、こうした政府による社会保障制度の整備の背景には、少なくとも 2016 年時点で登録数が 261,762 団体 (NGO-CODE, 2016) ともいわれる CSO (Civil Society Organization, 市民社会組織) が果たしてきた役割が大きいと考えられる。フィリピンでは一般的に CSO を NGO と PO (People's Organization) とに区別しており、すべての団体ではないが、それらの多くが貧困層の人々の社会保障問題に関与している。活動内容も、人権に関するキャンペーンや政策提言、社会サービスや生活改善、調査研究、保健医療の啓発や「保健センター」の運営、教育、職業訓練等々多岐にわたっており、こうした CSO の貢献なくして中央政府や自治体と

¹⁹ 浅見 (2011)

²⁰ 厚生労働省 (2018)

²¹ PhilHealth (2017)

の連携だけでは社会福祉事業が成り立たない状況がある²²。この実態を踏まえて、2019年2月には国民皆保険制度の導入等を目的とした「ユニバーサル・ヘルス・ケア法」も成立し、フィリピンの社会保障制度も新たなステージへと移ったといえるだろう。

2.3 インドネシア

経済成長に伴い、インドネシアでは2004年10月から2014年10月まで続いたユドヨノ大統領の時代に、国民医療皆保険をめざす動きが活発化した。起点となった動きは、2004年に社会保障制度を統一して全国民を対象とした新たな制度を整備するために「社会保障制度に関する2004年法律第40号」が公布されたが機能せず、その後2011年10月にこの法律を実施するための「社会保障実施機関法」が成立したことでようやく2014年1月に医療保険実施機関としてBPJS Kesehatan²³が設置され、本格的なプログラムがスタートしたことである。また、2019年現在も国民皆保険には至っていないものの、ジョコ政権下の2015年7月には医療保険以外の労災、死亡一時金、老齢一時金、年金制度を管轄する労働力社会保障実施庁（BPJS Ketenagakerjaan）が創設された。これにより、スハルト政権時以降、ほとんどの社会保障制度の対象となっていなかった農民やインフォーマルセクターの人々が、制度上は対象となることになった²⁴。

もちろん、かといってこれまで農民やインフォーマルセクターの人々に全くセーフティーネットがなかったわけではなく、例えばジャワ人に根づいているカルジャ・バクティ（Kerja Baktyi：協働・労働貢献）という伝統的な考え方があり、その行動の基本的規範理念としてのゴトン・ロヨンと呼ばれる精神伝統的な精神が根づいており、共同体で一人、一世帯では遂行できない活動、行事を中心として、冠婚葬祭、災害での相互支援、公共事業への参加、家の修理・立替え、村の道路や用水路の清掃、農作業の手伝い夜警などに対して、他の近隣住民が無報酬で労力を提供する関係がある²⁵。また、歴史を振り返れば、オランダの植民地下にあった1880年にはクーリー条例（Keolieordonnantie van 1880）²⁶と呼ばれる使用者に課せられた規定があり、1911年労働力雇用条例第4条は刑罰規定をもたない農園における契約移民規定であり、使用者に農園内の適切な住居と適切な看護や治療を与えることを

²² 藤岡・山岡（2010）

²³ BPJS は *Badan Penyelenggara Jaminan Sosial* (Social Insurance Administration Organization) の略称で、BPJS administers the Indonesian national health insurance *Jaminan Kesehatan Nasional* or JKN for short

²⁴ 厚生労働省（2017）、水野（2018）

²⁵ 浅野（2018）

²⁶ 水野（2019）

義務づけていた。

水野（2008）によれば、独立後のスカルノ政権期からスハルト政権期の社会保障制度は例えば 1947 年の労働災害法や医療に関する 1957 年労働大臣規則第 15 号、さらに 1967 年労働大臣規則第 3 号は職員・労働者および家族の病気、妊娠、出産、死亡時の対処など、月 20 日以上働く労働者を対象とした。しかし、スハルト政権下の 1970 年代になるとこれらの制度はコーポラティズム的性格を強め、インフォーマルセクターの人々を排除していくことになる。その後 1998 年にアジア通貨危機が起こり、スハルト政権が崩壊するとソーシャルセーフティーネットプログラムがインフォーマルセクターの人々を対象にスタートし、政権がワヒド大統領からメガワティ大統領、そしてユドヨノ大統領へと交代する過程でコミュニティ健康保険も設けられ、貧困層向けのサービスが始まった。冒頭でも触れたが、2004 年の全国社会保障制度についてはその後の起点となり、労働組合や NGO など加わった社会保障行動委員会を中心とする活発な運動などもあって実現する形となった。また、介護保険制度はないものの、福祉サービスとして児童、高齢者、障害者、貧困者等への個別支援策が取られている。

しかし、徐々に社会保障制度が確立する一方で課題も山積みである。第一に 2 億 6,000 万人を超える全国民をカバーする持続可能な社会保障制度に完成させるためには、インフラ整備や医療水準の向上を含めてまずは予算の確保が重要である。例えば、公的扶助制度として「希望ある家族プログラム」(Program Keluarga Harapan)では貧困家庭への直接的な現金給付支援が実施されてきたが、政府は 2 億ドルを世銀から借り入れ、5 年間で 55 億ドル（約 6,000 億円）の予算措置を必要とする見込みである²⁷。また水野も、医療社会保障実施庁の赤字は年間 8 兆ルピー（1 ルピー＝約 0.00786 円）に達するだろうと述べ、特に地方では患者数に対して医師や看護師が不足している点も指摘している。

2.4 タイ

タイの社会保障制度の起点になったのは、1990 年に成立し、翌 91 年から施行された社会保障法である。1990 年代半ばはタイが中進国化し、同時に中進国化にともなって登場した新しい経済や社会の課題に直面した時期でもあった。技術や知識を基礎とした新産業の育成、イノベーションの推進、情報化社会に伴う都市と農村の情報格差（デジタル・ディバイド）の是正、高齢者対策や福祉の拡充、教育の見直しなどである²⁸。91 年には「障害者リハビリテーション法」も制定され、全国で障害者登録が進められるようになった。

²⁷ 厚生労働省（2018）

²⁸ 末廣（2009）

当時のチャートチャイ政権はそれまでの安定したブレーム長期政権を引き継ぐ民主政治で「戦場から市場へ」の政策を掲げたが、その後 91 年の軍事クーデターで失脚した。だが、その後もプーミポン国王の裁定などもあって政治体制の民主化が進み、1999 年の「高齢者宣言」や 2004 年の「高齢者法」を施行。また、2001 年にはタックシン政権下で健康促進法によってたばこ税や酒税といった Sin Tax の 2% が自動的にタイ保健振興財団 (ThaiHealth) に充てられる仕組みができ、スラユット暫定首相時の 2007 年には「障害者リハビリテーション法」が全面改訂され「障害者エンパワーメント法」へと格上げされて障害者への不当な差別の禁止や雇用主の障害者雇用の義務なども盛り込まれた。2015 年 12 月までに 1,737,468 人の障害者が登録され、重度障害者への月額 800 バーツ (1 バーツ約 3 円) の生活補助などが実施されているが、障害者雇用の促進が課題となっている。

しかし、中でも特筆すべき政策は、タックシン政権が誕生した 2001 年の翌年から開始された「30 バーツ医療制度」である。その特徴は「税方式」と「社会保険方式」の混在で、約 500 万人を対象とする公務員・国営企業労働者医療保障に加え、2002 年に加入者約 1,000 万人の全民間事業所が社会保障基金に強制加入になったことで、職域部門において皆保険が実現し、それにユニバーサル・カバレッジ(UC)である加入者 4,900 万人の「30 バーツ医療制度」が導入されて地域保険が確立し、国民皆医療保障が実現した²⁹。

その後 2006 年 9 月に軍事クーデターでタックシン政権は失脚するが、貧困層間での根強いタックシン人気を払拭するために翌 10 月から軍政側は無料化へと踏み切り、2012 年 9 月まで継続しその後は低所得層のみを無料化していく政策をとった。また、高齢者へは、軍人や公務員のように公的年金制度のない 60 歳以上のすべてを対象とする福祉手当制度が 2009 年のアピシット政権時に開始され、一律 500 バーツを毎月支給する仕組みであったが、2019 年現在では 60～69 歳が 600 バーツ、70～79 歳が 700 バーツ、80～89 歳が 800 バーツ、90 歳以上が 1,000 バーツの月額支給にやや改善されている。

この他、タイでは近年様々な社会保障制度の充実が図られているが、2010 年の騒乱や 2014 年 5 月の軍事クーデターなど度重なる政情不安が続いたためか、権力者側のポピュリズム政策が目立っている。Thai PBS ニュースなどによれば、2015 年の国家 e ペイメント・マスタープランに沿って 2017 年 10 月から実施された 18 歳以上で年収 10 万バーツ以下または失業中で、10 万バーツ以上の資産を所有しない生活困窮者に対する支援制度については、政府への登録が認められれば福祉カードが支給され、商務省が指定する「トンファァーショップ (青旗店)」で生活必需品が補助される

²⁹ 河森 (2016)

が、本当に貧困層のみにカードが支給されているのかという疑念の声が寄せられている。また、2018 年以降は軍事政権下で貧困家庭を対象に年 3 回を限度に 1 回あたり 2,000 バーツ（子どもがいる場合は 3,000 バーツ）の一時的な給付などが実施されているが、2019 年 3 月 24 日の総選挙を控えて矢継ぎ早に実施された近年の政策には、民主化を進める政党からはばらまき政策だとの声も上がっている³⁰。

こうした国内の政情に絡む問題に加え、近年タイ政府が国際的な対応を迫られているのが 1.3 でも述べた CLM 諸国から急増する外国人労働者の受け入れに関する問題と、彼らへの社会保障の整備である。フィリピン、インドネシア、タイの 3 ヶ国の社会保障制度の現状からいえることは、「上から」ではあるもののいずれの国も各政権下において国民全体に対する社会保障制度を徐々に拡大し整備を進めていることが分かった。しかし、国家の経済発展によって周辺国から入国してくる自国民以外の人々に対する社会保障整備の問題は、「人間の安全保障」や SDGs の「誰一人取り残さない」といった観点から捉えれば、積み残された課題といえるのではないだろうか。

次章からは、これらの国々も加えた東南アジア域内の特徴を考慮して、経済的には突出している隣国タイに多数入国している外国人労働者の現状について検証し、これまでタイ政府が取ってきた政策面について理解するとともに、社会保障の観点から特に非熟練労働者の実態に接近してみることにはしたい。

3. タイの外国人労働者の概要と受け入れ政策の変遷

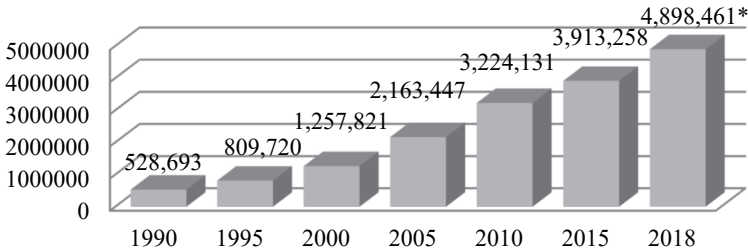
3.1 タイの外国人在住者の概要

タイにおいて近隣の CLM 諸国からの外国人労働者が急増したのは経済成長が著しかった 1990 年代からである。また、すでに示したようにタイ社会の高齢化は東南アジア地域ではシンガポールに次いで進行しているのが現状で今後もさらに 60 歳以上の人口増加が予測されていることから、経済成長をめざす上で外国人労働者に頼らざるを得ない状況に迫られている。国際移民機関 (IOM) 関係者 (2019)³¹は、Thai Development Research Institute (TDRI) が 2012 年の調査で高齢化が原因で 2020 年には約 490 万人の労働者がタイで不足すると予測し、タイ国家経済社会開発庁 (NESDB) もまた 2014 年に国内の低賃金労働者の不足による外国人労働者の必要性を懸念していた点を指摘し、まさにそれが現実となって進行していると報告している。UNDESA (2017) の統計でも、ASEAN 諸国の中では 1995 年から 2015 年までの外国人労働者の受け入れ数の増加が最も早いのがタイである。

³⁰ タイの NGO 関係者へのヒアリングによる。

³¹ United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand (2019) pp.9-25

図3. タイの外国人在住者数（1990-2018）



出所： United Nations Department of Social Affairs (2017)と Thailand Migrant Report 2019 の統計をもとに筆者作成（*2018 年は 11 月現在の統計で 2018 年のみ Thailand Migrant Report 2019 の統計を使用）

Thailand Migrant Report 2019 によれば、2018 年現在でタイ政府が把握している在住外国人の数は 4,898,461 人であるが、これには 486,440 人の無国籍者と 285,703 人の難民もしくはそれに準ずる人々も含まれている。図 3 は国連の統計と同報告書の統計を統合して作成したものであるが、1990 年以降の外国人在住者の増加傾向が続いていることを示している。

報告書は、タイ国内の無国籍者の実際の数はこれを大幅に上回ると予測し、関係者の見解として 200 万人以上という数字を上げている。そして、外国人在住者の約 8 割を占めるのが CLM 諸国とベトナムからの非熟練労働者で、公表されている数字は 3,897,598 人である。また、これらの多くが就労している業種は建設業、農業、工場労働者、家内労働者、漁業、水産加工業、サービス業であり、今日のタイ経済の底辺を支えているのが現状である。

表 3 はこれらのうちの CLM 諸国からタイへ移って就労許可取得のプロセスを経て滞在している労働者の数を表したものであるが、約 300 万人中 200 万人強がミャンマー人で圧倒的に多い。タイでは、近年これらの国からの外国人労働者の就労許可のプロセスを大きく二つに分けて非熟練労働者を管理し、合法化させることで不法就労者の数を減少させる方法を取っている。その一つが、すでにタイ国内で就労している労働者の送り出し国の国籍証明を行った後に登録するプロセスであり、もう一つが二国間での覚書（MOU）に基づき、出国前にあらかじめ就労許可のための手続きをした上で入国し、登録するプロセスである。また、2014 年 5 月の軍事クーデターで政権を掌握したプラユット暫定政権下では、全国にワンストップサービスセンターを開設して不法就労者が就労許可の手続きが取れるように改善したことから、これを活用したプロセスも実施されるに至っている³²。

³² 大友（2018）

参考までに、政府統計によれば 2017 年現在で専門職としての就労許可証を取得している人の数は合計 136,542 人で、そのうち日本人が最も多く 36,550 人、次いで中国人が 23,633 人、フィリピン人 15,196 人、インド人 13,550 人、イギリス人 10,392 人、アメリカ人 8,227 人などとなっており、いかにミャンマー人労働者が突出して多いかがわかる。

表 3. 国籍による就労許可のプロセス (2014-2017)

国	就労許可のプロセス	2014	2015	2016	2017
カンボジア	国籍証明登録	107,172	95,357	99,225	13,422
	MOU	87,398	114,436	152,320	203,660
	ワンストップサービスセンター	147,891	439,087	738,947	385,829
	小計	342,461	648,880	990,492	723,911
ラオス	国籍証明登録	33,054	39,261	60,926	76,141
	MOU	20,786	28,561	44,677	78,197
	ワンストップサービスセンター	68,597	135,150	222,839	69,489
	小計	122,437	202,972	328,442	223,827
ミャンマー	国籍証明登録	831,235	854,756	737,677	1,038,048
	MOU	97,984	136,314	195,752	300,869
	ワンストップサービスセンター	102,424	436,154	664,449	723,360
	小計	1,031,643	1,427,224	1,597,878	2,062,277
合計	国籍証明登録	971,461	989,374	897,828	1,248,611
	MOU	206,168	279,311	392,749	582,726
	ワンストップサービスセンター	318,912	1,010,391	1,626,235	1,178,678
	合計	1,496,541	2,279,076	2,916,812	3,010,015

出所： Thailand Migrant Report 2019

3.2 CLM 諸国からの労働者受け入れに関する政策

3.2.1 1970 年代から 2000 年までの政策

Martin (2007)によれば、一般的にタイの法律では外国からの非熟練労働者の就労は禁止されていた。「外国人雇用法 (1978)」においては 27 業種が許可されていたが非熟練労働者は許可されず、実際は「入国管理法 (1979)」の第 17 条によって閣議承認のもと担当大臣の権限で特別なケースとして外国人労働者（ここではつまり非熟練労働者）の受け入れに関する政策の根拠が示されたとしている。

背景には、それまでの CLM 諸国からの難民問題が世界でも広く認知されており、

特にミャンマーからの難民に限っては、1984 年のビルマ軍事政権とカレン民族同盟（KNU）との激しい戦闘によって多数のカレン難民がタイに流入したり、その前後の民族紛争などによって難民キャンプが国境周辺に形成されたりした経緯があり、国家の安全保障との関連が推察される。一方、カンボジアやラオス国境であるが、カンボジアについては 1980 年代後半から和平交渉が本格化し、またラオスについては東欧民主化やソ連の崩壊に伴って経済改革への動きが強まっていった。この間タイでは 1982 年以降のプレーム政権に代わって 1988 年に民選によるチャートチャイ政権が誕生し、1991 年の軍事クーデターによって一旦停滞はしたものの経済市場がインドシナ半島で拡大していった経緯がある。

こうした中、最初にミャンマー国境での労働者の登録作業が開始されたのは 1992 年であり、706 人が登録された³³。また翌年の 1993 年にも、そして 1996 年以降は毎年のペースで滞在期間や手数料に修正を加えたり、業種によっては就労期間も 2 年へと延長されたりなどした。また、受け入れ対象となる県を拡大しながらすでに入国していた労働者を登録するなどしたが、新たな労働者が流入したため不法就労者の数は一向に減少へとは向かわなかった。その後 1997 年にはパーツ危機が起これ、1998 年から 2000 年には逆に就労期間が 1 年間に短縮され、翻弄される労働者にとってはさらに不安定な時期となった。ただ、1998 年になると経済が回復したため、2000 年にかけて毎年 10 万人近くが登録した³⁴。

3.2.2 2001 年から 2010 年までの政策

具体的に CLM 諸国からの非熟練労働者への対応が本格化していくのは、2000 年代以降、すなわちタックシン政権以降であった。大友（2018）によれば、タックシン政権が始まった 2001 年に「不法就労者管理委員会（National Committee on Illegal Worker Administration, NCIWA）」を設置するまで、タイ政府は CLM 諸国からの非熟練労働者を管理する組織を持たなかった。

2001 年の総選挙で勝利したタックシン政権は、閣議決定によってまずすべての地域のすべての業種で就労を認める決定を下した。また、先述したように NCIWA を設置し、CLM 諸国からの非熟練労働者をタイで活用していく政策を進めた。裏を返せば、不法就労者の数が急増していたため、合法化させることで経済成長へとつながる意図があったと推察される。対象地域も 37 県から全県（1 都 76 県）へと拡大した。しかし、タックシン政権下の政策も、決して一貫したものとはいえなかった。

³³ Martin (2007)は、登録費用や保釈金が 5,000 バーツかかった点や、明確な方針がない中で 101,845 人に対して内務省（MOI）からパープルカード（臨時就労許可）が発行された点にも触れている。

³⁴ Ibid.

例えば、NCIWA 管理下での就労許可の登録手数料や延長手続きの手数料などが労働者への負担となったり、行政側の対応が柔軟ではなかったりして 2001 年から 2003 年にかけて就労許可証の申請者が 568,285 人から 288,780 人へと減少した³⁵。この背景には、不法就労者を合法的に受け入れる政策をとる一方で、そうではなく不法就労者のままで滞在し続ける人々を本国へと半強制的に帰還させる狙いもあった。

2003 年には国家安全保障委員会 (NSC) が不法就労者の対応を強化し、CLM 諸国の登録した非熟練労働者の最低賃金の保障や関連した法律の問題解決に取り組む一方で、付帯する家族の問題や許可された就労期間を終えた人々の帰国を促し、自国内の国境付近での経済活動や毎日国境を超えて通勤することも奨励した。しかし、結局はタイ国内の非熟練労働者のニーズが極めて高かったため、労働省には 245,100 人の雇用者から 150 万人もの労働者の要望が出されるなどした。これに関連して、タックシン政権下では、「TR38/1」カード (通称ピンクカード) という就労許可証を発行して一時的な就労と滞在を許可したほか、CLM 諸国からの労働者の国籍証明手続きを推進したり、送り出し国との MOU の履行などの政策を打ち出したりした。

よって、その後も非熟練労働者の数は増え続け、2006 年には 668,576 人が、翌 2007 年には 460,014 人がそれぞれ登録した。この時期のタイの外国人労働者受け入れ政策は、結局タイ側の雇用主の主導による登録制度の推進であり、非熟練労働者を送り出す側の CLM 諸国内では、民間や政府系の企業がそうしたニーズに応えるために人材を確保し、MOU の内容に沿ってそれぞれのタイ大使館や領事館で手続きを取って 2 年間の期限付き就労許可を取得してから入国する形となった。また、2008 年には「外国人雇用法 (1978)」が全面的に改定されたことから、外国人労働者の就労や就労許可に関する手続きが明確化され、労働者が帰還する場合のための基金が設けられるなどの条項が加えられた³⁶。最終的に、就労許可の期間は 2 年であり、内閣の承認がない限り更新は 1 回 2 年のみで最大連続で 4 年間就労できることや、就労許可なく就労した場合の罰則規定³⁷なども設けられた。

3.2.3 軍事政権 (NCPO) の政策

タイの政治は 2006 年の軍事クーデター以降タックシン派と反タックシン派間の政権争いで混乱が続いたが、その後 2014 年の 5 月に軍事クーデターで実権を掌握した国家平和秩序評議会 (NCPO) は、近隣諸国からの労働者を厳しく管理し、特に非正

³⁵ Martin (2007) p4、大友 (2018) p125

³⁶ Chamcham (2016) によれば、この改定では原則として 1) タイの安全保障の維持、2) タイ国民の雇用の機会の保護、3) 外国人労働者の保障によるタイの発展と成長が基盤に置かれている。

³⁷ 就労許可がなく就労して摘発された場合は最高で 5 年間の懲役、罰金は 2,000~100,000 バーツであるが、摘発後 30 日以内に国外に退去した場合は罰金のみが課せられるなどである。

規の労働者に対して圧力をかけた。そして、翌月の 6 月には取り締まりを強化する動きが起ると 25 万人以上ものカンボジア人労働者が摘発を恐れて国境へと押し寄せ、逆に NCPO は好景気にあったバンコクの建設業界などからの強い反発を受ける状況になった³⁸。

これを受けて、NCPO は一転 160 万人ほどの CLM 諸国の外国人労働者を登録する政策を打ち出した。そして周辺諸国と新たに MOU を締結³⁹し、NSC の新たな調査結果をもとに不法就労者の削減を図ることとなった。こうして発行されたのが「外国人雇用法（2008 年）」や外国人労働者の入国管理に関する法律を統合してつくられた「外国人の就労に関する法令（2017）」である。この法令によって外国人労働者の業種や規則、不法就労者と雇用主に対する罰則などがさらに厳格化され、人身取引や不法就労者の様々な問題の防止を強化した。しかし、この法令の発布があまりにも一方的であったため、またも多くの CLM 諸国の外国人労働者が自国へと帰国し始めた。よって、経済界や市民社会からの反発が強まって改定を求められた⁴⁰。こうしたプロセスを経て、翌 2018 年 3 月に罰則などを緩める形で「外国人の就労に関する法令」が施行されるに至った。

新たな MOU の締結と改定された法令は、人材派遣会社に 500 万バーツの保証金を課すことでこれまでに蔓延していた悪質なブローカーの規制で一定の評価が得られた⁴¹。また、国際基準に則って ASEAN 諸国の受け入れ国としては初のケースとしてタイに入国する労働者への雇用に対する負担額をゼロにし、契約書についても自国の言語を使用して被雇用者が理解できるよう考慮した。

この他、NCPO は未登録の外国人労働者の登録を促進させるため、先述したワンストップサービスセンターをまずは国境周辺の 10 県に開設しその後全国へと広げた。そして、これまで一時的に発行されていたピンクカードをより安定した形で 2 年間の就労許可が確保される国籍証明登録へと切り替える方向を取ったのである。また、外国人労働者向けの相談センターも開設し、雇用主や NGO などと連携して労働者の保護対策にも取り組み始めた。これによって、就労許可を取得できれば、職種の変更や他県への移動などもしやすくなったり、問題が生じれば何らかの支援が受けら

³⁸ 地元メディアのほか、BBC や日本のメディアでも大きく報道された。United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand (2019) p2

³⁹ それまでの MOU は 15 年前に締結されたものであり、内容的には国家安全保障を管轄する NSC の影響が強かったため、労働省や外務省などの関連省庁との調整や ILO の関与をもとに労働者の人権や社会的な保護、技能向上などを考慮したものへと修正された。加えて、労働者を送り出す側である CLM 諸国からの問題提起もそれまで以上により具体的に示される形となった。

⁴⁰ 市民社会のネットワークである Migrant Working Group は、NCPO に対して外国人労働者の過度な取り締まりに関する報道を中止するよう求め、2017 年法令の改定を求めた。

⁴¹ United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand (2019) pp27-41

れる可能性が増したりなど一定の改善が図られていると考えられる。

3.3 非熟練労働者への政策的課題

これまで述べてきたように、1992 年以降の CLM 諸国から大量に入国してくる非熟練労働者に対する政策は、紆余曲折を経ながらも徐々にではあるが改善の兆しが窺える。だが、十分な政策が取られているとはいいい難く、IOM の Grimwade と Neumann⁴²は以下の 5 つの改善点を挙げている⁴³。

第一は、1998 年の労働者保護法に基づく非熟練労働者の権利保障の問題である。これは国籍に関わらず保障されるべきであるが、特に農業労働者、漁業労働者、家内労働者の保護の問題である⁴⁴。第二は、雇用主と労働者間の関係改善である。手続き上は規制緩和によって労働者が直接タイ当局と交渉して許可が得られれば雇用先を変更することが可能であるが、実際には簡単な手続きとはいいい切れない。NGO 関係者⁴⁵によると、法律上外国人労働者は労働組合の組合員にはなれるものの、自らが中心になって交渉団体を設立して訴えることができない問題点⁴⁶と、政府の担当者、雇用主、労働者が十分に法律を理解していない点、そして複数ある言語の問題や煩雑な手続きといった課題も多いとのことであった。第三は、非熟練労働者に対して十分な保障がされていないことである。非熟練労働者はいわゆる 3D (dirty, dangerous, difficult) 関連の業務に雇用されがちであり、十分な賃金が支払われなかったり、健康保険の未払いの問題であったりなどである。これらの問題も MOU であればカバーされるべき事項であるが、そうではない漁業や農林畜産業、家内労働者などに多くその傾向がみられるとしている。第四は、銀行口座の開設など金融機関に対するアクセスの問題、そして第五はタイ社会への適合の問題であり、滞在が長期化していくタイ社会の外国人労働者の受け入れに関する最も根幹に関わる問題である。

タイ社会がどのようにして中長期的に CLM 諸国からの非熟練労働者を受け入れていくのかは、極めて重要な問題だと考えられる。つまり、これまでみてきた政策は改善こそされてきたもののいわば付け焼刃的に経済成長を優先した形で行われてきており、一時的で不安定なものにしか過ぎない。したがって、現状では経済的、

⁴² Ibid.

⁴³ Ibid.

⁴⁴ Thailand Migrant Report 2019 では、外国人労働者の中でもセックスワーカーの人身取引の問題についても詳しく言及されているが、タイの法律では「セックスワーク」が合法化されていないということから、ここには含んでいない。

⁴⁵ 2019 年 8 月 20 日に Migrant Working Group の責任者から聞き取り調査を実施した。

⁴⁶ タイでの労働組合の設立については、1975 年に制定された「労働関係法」によって規定されており、設立に当たっては同一使用者の下で働く者又は同一業種で働く者でタイ国籍を有する成人の労働者 10 人以上が発起人となり、労働組合の規約案を作成し、国に申請しなければならない。

社会文化的、政治的側面からの外国人労働者（とりわけ非熟練労働者）に対する偏見（segregation）や差別（discrimination）、外国人嫌悪（xenophobia）といった問題が根強くあり、経済的、社会文化的、政治的側面から、受け入れ国にとっても送り出し国にとっても双方の発展にプラスであり、社会的な貢献が非常に高いという考えには至っていないという問題が指摘されている⁴⁷。

以上、掻い摘んで今日タイ政府が抱える政策的課題について検証した。次章では、実際のフィールドレベルでの取り組みについて、限定的だが観察を試みたい。

4. タイの外国人労働者の社会保障に関する諸問題と NGO の取り組み

前章の 3.3 で述べた政策的課題に関連して、業種からみれば漁業、農林畜産業、家内労働に対する課題が強調されたが、他にも製造業や建設業、運送運搬業、サービス業など県や地域などによって状況は異なる。ここでは非熟練労働者の子どもたちの問題や教育、健康問題、権利保障に関する現状と NGO の取り組みについて、バンコク、サムットサーコーン、ターク、チェンマイ各県での現地調査をもとに述べていくことにしたい。

4.1 非熟練労働者の子どもたちの問題と教育支援

非熟練労働者とともに CLM 諸国からタイに入国してきた子どもたちや、タイ国内で生まれた非熟練労働者の子どもたちの権利の保護は、国際的に注目されるべき重要な課題である。

まず教育へのアクセスについてであるが、2008 年の基礎教育コアカリキュラムに則り、公的教育機関や NGO の支援などによって基本的には外国人労働者の子どもたちも国籍の有無に関わらずタイ国内の初等及び中等教育を受けることができる。2017 年の教育省の統計では、145,379 人がタイの学校に就学している。そして、修了証書も習得でき、経済的に可能であれば大学までの教育も受けることができる。この点については、2018 年に教育省から「無国籍もしくはタイ国籍を持たない子どもたちへの教育提供に関するガイドライン／ハンドブック」が発行されており、進展がみられる。関連して、15 歳以上の子どものための成人教育プログラムへのアクセスも初等と中等教育レベルで保障されていることから、近年の改善点が確認できた。

だが、例えば筆者が訪問したバンコク都ワタナー区オンヌットにあるテーブルックサー地区⁴⁸のごみ処理場で働くミャンマー人労働者によれば、言語の違いやいじめ

⁴⁷ United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand (2019) pp27-41

⁴⁸ シーカーアアジア財団の関係者によれば、この地区は 1995 年にバンコク都庁にコミュニティ

に関する問題を心配して、タイの学校には就学させたくないといった家族が存在した。基本的に、タイの公立学校への教育アクセスが保障されている点は大きいといえるが、個別のケースについては地域社会や他の外国人労働者との情報共有に加えて、NGO などのサポートが必要な点が窺えた。

一方、ミャンマー労働者の子どもたちのために設けられた学習センター（通称「移民学校」）も、全国にわたり設置されてきた。表 4 はタイの 13 県で設置されている学習センターの数と児童数を表したものであるが、NGO やコミュニティの支援もあて 2018 年 11 月現在で 110 のセンターが開設されている。これらのセンターでは基本的にはミャンマー国内の教育カリキュラムに則った就学前及び初等教育が提供されているが、同じミャンマー人でも県によっては民族や人数規模により状況も異なる。例えば、筆者は水産加工工場で働く労働者が多く集まるサムットサーコーン県のマハーチャイ地区を訪ねたが、この地域にはもともと多くのモン系（低地モン族）

表 4. 外国人労働者の子ども用学習センターと児童登録数(2018 年 11 月現在)

県	学習センター数	児童数
バンコク	3	139
チェンマイ	2	44
チェンライ	4	190
チュンブーン	2	72
カンチャナブリ	1	233
パトゥムタニー	4	193
パンガー	3	300
ラノー	13	2,462
ラヨー	1	50
サムットプラカーン	2	47
サムットサーコーン	4	510
ターク	70	12,085
トラート	1	25
合計	110	16,350

出所：Thailand Migrant Report 2019

として登録され、2018 年現在約 700 人がゴミの収集・分別・販売などを行っており、そのうちの約 6 割がミャンマー人労働者であるとのことであった。

図4. マハーチャイの学習センター（筆者撮影）



タイ人が多く生活しており、そうした社会環境もあって寺院の住職がモン系ミャンマー人労働者の子どもたちの状況を見かねて地域の寺委員会と相談して境内の敷地を一部提供し、2008年に学習センターを開設した（図4）。ここではミャンマー東部から来たモン系ミャンマー人の初等教育レベルの子どもたち約80名が学んでいた。

使用言語はモン語が中心であり、基本的には帰国を前提にミャン

マー国内の初等教育カリキュラムに沿って授業が行われているが、母語のほかにも教員たちは公用語のビルマ語、英語、タイ語も教えている。校長を務めるモン人男性によると、いずれは帰国しなければならない子どもたちのために、ミャンマー国内でも正規の初等教育と認められるような内容にし、進学に問題が起きないように配慮しているとのことであった。地域住民への聞き取りによれば、外国人労働者間でも経済的な面での格差がかなり生じているということであった。

また、ターク県のメーソットにあるスカイブルー学習センターも同様の教育方法であった。校長によればセンターには主にビルマ族やカレン族の子どもたち100人以上が登録しており、隣接するごみ処理場で生計を立てている非熟練労働者の子どもたちが学習していた。マハーチャイ地区の小学校と同様にこのセンターも将来子どもたちが帰国することを前提にミャンマー国内の初等教育カリキュラムに合わせて教育を提供しているが、最大の問題はどのようにしてセンターの運営経費を捻出し、自分も含めた教員の人件費を確保して継続できるかだとのことであった。いずれのセンターも、卒業後に帰国しない場合にはタイに残って学校外教育のカリキュラム（成人教育）やタイの学校に進学をするか、あるいは様々な形で就労の道を切り開くかになるとのことであった。

タイ教育省とMigrant Working Groupのデータによれば、2018年現在でタイの公立学校に登録されている外国人労働者の子どもの数は145,379人で、学校外教育センターの登録者が2,562人、外国人労働者の子ども用学習センターが16,350人であり、学校にアクセスできていない子どもたちの数は約20万人と推定している⁴⁹。筆者もバンコクやターク県メーソット郊外にあるスラムやごみ処理場など最も劣悪な環境

⁴⁹ United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand (2019) pp99-116

下で生活する人々の生活居住区を訪問したが、多くの労働者は教育面や法的立場だけではなく、経済的に困窮もしていることは明らかであり、より複雑な問題を抱え込んでいることが窺えた。表 5 は、外国人労働者の子どもの権利の保護に関して起こった事案であるが、タイ政府が把握しているだけでも 1,200 件を超える事案が報告されており、こうしたケースや未就学の子どもたちには特に公的機関や NGO などからの支援が求められている。

表 5. 外国人労働者の子どもの権利の保護に関する事案

内容	人数
逃避／路上生活	17
子どもの養育の放棄	112
身体的虐待	12
性的虐待	35
精神的／感情的虐待	0
望まない妊娠	10
行動不審／薬物中毒	31
自動車の暴走／娯楽施設での不適切な行為	9
ケアテイカーとの問題	160
家庭内暴力	14
人身取引	60
宿泊施設の不足	85
経済的問題／貧困	368
身体的・精神的な問題	21
不法入国	224
合計	1,212

出所：Thailand Migrant Report 2019

4.2 非熟練労働者とその子どもたちのヘルスケア

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：Universal Health Coverage）とは、全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、必要な時に支払い可能な費用で受けられる状態のことをいうが、SDGs の 3 番目に掲げられているのがあらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進することである。2.2.1 でも述べたとおり、タイではすべての子どもたちはもちろん、国民に対する UHC については、これまでに多くの成果をあげてきた。表 6 はタイの医療保険制度の概略を示すものであるが、これらの制度によって、現在 99%以上のタイ国民がカバーされている。しかし、CLM 諸国からの非熟練労働者のヘルスケアについては、1998 年以降から徐々に整備されつつあるが課題も多い。

CLM 諸国からの非熟練労働者で、MOU もしくは国籍証明によって就労許可を得た者に対するヘルスケアは、2018 年現在で主に二つの保険制度が適用されている。一つがタイ国民と同様の社会保険制度（SSS）と、もう一つが外国人労働者健康保険

制度（MHIS）である。SSS については給与の 5%の負担であり、医療、出産、傷害、死亡、児童手当、高齢者、失業の 7 つが対象となり、高齢者と失業以外はタイ人の社会保険と同レベルで、通常は就労 3 ヶ月後から対象となる。また、MHIS については保健省によって 1998 年に設立されたが、CLM 諸国からの非熟練労働者については一時的な「TR38/I」カードが発行されて就労許可を申請する場合には 1 年間で 500 バーツと健康診断 600 バーツの料金を払う必要があり、その後は 1999 年に 1,000 バーツ、2001 年に 1,200 バーツ、2004 年に 1,300 バーツと値上がりしていった⁵⁰。

表 6. タイの主な医療保険制度

	公務員医療給付制度	社会保険制度 (SSS)	国民医療保険制度 (UCS)
対象人口	400 万人 (6.25%)	1,200 万人 (18.75%)	4,800 万人 (75%)
受益者	公務員・配偶者・近親者	公的機関・民間企業の職員	左記に該当しない人
財源	税金	3 者（雇用主と職員からの給与の 5%と政府からの 2.75%）	税金 (一人当たり 3,344 バーツ)
財源拠出機関	財務省中央会計局	労働省社会保険事務局	国民健康保険事務所 (独立機関)

出所：Thailand Migrant Report 2019

しかし、特に農業や漁業の労働者や家内労働者など多くの非正規非熟練労働者がこれらの保健医療制度でカバーされていないため、2013 年には就労許可のある無しに関わらず、SSS に加入していないすべての非熟練労働者とその配偶者や家族を対象にした MHIS が実施されることとなり、7 歳以上は年間 2,200 バーツと健康診断料 600 バーツ、7 歳未満は 365 バーツの料金となった⁵¹。こうした状況改善から、2018 年現在の保健省と労働省の統計で非熟練労働者の SSS の加入者は 1,107,426 人、MHIS 加入者は 862,870 人、保険未加入者は 1,115,865 人となっている⁵²。

関連して、出生届を提出していない非熟練労働者の問題も未解決のままである。出生届を取得するためには、病院もしくはコミュニティの代表からの証明が必要であり、それを役所に届け出なければならない。だが、多くの非正規の非熟練労働者は、タイ国内で出産した場合にそれを行わず、出生届がない子どもたちが多い。その場合、その子どもは予防接種や医療費負担が増えるばかりでなく、その後に国籍を取得することが非常に困難になる場合があり、ヘルスケアに限らず人権保護の観点から生涯大きな問題を抱えてしまうことになる。

こうした問題に対応しているのが NGO やターク県のメーソットにある総合病院、あるいは主にカレン族などの非熟練労働者を対象に活動をしているメータオ・クリ

⁵⁰ Chamcham (2016) p20

⁵¹ Chamcham (2016) p21

⁵² United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand (2019) p124



図 5. メータオ・クリニック（筆者撮影）

ニックである（図 5）。メータオ・クリニックはミャンマーから難民として逃れてきたシンシア・マウン医師らによって 1989 年にメーソット郊外につくられたクリニックで、現在はミャンマー人労働者やカレン族の難民、ミャンマー国内の国境周辺の人々を対象に医療サービスや子どものケア、リプロダクティブヘルス、ヘルスワーカーのトレーニングなどを実施している。2018 年の実績ベースでも、医療サービスの支援を受けた人々の数は 98,762 人に上り、内 61% が女性、25% が 5 歳未満の子どもたちであった⁵³。

4.3 農業労働者の権利保障の活動

本章の最後に、Solidarity Center⁵⁴とタイの Human Rights and Development Foundation⁵⁵が主催し、チェンマイで 2019 年 8 月 17 日と 18 日に開催されたミャンマーからの非熟練労働者であるシャン族（タイヤイ）の農業労働者向けの Migrant Justice Program と、Migrant Working Group（22 団体）の活動について簡単に述べておきたい。



図 6. シャン族の農業労働向けセミナー（筆者撮影）

筆者がオブザーバー参加したセミナー（図 6）では、外国人労働者向け相談センターから派遣された有識者や NGO 関係者がシャン族の言語に翻訳されたタイの「労働者保護法（1998）」や SSS、労働者の権利に関する資料を用いて、参加者 30 数名の農業労働者の代表を対象に講義形式でその内容を説明していた。チェンマイのミャンマー人労働

者の特徴としては、もちろん業種は様々であるが、シャン族の人々が多いことであ

⁵³ Mae Tao Clinic ホームページ

⁵⁴ 1997 年に労働運動を基盤にアメリカで設立された団体（本部：ワシントン DC）で、各国の労働組合や労働者グループ、コミュニティなどと連携して労働者の権利を守り、人身取引の防止や不当な労働環境の改善、女性のエンパワーメント等を目的に教育、研修、法的支援、調査研究など世界 60 カ国以上で事業を展開している。

⁵⁵ 2000 年、人権擁護を目的にタイで設立された NGO で、近年はミャンマー人労働者の人身取引問題に関する事業や、弁護士グループと CSO のネットワークをつなげる活動などを多く展開している。

る。NGO 関係者の話では、ミャンマー人でも民族によってそれぞれ言語や文化、宗教、生活習慣なども異なることから、そうした言語に関する配慮が必要であることや、法律に関する理解が行政、企業、雇用主、非熟練労働者間で十分に浸透しておらず、適切な対応がなされていないケースが多いとのことであった。チェンマイにおいてはそうしたケースが農業部門で多くみられる傾向があることから、今回のセミナー開催に至ったとのことであった。

こうした取り組みは国境周辺の各県で開かれてはいるものの、財政的な面からも充分ニーズに対応できていないという。2006 年に設立され、22 団体が参加する **Migrant Working Group** は、これまでに CSO や専門家、政府関係機関との情報交換や政策提言、研究調査などを実施し、外国人労働者の権利の保護や差別撤廃を求めて活動しており、タイ社会においては以前よりも改善されつつあるとの見解であった。だが、政府においては中長期的な視点に立った対応がさらに必要であり、今後は国籍条項を含めて、少子高齢化社会に対応できる多文化共生社会の構築のための方針が必要なのではないかと語っていた。

5. おわりに

本論では東南アジアにおける社会保障の拡充を第一の視点として、先行研究をもとに急速に進む高齢化の現状を示し、第二に自国民の間で進む貧困問題の縮小とそれに伴う不平等の拡大について議論した。また、フィリピン、インドネシア、タイにおける社会保障の整備について概観し、その上で第三の視点としてこれらの国に次いで社会保障の整備が今後進むと予想される CLM 諸国からタイへと移動する外国人労働者の問題に言及した。特にタイにおける外国人労働者の問題については、現状分析と受け入れ政策の変遷、そしてとりわけ非熟練労働者の社会保障に関する様々な問題と取り組みについて検証してきたが、これらの議論に基づき以下の問題意識を共有したい。

一つ目は、東南アジア諸国ではこれまでの経済成長と高齢化に伴って社会保障の拡充が漸進的に進行しており、各国間で充実度の相違はあるが段階的に公務員や軍人、大手企業、中小企業、さらには農民やインフォーマルセクターを含む一般国民へと拡大し浸透し始めていることである。したがって、これまでの貧困問題も政府関係機関やコミュニティの自助努力、あるいは NGO などの支援によって徐々に縮小化し、セーフティーネットが構築されてきた。つまり、経済成長に伴って確固たる財源に基づき自国民だけではなく外国人労働者も含むすべての人々への社会保障の質的な充実が問われる時代を迎えていることである。

二つ目は、東南アジア域内における経済格差によって労働者の移動が活発化し、

特に近年は社会保障の充実が顕著にみられるタイへの外国人労働者の移動が増加しており、その約8割がCLM諸国からの非熟練労働者という現実である。余談ではあるが、バンコクの日系人材派遣会社の経営者の話によると、ミャンマーの人材派遣会社からの情報としてタイへの労働者は推定500万に達しているとの推測であった。高齢化が進むタイにおいて、もはや外国人労働者なしでは経済の成長は語れない。北部チェンマイの建設業関係者は、「周辺の建設現場で働く労働者のほとんどはミャンマー人（主にシャン族）だ」と語っていたが、建設業に限らず多くの工場や、農林水産業、家内労働が近隣からの非熟練労働者で支えられているのが現状である。したがって、当面は域内での国際労働移動は増加傾向が続くことが予想され、とりわけ非熟練労働者への十分な社会保障と人権の保護が求められると予測される。

三つ目は、タイ社会ではこうした非熟練労働者に対する社会保障も徐々に拡充され始めており、政策そのものは一貫性に欠け、企業主導で長期的な計画も明確ではないが、コミュニティや市民社会の理解と相互扶助が進み、教育や保健医療の面からも漸進的に改善がみられることである。もちろん課題も多くあり、かつ状況は複雑である。特に数的にも多く、かつ民族的にも言語や文化、慣習的な違いなどの面からより困難な状況にあるのはミャンマー人労働者であり、それぞれの民族に配慮した対応が求められる。中でも教育の保証や保健医療サービスに関するタイとミャンマー間の資格認定の問題やNGOによるクロスボーダー・オペレーションなどは、政府や国際機関からの理解と協力に加えて、民間資金を募るなどしてさらに対応を充実させるべきであろう。

最後に、今後の取り組みと展望について添えたい。まず、就労許可の期間と長期滞在に伴う国籍付与に関する緩和の問題である。本論では議論できなかったが、タイ政府は現在のところ上限を決めずに外国人労働者を受け入れているが、長期化する人々の永住権や国籍取得については厳しい立場を取っている。これまでの歴史的な経緯からもこうした問題を直視する必要があるだろう。また、上記に関連して送り出し国であるCLM諸国の現状分析をさらに進め、今後の域内での連携をさらに加速化させて、社会保障制度の拡充に関連したSDGsの目標達成に向けて中長期的な方針と戦略を検討していくことである。これには政府や民間企業、専門家はもちろん、市民社会も巻き込んだマルチステークホルダーによる議論と問題へのアプローチ、そして具体的な解決策が不可欠である。そして、タイを含め、東南アジア地域の社会保障や各地で起こっている外国人労働者に関連する問題は、この地域に進出している多数の日系企業や在留邦人を含め、私たちが暮らす日本に多くのことを示唆してくれている。そのような点からも、今後この分野における研究がさらに深められることを望みたい。

参考文献

- 浅野壽夫 (2018)「インドネシア農村における持続可能な開発～ジョクジャカルタ独別州ナワンガン集落を事例として」『現代社会研究』第4号 pp.2-24
- 新田目夏実 (2006)「アジアの高齢化と日本の地域福祉」アジア研究 Vol. 52, No. 2, April 2006 pp.79-94
- 岩崎薫里 (2015)「ASEAN で活発化する国際労働移動-その効果と弊害を探る」JRI レビュー 2015, Vol.5, No.24, pp.3-34
- 遠藤環・伊藤亜聖・大泉啓一郎・後藤健太編 (2018)『現代アジア経済論』有斐閣ブックス
- 大泉啓一郎 (2007)『老いていくアジア』中公新書
- 大泉啓一郎、「第10章 老いていくアジアー人口ボーナスから人口オーナスへ」、『現代アジア経済論』遠藤環・伊藤亜聖・大泉啓一郎・後藤健太編 2018 有斐閣ブックス pp.208-228
- 岡部真由美 (2019)「第14章 出家からみるケアの実践とその基盤」『東南アジアにおけるケアの潜在力』京都大学出版会 pp.473-502
- 大友有 (2018)「タイにおける非熟練外国人労働者の雇用実態と課題」2018
- 浦川邦夫、「第11章 不平等化するアジアー貧困から格差へ」『現代アジア経済論』遠藤環・伊藤亜聖・大泉啓一郎・後藤健太編 2018 有斐閣ブックス pp.229-253
- 川中豪 (2018)「第2章 東南アジア5か国の所得格差と政治ーインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポールに関わる研究サーベイ」川村晃一編『東南アジア政治の比較研究』調査研究報告書、アジア経済研究所、国連広報センターウェブサイト「移住労働者」<https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/migrants/> (2019年8月15日アクセス)
- 佐藤寛 (2008)「もう一つの社会資本（ソーシャルキャピタル）と日本の国際協力」、Civil Engineering Consultant, Vol. 240 July 2008 pp.36-39
- 佐藤仁 (2016)『野蛮から生存の開発論』ミネルヴァ書房
- (2018)「第13章 分かち合うアジアー開発協力と相互依存」『現代アジア経済論』遠藤環・伊藤亜聖・大泉啓一郎・後藤健太編 2018 有斐閣ブックス pp.273-293
- 佐藤幸人 (2012)「第3章 キャッチアップ型工業化論の再検討と開発主義国家論の現段階」『キャッチアップ再考』調査研究報告書 佐藤幸人 (編) アジア経済研究所 pp.31-43
- 河森正人 (2009)『タイの医療福祉制度改革』お茶の水書房
- (2016)「東南アジアの福祉と国家についての一考察ータイの事例をつうじて」海外社会保障研究、No.193、国立社会保障・人口問題研究所 pp.43-53
- 厚生労働省 (2018)『海外情勢報告』<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/19/pdf>
- 坂田幹男・内山怜和 (2016)『アジア経済の変貌とグローバル化』晃洋書房
- 末廣昭 (2000)『キャッチアップ型工業化論』名古屋大学出版会
- (2009)『タイ中進国の模索』岩波新書
- 末廣昭、大泉啓一郎編著 (2017)『東アジアの社会大変動』名古屋大学出版会
- タイ教育省 (2018)「無国籍もしくはタイ国籍を持たない子どもたちへの教育提供に関するガイドライン／ハンドブック(2018)」(タイ語) <https://www.moe.go.th/moe/upload/news20/FileUpload/50931-4205.pdf>
- 独立行政法人国際協力機構 (JICA)、グローバルリンクマネジメント株式会社 (2016)「フィリピン共和国 UHC 情報収集・確認調査 報告書」JICA
- 内閣府 (2010)「第4節 アジアの長期自律的發展の条件」アジアがけん引する景気回復とギリシャ財政危機のコンテイジョン、『世界の潮流』平成22年5月、内閣府政策統括官室（経済財政分析担当）https://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sh10-01/s1-10-2-4/s1-10-2-4-1.html

- 秦辰也編 (2014)『アジアの市民社会と NGO』晃洋書房
- 藤岡秀英、山岡淳 (2010)「フィリピンにおける NGO による社会政策の可能性」国民経済雑誌 第 202 巻第 2 号
- 速水洋子編 (2019)『東南アジアにおけるケアの潜在力』京都大学出版会
- (2019)「第 8 章 ケアから見なおす共生の形」『東南アジアにおけるケアの潜在力』京都大学出版会 pp.263-289
- 日下渉、「格差と民主主義」『現代アジア経済論』遠藤環・伊藤亜聖・大泉啓一郎・後藤健太編、2018 有斐閣ブックス pp.251-253
- 水野広祐 (2019)「第 3 章 インドネシアにおける社会保障制度」『東南アジアにおけるケアの潜在力』速水洋子編、京都大学出版会、pp.129-145
- メータオ・クリニック支援の会 (編) (2019)『国境の医療者』新泉社
- 山田美和 (2014)「第 4 章 タイにおける移民労働者受け入れ政策の現状と課題 メコン地域の中心として」『東アジアにおける移民労働者の法制度：送り出し国と受け入れ国の共通基盤の構築に向けて』日本貿易振興機構アジア経済研究所、pp.141-177
- Asami, Yasuhiro (2011) *Overview of the Evolution of Social Security in Asian Countries*, Expert Meeting: On Building Social Safety Nets for Employment-Strategies in Asia, Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan 21-22 February 2011, pp.21-38
- Chamchan, Chalermopol and Kanya Apipornchaisakul (2016) *Health Security for Cross-border Migrants in Thailand: Where have we been?*, Mahidol University, Nakhon Phatom
- Chomic, Rafal and John Piggot (2014) *Population Aging and Social Security in Asia*, JCER Working Paper, AEPR series No. 2014-2-1
- CODE-NGO (2016) *Assessment of the Enabling Environment for Civil Society Organizations in the Philippines*, CODE-NGO in Partnership with the Alternative Law Groups (ALG)
- Cook, Sarah and Jonathan Pincus (2014) *Poverty, Inequality and Social Protection in Southeast Asia*, Journal of Southeast Asian Economies, Vol.31, No.1 (2014), pp.1-17
- International Labour Organization, *TRIANGLE in ASEAN Quarterly Briefing Note*, Thailand October-December 2018
- ISEAS (2019) *The State of Southeast Asia: 2019 Survey Report*, ISEAS Yusof Ishak Institute
- Mae Tao Clinic <https://maetaoclinic.org>
- Martin, Philip (2007) *The Economic Contribution of Migrant Workers to Thailand: Towards Policy Development*, International Labour Organization Subregional Office for East Asia, 2007
- Migrant Working Group HP <https://mwgthailand.wordpress.com/testimonial/aboutmwg/> (2019 年 8 月 20 日アクセス)
- Olivier, Marius Prof. (2018) *Social Protection for Migrant Workers in ASEAN: Developments, Challenges, and Prospects*, International Labour Organization
- PhilHealth, 2017 Stats & Charts
- https://www.philhealth.gov.ph/about_us/statsncharts/snc2017.pdf
- Suryahadi, Asep, Vita Febriany and Athia Yumna (2014), *Expanding Social Security in Indonesia*, United Nations Research Institute for Social Development, Working Paper 2014-14
- Social Security Programs Throughout the World: Asia and the Pacific, 2014
- <https://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/ssptw/2014-2015/asia/thailand.html>
- Thailand Development research Institute (TDRI) (2012) *Designing Manufacturing and Labor Force Development Strategies for Industrial Sector Demand in 2015*, TDRI, Bangkok
- The National Team for the Acceleration of Poverty Reduction (2018) *The Future of the Social Protection*

System in Indonesia: Social Protection for All, The National Team for the Acceleration of Poverty Reduction

United Nations, Population Division, Department of Economic and Social Affairs, (2017)

United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand edited by Benjamin Harkins (2019)

Thailand Migrant Report 2019, United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand

United Nations, (2017) World Population Prospects 2017 revision

[法令関係資料]

Alien Working Act, B.E. 2521 (1978)

Alien Working Act, 2551 (2008), replacement of above act

Amendment to the Nationality Act 2008 As Published in the Government Gazette, Vol.125, on 27 February 2008

中川典子 (2013), 日本人留学生の異文化接触とアイデンティティ-留学前、留学中、帰国後のイメージ分析を通して-, 流通科学大学論集-人間・社会・自然編-第25巻第2号, 53-75頁.

ハングル能力検定協会 (2017), 『2017 年版「ハングル」能力検定試験 ハン検 過去問題集 (5級)』, 東京: ハングル能力検定協会.

Eduard C. Lindeman, *The Meaning of Adult Education*, New Republic, Inc. New York, 1926. 堀薫夫訳 (1996) 『成人教育の意味』, 東京: 学文社.

シャルル・クロという問題系 —録音技術から捉える—

The *Problematique* of Charles Cros: In the Context of Sound Recording Technology

福田 裕大 (Yudai Fukuda)*

ABSTRACT: This study reexamines the historical significance of research on sound recording technology conducted by the French poet and scientist Charles Cros (1842–1888). Setting the tone for the discussion, I critically examine the mainstream stance toward the history of technology. Moreover, I reflect on the contents of one of my books, *Charles Cros, Poet and Scientist: Poems, Sound Recording, and Color Photography*, published in 2014, using this as a foundation for further discussion. Furthermore, in order to position his research on sound recording technology within the intellectual and cultural context of the era in which it was created, I make reference to related texts from the same period throughout the discussion. In particular, I examine Charles Cros' own theory of perception, the physiological writings of his older brother Antoine, and *The Future Eve*, a novel written by Villiers de l'Isle-Adam. Through this discussion, I suggest that the sound recording technology Charles Cros designed was not a device for recording and playing music but was linked to major research on mechanistic methods of examining the human body.

KEYWORDS: シャルル・クロ、録音技術、十九世紀フランス哲学、アントワーヌ・クロ、ヴィリエ・ド・リラダン

1. はじめに

本稿の研究対象となるシャルル・クロ Charles Cros (1842–1888)は、十九世紀のフランスに生きた詩人にして科学者である。詩人としては、ヴェルレーヌやマラルメといった当代の大詩人と近しく交流をもち、詩集『白檀の小箱』に収められた作品をはじめとして、極めて優れた仕事を残している。一方でこの人物は、色彩写真や録音技術という近代的な視聴覚メディアの研究に先鞭をつけた科学者としても知

* Associate professor of Modern French Literature and Media History at the Faculty of International Studies, Kindai University. E-mail: yfukuda@intl.kindai.ac.jp

られる。このシャルル・クロに関しては、フランス文学研究、ならびにメディア史や技術史などの関連分野をひろく見渡してみても、ほとんどといっていいほど研究がなされておらず、フランス近代文学の碩学であるルイ・フォレストイエが1969年に著した博士論文（『シャルル・クロ——人と作品』）がほぼ唯一の体系的な先行研究であるといっている。この状況を受け筆者は、シャルル・クロの詩的業績のみならず科学的業績をも議論の射程に収め、詩人／科学者であったこの人物が練り上げた思考法をひとつの統一的観点へと総合するための研究を継続的に進めてきた。2014年に刊行された『シャルル・クロ 詩人にして科学者——詩・蓄音機・色彩写真』はこうした研究のさしあたりの到達点をなすものである²。一方でこの著作へと至る一連の研究は、シャルル・クロというひとりの個人へと向けられた相当に微視的なまなざしに支えられたものであり、このマイナーな人物の業績に秘められている潜在的な意義を、関連分野の研究へと広く開放するような展望を拓いているとはいいたい。

こうした不足を埋めるために、シャルル・クロの仕事を同時代の知や文化の状況へと接続する作業をなすことが求められている。こうした試みの第一歩にあたるものとして、本論考ではこの人物による録音技術構想と改めて向き合ってみたい。

はじめに断っておけば、以下の文章で述べられるのは、音楽作品を記録・再生することを旨とした機器の技術的な発展史などではない。本論ではまず、録音技術をはじめとする技術の歴史を考える際に必ず突き当たる歴史認識についての考察をおこない、この問いに関する基本姿勢を提示することからはじめたい（第2節）。この考察を前提としたうえで、続く部分では先述した拙著の議論をいちど振り返り、録音技術をめぐるクロの研究実践の内実を再確認していく（第3節、第4節）。そのうえで、本論固有の試みにあたる箇所として、上述した通りクロの構想をより広い文脈へと解放していく作業を段階的に設けていくことになるだろう。具体的には、以下に挙げる関連テキストを補助線として順次導入していくことにより、クロの研究が同時代の広大で多様な知の水脈に結びついているさまを明らかにしていく（第5節、第6節、第7節）。すなわち、クロ当人の「未来の新聞」ならびに「脳の力学原理」、アントワヌ・クロの『神経システムの高位機能』、さらにはヴィリエ・ド・リラダンの『未来のイヴ』である。

シャルル・クロのテキストからの引用に際しては、*Œuvres Complètes*, édition établie par Louis Forestier et Pierre Olivier Walzer, Paris : Gallimard (coll. « Bibliothèque de la Pléiade », 1970. を OC と略記、*Inédits et documents*, recueillis et présentés par Pierre E. Richard, Remoulins : Jacques Brémond, 1992. を ID と略記のうえ、それぞれのページ数のみを記す。

¹ Louis Forestier, *Charles Cros. L'homme et l'œuvre*, Paris: Minard, 1969.

² 福田裕大『シャルル・クロ 詩人にして科学者——詩・蓄音機・色彩写真』、水声社、2014年（以下、『シャルル・クロ』と表記する）

結論を一部先取りしておけば、以上のような議論を通じて、クロの録音技術研究の実践を、十九世紀フランス哲学・生理学のなかで生じていた身体観の揺らぎへと接続することが本論の到達点となるだろう。

2. 技術の歴史について

シャルル・クロの残した仕事について考えることは、必然的に「歴史」についての問いを誘発する。ここでは議論の前提として、録音技術の黎明期をまずは大きく振り返りながら、この問いを解きほぐしていきたい。録音技術史において、シャルル・クロはエジソンに先立ってこの技術の着想を獲得していた人物として知られる。具体的にいうと、エジソンが彼の「フォノグラフ」によって最初の特許を獲得するのが1877年の12月のことだが、これに対してクロは同年の4月の時点で録音技術と見なしうる機器の原型的構想を（ごく荒い仕方だが）文書化し、これをパリの科学アカデミーへと送付している。「聴覚によって知覚された現象の記録と再生産の手法」*« Procédé d'enregistrement et de reproduction des phénomènes perçus par l'ouïe »*が同文書の表題であり、ガラスに煤を塗布したものを記録媒体とし、振動膜と連動したスタイラスによって音の振動をこの媒体に伝え、スタイラスが描いた音の痕跡を「こんにちではよく知られた写真術の手法を用いて」固定し、また転写する、というのがおおよそのアイデアであった（OC, 579-580）。

拙著でかなり細かく論じたように、少なくとも1877年の段階でクロが実際に手がけることができたのはこの走り書きのような文書のみで、つまるところ彼は具体的な機器製作を成し遂げることができなかった³。そうである以上、このシャルル・クロという人を録音技術のパイオニアとして過剰に持ち上げるような態度には慎重であるべきだが、一方でこの人物の業績を愚直に再検討することには、揺らぐことのない意義がある。その意義とは、ひとえに録音技術の歴史を複数的・複層的に捉える視点を獲得することに他ならない。

唐突だが、現代のフランスにはアカデミー・シャルル・クロという団体が存在し、この団体は毎年優れた音楽作品に「グランプリ」を与えている。どうやら彼の地フランスにおいては、録音技術の「パパ」はアメリカ人のエジソンではなく自国生まれのシャルル・クロに他ならない、との考えが一定程度普及しているようで、問題のアカデミーの名称もまたそうした素朴なナショナリズムの帰結なのだろう。そのこと自体は問うまいとしても、ここには見逃し難い謬見が潜んでいる。すなわち、クロの構想した録音技術が、このアカデミーの理念のもと、いつのまにか音楽を記

³ Cf. 『シャルル・クロ』、122-137 頁

録し、再生する装置として認識されてしまっているのだ。もちろん、歴史を大づかみに捉えれば、この技術が音楽表現を記録し、再生するという役割に長らく捧げられてきたことは事実である。それどころか、そうして録音された音楽を複製して小売商品とする産業の様式は、レコードから CD、そして MP3 へと支持体を変えながら現代にもなお強く生きているのだから、件のアカデミーの名称はしごく理にかなっている——そう考える方が自然なのかもしれない。

しかしながら、こうした一見常識的にも見えるものの見方の背後には、自らの生きる時代の常識や感性を過去の事象にまで引き伸ばし、当の事象がかつて帯びていたはずの様々な相貌から目をそらしてしまうような、無自覚な歴史観が潜んでいる。実のところこうした——「遡及的」とも呼ぶべき——歴史観は、上述したアカデミーだけの問題にとどまらず、これまでに書かれてきた多くの録音技術史に取り憑いてきた、いわば宿痾のようなものである。すなわち、録音技術なるものの歴史の流れを見つめ、語ろうとするときに、この対象の現在のあり方を出発点に置き、この起点からときを遡るようにして、過去へとただひとつの道すじを引いていく。逆向きに語れば、そのようにして「いま・現在」のあり方を唯一のゴールとみなし、このゴールの成立・形成を保証するものだけを見つめ、拾い上げていくとともに、「いま・現在」へと直接つながらないもの、つながりが甘いように感じられるような事象を、汲み取るに値しないノイズとして歴史の語りから振るい落としていく。そのようにして大半の録音技術史は、そもそもの出発の時点でなかば自動的に「音楽記録再生装置をめぐる歴史記述」へとすりかえられ、それ以外の事柄を語る可能性をはじめから断ち切るようなかたちで紡がれてきたわけだ。

だが実際のところ、録音技術はつねにひたすら音楽記録再生装置であったわけではない。クロヤエジソンをはじめとする先駆的開発者たちの足跡は、このことを如実に

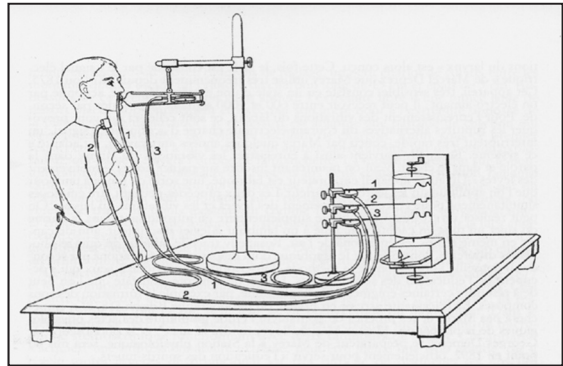


図1

Bernard Teston, « L'œuvre d'Etienne-Jules Marey et sa contribution à l'émergence de la phonétique dans les sciences du langage », *Travaux Interdisciplinaires du Laboratoire Parole et Langage d'Aix-en-Provence*, No 23, 2004, p. 253.

語っている。例えばエジソンは、当代最先端の通信テクノロジーである電信の送受信を合理化・自動化するための中継機器として、のちに「フォノグラフ」として具現化される装置の着想を得たのであって、音楽を記録する装置を夢見ていたのでは

ない⁴。なお、通信産業というこの文脈は、当時録音技術に接近していた複数のパイオニア候補者のなかでもひととき大きな存在感を示しており、あのグラハム・ベルはもちろん、例えばクロと同時期にフランスで研究に取り組んでいたマルセル・ドゥブレらもまた、同種の土壌から発明の想を得ている⁵。もちろん、録音技術を生み出した土壌は通信産業ただひとつであったと述べるつもりはない。クロのアプローチの固有性についてはのちに詳述するとして、同じフランスには、生理学と言語学のはざまのようなところで音の記録というアイデアへと接近したシャルル・ロザペリーの業績も存在する⁶（図1）。あるいはここで、写真家としての自らの経験を起点として「音のダグレオタイプ」の構想を温めていたフェリックス・ナダールの名前を挙げておいても良いだろう⁷。

この通り、録音技術の原型的な着想と見なしうるものを生み出した文脈は文字通り複数的・複層的に存在しており、なおかつ、そうした文脈が織りなす問題系のうちに「音楽」なるものが占める割合は、実のところ思いのほか小さい（ほとんどない、といった方が正確かもしれない）。このことは技術の誕生のみならず、普及の面においても同様である。別の機会にも論じたことであるが、録音技術を用いた音楽のソフト産業が本格的に西洋社会へと根付くのは、この技術の誕生からおよそ三十年にも及ぶ年月が必要だった⁸。録音技術を受け取ったばかりの西洋社会において、この技術は一個の「用途なき発明品」に過ぎず、誕生当初からいきなり明確な用途が与えられていたわけではない。必然的にこの新発明は、当時の西洋社会のうちに存在していた様々な文化的・経済的实践のうちへと投げ込まれ、そのうちがわで自らの価値を吟味されることによって、少しずつ自らの居場所を見出してこなければならなかった。例えば、科学とスペクタクルの混じり合う「公開実演」の場で、山師たちのパフォーマンスに新たな彩りを添える。オフィス、あるいは裁判所や議会

⁴ 秋吉康晴の以下の論考を参照のこと。秋吉は後述するサウンド・スタディーズに通じる問題意識を早くから消化したうえで、録音技術の黎明期に関係する多くの論考を著している。秋吉 康晴「フォノグラフ、あるいは「音を書くこと」の来歴：録音再生技術の着想をめぐる考察」、『京都精華大学紀要』、第51号、2017年

⁵ このドゥブレという技師は、シャルル・クロが資金繰りを試みた際の競合者としても知られる。Théodore Du Moncel, *Le téléphone, le microphone et le phonographe*, Hachette, 1878, pp. 272-273. Jacques Perriault, *Mémoires de l'ombre et du son : une archéologie de l'audio-visuel*, Paris : Frammarion, 1981, p. 167. 福田、前掲書、128-130頁

⁶ シャルル・ロザペリーは、「クロノフォトグラフィ」を用いた連続写真の実験で知られる生理学者エティエンヌ＝ジュール・マレーの弟子で、1875年ごろからグラフィックな記録機器を用いた音声研究に着手した。この通り生理学・音声学の文脈のもとでなされた実験であるが、大西洋を隔てた先のアメリカでは、『サイエンティフィック・アメリカン』を通じて報告されたロザペリーの業績にエジソンが脅威を感じ、結果的に「フォノグラフ」へと繋がる一連の研究開発を加速させることになった。同誌 1877年 11月3日号、11月20日号を参照のこと。

⁷ Nadar, *A terre et en l'air...Mémoires du Géant*, Paris : E. Dentu, 1964, pp. 158-159.

⁸ cf. 谷口文和・中川克志・福田裕大『音響メディア史』、ナカニシヤ出版、2015年、63-80頁

といった場での口述筆記を支える機器として録音技術が用いられていたことも知られている⁹。さらには学術的な領域でも、上述したロザペリーの属していた実験医学の分野では、この技術が可能にする「グラフィック」な能力を用いた新たな言語研究の可能性が模索されようとしていたし¹⁰、同じ時代に勃興しつつあった人類学という新たな知は、この技術の記録能力に着目して、大掛かりな声のアーカイブ構想を打ち立てようとしていた¹¹——。

以上はごく手短な概観に過ぎないが、それだけでも録音技術の歴史というものが、単に音楽ひとつを観点にするのみでは決して汲み取れない巨大な問題系を構成していることがわかるだろう。そうである以上、録音技術の歴史研究は、現代の音楽記録再生装置へとつながる一本の道筋のみを幹のように特権化して、残る事象を枝葉のごとく切り落としてしまってはならない。そうではなくむしろ、この枝葉のひとつひとつのざわめきに注意深く耳を澄まし、それらが有していた力を潜在的なものまで含めて拾い上げていかないことには、録音技術なるものが歴史のうえに描き出した形象の全貌を捉えるには至らない。

シャルル・クロという名とともに録音技術の歴史に向き合うことは、なによりまず、ここに述べたような音楽一本やりの歴史観を相対化・複数化する試みにつながっている。以後本論は、クロの録音技術構想の内実へと本格的に歩み寄っていくことになるが、次節ではそれに先立って、前提をなす議論をもうひとつ重ねておきたい。

3. 色彩写真——録音技術の前提として

科学者としてのクロは、大学などの研究機関に籍をおくアカデミックな研究者であったわけでもなく、科学的な発明・製作をもとに財を成すことを企てた産業人であったわけでもない。「科学をなす」ことが公的な研究機関のもとでなされる学問となり、あるいは有用性と利益とを追求するための経済的手段となる——十九世紀のヨーロッパで生じたこうした変容が科学の近代化であったとすれば、科学者としてのシャルル・クロは、同じ時代を生きながらもこうしたシフト・チェンジを内面化することのできなかった、境界線上のひとつであったといっている。ほぼ一切の公的教育を受けず、在野の科学者というマージナルな立場に生涯留まり続けたこの人物

⁹ 同書、69-72 頁

¹⁰ Bernard Teston, « L'œuvre d'Etienne-Jules Marey et sa contribution à l'émergence de la phonétique dans les sciences du langage », *Travaux Interdisciplinaires du Laboratoire Parole et Langage d'Aix-en-Provence*, N° 23, 2004, pp. 252-262. Claire Pillot-Loiseau, « Place de la phonétique dans la revue *La voix parlée et chantée* », *Observatoire musical français* (série « Conférences & Séminaires »), vol. 47, 2011 pp. 58-61.

¹¹ Ludovic Tournès, *Musique ! : Du phonographe au MP3*, Paris : Autrement, 2008, pp. 20-22.

は、十九世紀後半の世にあってなお貴族のメセナからの資金提供のうえで研究に取り組み、特許制度に象徴される近代的な知の私有化・財産化制度を内面化することに最後まで苦しみ続けていた¹²。

そうした前近代的なエトスも手伝ってか、クロの科学的な取り組み、そのなかでもとくに、録音技術に関わる仕事のうちには、現代に生きる私たちが「科学」の名とともに想像するものと比較すると、ぬぐい去りがたい「薄さ」が横たわっている。科学論文を思わせる文体でもって、何かしら新たな技術の素案のようなものを書き綴ってはいるが、その言葉の背後に基盤となるべき具体的な実験・研究の存在が感じられないことも少なくない。自らの書くものが、頭のなかにあるアイデアを具現化しうるもの—具現化するかもしれないもの——の記述に過ぎないということを、みすみすさらけ出してしまうような書きぶりがみられることさえある。

こうしたテキストの弱さのようなものを、先行研究の多くは、本論の冒頭で述べたような遡及的な歴史観にもとづく想像力によって補填してきた。エジソンのフォノグラフに先行するクロの録音技術論——それをどれほど読み込んでも、それが実際にどのようなすがたをした装置であるかも見えないし、それどころか、当の発明がいったいいかなる目的に資するものであるか、具体的な言明を見いだすことすらできない。そうであるにもかかわらず、多くの論者たちは、自らの生きる時代の常識を振りかざすようにして、クロの思い描いていたものが「愛された声」や「楽の音の夢」をつなぎとめ、反復するためのものであったと断じるのだ¹³。

本論がこうした姿勢に与するものではないことは前節にてすでに述べてきた。もちろん、本論がこれから述べていく説がゆるぎのない正答である、などとうそぶくつもりはない。クロの科学的テキストが上述したような性格を帯びるものである以上、後の世に生きる私たちにできることは、歴史的なコンテクストに対してあとう限り想像力を広げながら、残された資料を丹念に検討する作業を継続することによって、少しでも妥当性の高い説を示していく以外にない。こうした確からしさを高めるための試みのひとつとして、先述した拙著において提示した読みは、同じ時代に展開されていたクロのその他の科学的実践、具体的には色彩写真研究と知覚論とを考察の対象に加えることで実現したものである。以下の部分では、その際の議論をまず手短かに振り返り、次なる議論の土台としてみたい。

¹² 『シャルル・クロ』、132-137 頁

¹³ 「愛された声」*les voix aimées* と「楽の音」*le rêve musical* はともに、クロが1885年に詠んだ韻文作品「碑文」*« Inscriptions »*に見られる表現。シャルル・クロをめぐる後世の語りのなかでは、録音技術に込めた彼の想いをこの詩によって代弁させようとする語りが完全にクリシェ化してしまっている。一方で、当の詩は録音技術研究が実際になされていた時期からおおよそ七年のちに書かれたものでしかないのだが、このことが指摘されることはまったくない。

前節において論じたことから推察されるように、クロの思い描いた録音技術は音楽記録再生装置ではなかった。むしろそれは、単純な意味での技術開発でではなく、あえていえば哲学的と形容するほかない、より大きな計画のうちに内包されるものである。端的に述べてその計画とは、人間の知覚のはたらきを明らかにしようとするものに他ならない。1860年代の半ば、つまり二十代を迎えたばかりのシャルル・クロは、医学博士であった長兄アントワヌ・クロの存在に惹かれるようにして、医学、ないし生理学への関心を本格的なものにしていく。それに際して彼は大学の医学部にいちど籍をおくが、これは長続きせず、代わってこの関心を技術開発の方面へと接続するという新たなヴィジョンを獲得する。すなわち、知覚を端緒として人間の身体内部に生じる様々な現象を代理＝表象するような機械的なモデルを構築し、このモデルのはたらきを観察することによって、身体のあり方を再検討することはできないか——。シャルル・クロという在野の科学者が手がけた（いっけん雑多にも見える）あれこれの仕事は、多くの場合このような機械論的な構想につながっている¹⁴。

1860年代の終わりから晩年まで継続的に進められた色彩写真研究は、クロの科学的実践のなかでも最も高い密度のもとでなされたものであるだけに、上述したような問題意識のあり方を端的に示すものとなっている。「色彩写真」とはいえ、彼の研究は単に「写真に色をつける」ことのみを目指した素朴な意味での技術開発ではない。むしろそれは、人間の眼が世界の像を知覚する際のはたらきを機械的に表象するために、写真術という既存のテクノロジーを利用しようとする実践であった。

ここで肝要なのは、こうした「眼の機械的再現」とでもいうべき目標が設定されている以上、クロの色彩写真研究のうちに、人間の眼という器官、そしてその器官を端緒として生じていく視覚的印象のあり方をめぐる生理学的・哲学的な問いが、つねに横たわっていたということだ。この問いをクロは、先述の通り兄アントワヌとの関係のなかで育んだのちに、やがて、後述する「脳力学の原理」*« Principes de mécanique cérébrale »* (OC, 528-571. 以下、「脳力学」と表記する)なる奇妙な表題をもった知覚論として表現しようとしていく。こんにちには断片のみしか残されていないテキストであるが、この「脳力学」のなかで、クロは自らの色彩写真研究の基盤ともなるべき視覚理論をいわば自前で構築しようとしている。端的に述べてその理論は、まさにこの時代のヨーロッパの視覚研究が練り上げようとしていた「三色説」に近接する、きわめて斬新なものであった。

「三色説」とはすなわち、人間の網膜のうえに三つの原色それぞれの波長のみに反応する三種類の組織を想定し、そこで生じる刺激の混成によって多様な色彩の感

¹⁴ Antoine Cros, « Charles Cros : Notes biographiques », *Chronique médicale : Revue bi-mensuelle de médecine historique, littéraire et anecdotique*, n°7, 1900, p. 496.

覚を説明しようとする発想であり、トマス＝ヤングの仕事を受けたヘルムホルツの業績を通じて、クロが生きた時代のヨーロッパに受け入れられようとしていた新しい視覚理論である。この理論の眼目は、ひとことで述べて人間の視覚世界を外界に属する光の法則から自律した領域として、いわば独立させようとしたところにある。

デカルト／ニュートンの古典光学に従えば、人間の眼とはさながら暗箱^{カメラ・オブスクラ}のようなものであり、身体の外部世界から届けられる光を光学的・鏡像的に受け取って、ほとんど無媒介的に世界の像を生成せる——そうした器官であると想定されてきた。一方で三色説はといえば、そもそもの光というものがもつ情報量に対する眼の敗北をはじめから肯定し、この不可能性を前提としたところから視覚についての理論を構築する¹⁵。つまり、人間の眼は外界の光の活動をそのものとして把握することはできず、眼はつねに、限定された性能の感覚組織に媒介されることを通じて、光というものを根本的に異なるデータ体系に書き換えることしかできない。眼のなかには確かに対象世界に似たなにかしらの像が現象しているのだが、あくまでそれはこの器官の内部で分節された独自のデータ体系を再編成したものに過ぎず、その意味で私たちが眼にする世界とは、おおもとにあるものから切り離された模像のごときものでしかない¹⁶。

シャルル・クロがその色彩写真研究のもとで模倣しようとしていたのも、まさにこうした意味での不足を抱えた器官としての眼であった。そうである以上、自らの作るべき色彩写真は、外的世界の像を鏡のように——色彩も含めて、ひとときに——写し取る装置などと同一視されるべきではなく、つねにひとの眼がするように、光という情報を自分なりの仕方で書き換え、同じく自分なりの仕方で再構成するようなはたらきを有していなければならない¹⁷。こうした思考に導かれてクロは、撮影対象から届けられる光を三原色の含有量を示すデータにいちど分割し、その三つのデータを撮影者・操作者の手で人為的に再統合する、という方法を自身の論の根本に据えることになる。

もっとも好まれたのが、三原色で色付けしたフィルターを介して三度の撮影をおこない、得られた版をそれぞれの原色（あるいは対応する補色）で着色し重ね刷りをなすという方法である。のみならず、上述したような目的を達成できるようなも

¹⁵ Cf. 大山正『色彩心理学入門——ニュートンとゲーテの流れを追って』、中央公論新社（《中文文庫》）、1994年、19-23頁。ジョナサン・クレリー『観察者の系譜——視覚空間の変容とモダニティ』、以文社、2005年、107-146頁

¹⁶ クロの「脳力学」もまた、いわゆる外的世界の物理現象としての光を扱う学と、視覚の内部で生じる色彩の知覚を扱う学とをはっきりと峻別したうえで、自らの議論が後者に照準したものであることを明言する（OC, 540-544）。

¹⁷ 例えば1877年に書かれた「写真術の改良——自然な色彩、明暗の正しい比率」と題された色彩写真論は、まさにひとの眼が世界を微細な原色のモザイクのように知覚していることを論じたうえで、自らの写真術をはっきりとこうした眼のあり方になぞらえている（ID, 118）。

のであれば、現代に生きる私たちが「写真」という語によって想像するものからは相当に隔たった手法までもが研究領域に加えられており、この点も無視できない——ジョゼフ・プラト一流のフェナキスティスコープや回転ゴマ、さらには複雑な反射機構を組み込んだ装置を用いて、三つの原色版を観察者の眼のなかで重ねあわせるといった手法などがその例である。こうしたことから、クロの目指すところがあらためて理解されるだろう。重ねて強調しておけば、彼はいわゆる「写真」を改良して「色付き」にしたかったのではなく、ひとの眼が実現しているはたらきを再現するような機械的代理物を作り出そうとしていた。それこそが目指すべきところなのであり、「写真」とはあくまでそうした代理物の一部をなす機構、ないし手段に過ぎない。

4. 録音技術構想の実態——「耳」への志向

以上、いくぶん長い回り道になってしまったが、シャルル・クロという人物の科学的な仕事は人間の知覚の探求と結びついているということがよりよく理解されたと思う。彼の録音技術研究も、この点を把握することなしには十分に理解しえないものである。結論から述べてしまえば、クロの録音技術構想もまた、色彩写真研究と同じような資格でもって、人間の耳の機械的代理物たらしめるものであった。とはいえこちらの領域の場合、前節の冒頭で述べた通りの研究密度の薄さのせいで、色彩写真のときのように明示的なやり方でこうした理解を導き出すことはできない。拙著において試みたのは、先にも述べた通り、色彩写真と知覚論とをそれぞれ参照することによって、録音技術をめぐるクロの思索の足取りをいわば外側から跡づけることであった。その際の議論をここですべて振り返ることはできないが、決定的だと思われるのは以下の二点である。

なにより、おおもともいえるべき「脳力学」の構想のなかに、視覚のみならず、聴覚に関わる現象を対象にした研究があらかじめ組み込まれていたということ。より正確にいうと、件の知覚論は「小さくはあるが完全な感覚世界」である視覚の研究を端緒として、自らの考察対象を感覚全般にまで広げようとするものであり、聴覚はまさにそうした拡張作業の第一の対象に挙げられていた（OC, 540）。続いて技術開発の面でも、色彩写真と録音技術のあいだには明確な影響関係が、あるいはより直裁に述べて、はっきりとした従属関係がある。端的に述べてクロの録音技術論は、同時期に進められていた色彩写真研究の成果をあからさまに転用したものでしかない。具体的には、1876年から77年にかけてクロが色彩写真研究のなかで実用化／習得した「カーボン印画法」という印刷技法が、録音技術論においてもそのままのかたちで技術的基盤に据えられている。「カーボン印画法」とは、重クロム化

塩をゼラチンなどに混ぜた溶剤を感光媒体として用いる印刷技法であり、件の溶剤を顔料で着色することが容易であったことから、この時代に絵画や写真の複製技法として利用され始めていた。クロは、自らの色彩写真研究を通じて習熟したこの印刷術を、音の刻印（描線）の固定と転写のために援用しようとしたのである¹⁸。

このようにクロの録音技術論は、少なくともその構想を根本で支えた技術的発想の面で、先行する色彩写真研究の成果にまるごと依存したものでしかなかった。あるいは、「脳力学」＝知覚論の構想を通じて絶えず頭のなかに思い描かれていた聴覚研究の可能性が、色彩写真の開発を通じて得られたひとつの技法をさながら触媒にするようにして、技術的に記述可能なものとして徐々にカタチをとりはじめる。いわばそうした「ひらめき」に過ぎぬものを慌ただしく書き記したのが、件の「聴覚によって知覚された諸現象の記録と再生の手法」というテキストなのであり、要はこの時点での彼の構想は、いまだ内実を欠いた着想段階のものに留まっていたのである。

この通り、幾分逆説めくのだが、拙著の読みの特徴ないし強みといえるものは、クロの研究活動にみられる空虚さにはっきりと言及したという点にある。言い換えれば、先行する言説や研究が（まさに先に述べたような遡及的な歴史観に寄生しながら）なんとかして補填しようとしてきた空隙をむしろ直視し、その虚ろさのなかに浮かび上がってくる要素のうちに、クロの録音技術を実際に支えていた秘めたる理念を見出そうとする——。こうした戦略を通じて見出されたのが、録音技術構想の色彩写真研究に対する依存関係、ならびに、これらふたつの技術開発が、それぞれ聴覚研究、そして視覚研究に相当するものとして、「脳力学」というより大きな知覚研究の枠組みのなかで相互に隣接しあっていた、というふたつの事実である。重ねて強調しておけば、シャルル・クロという人物の科学的な仕事の根幹には、ひとの知覚のはたらきを機械論的なやり方で再検討しようとする巨大なヴィジョンがあった。このヴィジョンのただなかで、視覚と聴覚がともに研究対象に据えられていたからこそ、色彩写真研究（すなわち、視覚研究）のなかで得られたひとつの技法が、こんどは録音技術研究（聴覚研究）の領域へと転用されることが可能になったのである。

以上、拙論において展開した考察を足早にまとめてきたが、実のところこうした読みは、録音技術の歴史をめぐる近年の研究とも反響しあうものである。近年英語圏で盛んになっている「サウンド・スタディーズ」の影響下で生み出された一連の研究は、録音技術の誕生という出来事をこれまでのように個々の発明家の事績に帰着させず、より大きな歴史的ダイナミズムのなかで捉え直そうとしている。実際、

¹⁸ 『シャルル・クロ』、137-154 頁

第一節でもいくつかの固有名を挙げて論じたように、録音技術の発明という出来事は、1870年代を前後する時期のヨーロッパで同時多発的に現象したある種の歴史的形像というべきものであるが、こうした形像を成立させた諸条件を、当代のヨーロッパで繰り広げられた知や文化をめぐる様々なコンテキストのうえに求めようとする研究が盛んに世に問われているのだ。

そのなかでもとりわけ重要な仕事をなしているジョナサン・スターンに従えば、録音技術をはじめとする近代的な音響テクノロジーは、まさにシャルル・クロがしたように、耳という知覚器官のあり方を参照しようとする動きのなかで生まれてきたという¹⁹。そのことの端的な例として、スターン自身も極めて重視しているひとつの先駆的発明に目を向けておこう。スコット・ド・マルタンヴィルというフランス人技師が1857年ごろに開発した「フォノートグラフ」という機器である。

ひとことで述べてこの機器は音の振動を描線に変えるためのものであり、技術的には先行するデュアメルらの発明と同様に、音を視覚的に表象することで客観的な観察対象とする装置の系譜に位置づけうるものである。先行機器との決定的な違いは、音叉という特定の音源のみしか処理できなかったそれまでの装置群とは異なり、このフォノートグラフは音叉の代わりに振動膜 *diaphragme* を置くことで、原理上あらゆる音の響きを記録可能にしたというところに存している。言い換えれば、フォノートグラフのラッパ状の集音管に取り付けられた振動膜のおかげで、件の装置は、音源の種別を問わず、生み出された空気の振動をあまねく自身の記録対象とすることができた²⁰。

スターンによれば、フォノートグラフとともに実現した膜を介した音の表象様式こそが、録音技術をはじめとして、電信・電話など、近代のヨーロッパで生み出された様々な音響テクノロジーの中核をなすものに他ならない²¹。と同時に、いっそう重要なこととして、こうした一連の音響装置の考案者たちが、自らの研究開発のなかでこぞって耳という感覚器官を参照し、当の器官の組成や機能のうえに自らの手

¹⁹ ジョナサン・スターン『聞こえる過去』、中川克志・金子智太郎・谷口文和（訳）、インスクリプト、2015年、94-108頁（Jonathan Sterne, *The Audible Past: Cultural origins of sound reproduction*, Duke university press, 2003, pp. 70-81.）

²⁰ このスコット・ド・マルタンヴィルという人物についても、従来の研究のほとんどは不確実な伝聞的情報を反復するのみであったが、近年はパトリック・フィースター、セルジュ・ブノワらの根気強い調査により、かなりの量の資料にアクセスすることが可能になった。この人物については筆者も稿を改めて述べる予定である。Serge Benoit, Daniel Blouin, Jean-Yves Dupont et Gérard Emptoz, « Chronique d'une invention : le phonautographe d'Édouard-Léon Scott de Martinville (1817-1879) et les cercles parisiens de la science et de la technique », *Documents pour l'histoire des techniques*, vol. 17, 2009. フィースターの仕事については以下のサイトを参照。http://www.firstsounds.org

²¹ スターン、前掲書、95-108頁（Sterne, *op.cit.*, pp. 70-81）

がけるべき機器の範を求めようとしていたことも見落とせない。事実、かのスコット・ド・マルタンヴィルは、印刷技師という自らの生業のなかで出会った一冊の生理学書のうちに耳の解剖学的記述を発見したことからフォノトグラフの想を獲得し、それ以降も自らの機器の改良のために積極的にこの器官の模倣を企てている²²。あるいは、よりあからさまな例として、電話の発明者として知られるグラハム・ベルは、電話や録音技術の研究に着手する前段階にあたる 1874 年に「イヤー・フォノトグラフ」という音の記録機器を製作している。要はスコット・ド・マルタンヴィルの装置に「イヤー」の語が付されたわけだが、この「耳」は実は文字通りのもので、ベルは自らの実験機器に本物のひとの鼓膜を取り付けて、やがて来る自らの音響機器の基盤となるべき研究を行ったのだった²³。

近代的音響メディア開発を支えたこうした耳への参照を踏まえうえて、スターンは上述したような振動膜による音の表象技術に、「鼓膜的メカニズム」*tympanic mechanism* という文字通りの呼称を与えている²⁴。この卓抜なメタファが示しているように、録音技術をはじめとする新たな音のテクノロジーが登場したことの背景には、耳という感覚器官に対する時代の強い関心が秘められていた。こうした巨視的なコンテクストを意識するとき、シャルル・クロという人物の録音技術研究は、間違いなく貴重な価値を有したものととして新たに価値づけられることになるだろう。クロはその研究において実際の装置開発の面では貢献できなかったかもしれないが、拙著の読みによって示されたようなかたちで、録音技術の登場という歴史的形像を成立させた当時の知のネットワークのあり方を私たちに垣間見させてくれるのである。

5. クロの固有性——耳からの離脱

ここまで、シャルル・クロの録音技術構想の実態を振り返りながら、この科学的実践が人間の耳という感覚器官への関心に支えられた、ある種の知覚研究の側面を有していたということを跡づけてきた。こうした見解は、ジョナサン・スターンを

²² Léon Scott de Martinville, *Le Problème de la parole s'écrivant elle-même*, l'Auteur, 1878, p. 56-57. 多くの二次資料においては、この際スコット・ド・マルタンヴィルが校正を通じて耳の「解剖図」を目にしたことがフォノトグラフの着想につながった、との言説が見られる。本人の言によれば、この際に参照されたのは当時の著名な生理学者であったフランソワ・ロンジェの『生理学概要』であるとのことだが、少なくともこちらで参照することができた 1850 年の版に解剖図は見当たらない。とはいえ同書にはかなりの版があるため、本人が実際に参照した版の特定を進めるために、以後も調査を継続していく必要がある。cf. François-Achille Longet, *Traité de physiologie*, t. 2, Victor Masson, 1850.

²³ スターン、前掲書、48-60 頁 (Sterne, *op.cit.*, pp. 31-41.)

²⁴ 同書、51 頁 (*ibid.*, p. 34.)

はじめとする近年の研究成果とも重なり合うものであり、この点においてクロの業績は、録音技術の誕生という出来事を可能にした諸条件を探求しようとするような研究に対し、極めて貴重な資料^{コーパス}を提供するものであるということが出来る。一方で、同時に次のような疑問が生じてくることも事実である。すなわち、クロの取り組みは昨今の研究が唱える図式を補強するための素材に過ぎないのだろうか。あるいは、クロの仕事のなかには、そうした図式が提示する一般性のもとには留まらないなにかしらの固有性があるのではないだろうか。

録音技術の誕生という問題を個々の発明家の水準に帰すことなく、歴史的なパラダイムに関わるものとして思考しようとする近年の研究は、録音技術の歴史記述に間違いなく大きな貢献をもたらした。しかしながら、こうした研究の陥りがちな陥穽であるが、「録音技術の誕生を支えた知的・文化的状況」などという巨大な対象を設定してしまうことの反動として、自らの議論が扱おうとする様々な事象をときに無自覚に普遍化し、あるいは脱文脈化して語ってしまう。あるいは、上述した意味での「状況」を図式化して抽出する際に、個々の事例のもつ固有性やローカリティが抹消されて、普遍一般のための犠牲にされてしまう——そんな事態が散見されるように思われるのだ。

ここまで述べてきたように録音技術の誕生が同時多発的な現象であったとして、そうした現象を構成するひとつひとつの出来事には、普遍的な共通項の枠には収まらない何かが秘められてもいるはずだ。シャルル・クロという人物の業績を論じることが、単に録音技術をめぐるパラダイム論を練り上げるのみならず、そんな議論が陥りがちな巨視的かつ単数的な語りを相対化し、また複数化するためのレッスンにもつながっているように思われる。以下の部分では、引き続き彼の仕事の隙間から垣間見えてくるものを拾いあげ、つなぎ止めながら、録音技術をめぐるクロの取り組みの固有性に迫ってみたい。と同時に以下の議論は、クロの実践を取り巻く時代の様々な知や文化のコンテキストを参照しながら進められていくことにもなるだろう。こうした二重の作業をなすことは、録音技術の発明という歴史的な出来事を準備した、ひとつのローカルな状況を浮かび上がらせることにつながっている。

そうした試みの出発点として、1880年にクロが執筆したひとつのテキストをまずは見てみたい。「未来の新聞」«*Le Journal de l'avenir*» (OC, 234-238) と題された文章で、科学者ではなく作家としての立場で著されたみじかい物語作品である——現代風にいえば、「ショート・ショートの」と形容することも可能かもしれない。ひとことで述べるとタイム・トラベルものであり、ある日なじみの新聞編集部を訪れた語り手が、ふとしたはずみで百年後の世界にジャンプしてしまい、その先で「未

来の新聞」の制作風景を見聞する、という筋である²⁵。

一世を風靡した「独白劇」の人気作家としてユーモアのセンスを存分に発揮したこともあるクロらしく、この近未来世界で描かれるギミックはなかなか刺激的なものだ。問題となる新聞の「編集部」では、ナンバーをつけられた無名の筆記労働者たちが電話を片手にし、オートメーションさながらのしくみによって送られてくる紙のうえにひたすら文字を書き付けている。この時代には人間の脳をメッキ化して保存し、電流を用いて別人の脳と接続する技術がすでに普及しており、この労働者たちは、帽子のなかに取り付けられたメッキ脳——例えばユゴーやバンヴィルのもの——から送り込まれてくる思考や創意に文字通り手を貸しているに過ぎない。そうした労働から生みだされた原稿は、やがて地下にある「誰も印刷を行わない」印刷室へと回され、活字に変えられる代わりに吹き込み係によって読み上げられ、録音技術のうえに記録されていく——ちなみにここではエジソンが用いたものと同じ「フォノグラフ」という呼称が用いられている（OC, 238）。この録音物を無数にコピーして、音声による記事を届けることがこの未来における新聞のかたちであるというわけだ。

「録音技術のある風景」とでも呼べそうな光景であるが、明示的に読めば、ここで提案されているのは近代ヨーロッパが構築してきた通信網の末端にフォノグラフを組み込み、それを音声による情報発信装置として機能させようとする発想だ。一方で、当の録音技術の存在にいつそう細かい目を向けてみると、この風景が外見通りの「新聞製作」とは異なる何かを表現しようとしているようにも見えてくる。作品中で文字通りの録音技術が描かれているのは、ただ二箇所を数えるのみに過ぎない。すなわち、件の「印刷室」で吹き込み係たちの声を記録するための「フォノグラフ」、ならびに、個々の購買者たちの手元で「新聞」を現前させるために用いられる装置のふたつである——後者はテキストのなかで明言されていないが、おそらくそう考えて間違いのないだろう。しかしながら、録音技術というものをこうして字義通りに捉えるのではなく、原理的なレベルにまで拡張してみるとどうだろう。すなわち、文字通りの機器だけではなく、録音技術というテクノロジーの中核をなす「鼓膜的メカニズム」を有するものを、同作のうちにすべて数え上げてみると何が見えてくるか。

そもそも、発端となる外電の受け取りが、電話受信機の振動膜と筆記労働者の耳のうちなる鼓膜とのあいだでなされる物理的運動の書き換えによって実現する。続

²⁵ この『未来の新聞』に関する分析は、かつて以下の文章において行なった分析を発展させたものである。福田裕大「フランスにみる録音技術の黎明期——来るべき「録音技術と文学」のために」、塚本昌則、鈴木雅雄（編）『声と文学——拡張する身体の誘惑』、平凡社、2016年

いて、そのようにして受信された情報が、「脳」という回路——あるいはブラックボックス——で演算されたのちに書字へと変換され、さらにはこの原稿を読み上げる係の女たちの声音が、「フォノグラフ」のもつ鼓膜的メカニズムを振動させる。そうやって個々の購買者の手元へと送られた音声データが、最終的に末端の再生機構の振動膜を運動させることを通じて、件の新聞はようやく出力されるわけだ。

こうして注意深く見てみると、この「未来の新聞」で描かれているのは、広義の情報とでもいうべきものがひとつの「組織」のうちに存在する複数の処理過程へと託されることによって、そのつど決定的な変容を繰り返していくその様子である。言い換えるとこの物語は、末端での出力時に情報のみが現前することを楽観的に描いているようでありながら、当の情報そのものの様式が伝達の過程で根本的に書き換えられてしまっていることを暴き出すような冷徹なまなざしを同居させてもいるわけだ。と同時に、さらに読みを深めていけば、こうした「書き換えのシステム」をめぐる各種のディテールがテキスト上である種の層を形成し、人間の身体を思わせるような何かとして描かれているようにも見えてくる。さりげなく強調されている「脳」を中心におき、情報の変換・伝達機構としての鼓膜的メカニズムを無数に配置した入出力系としての身体、という見立てである。

以上の解釈は恣意的なものではないはずだ。というのも、同時代にクロが執筆したもうひとつのテキストが、これと極めて似た光景を描き出しているからである。そのテキストとは、先般から紹介している「脳力学」に他ならない。大きくいうと哲学に属する問題意識のもとに書かれた文章で、人間がもつ知覚から認識、そして反応（運動）という一連の能力のはたらきを論じようとするテキストである。とはいえクロは、この種の考察を伝統的な内観ベースでおこなうのでもなく、あるいは解剖などによる身体組織の直接的観察にもとづいて遂行しようとするのでもない。ここが極めて難解なので、はじめにはっきりと述べてしまうと、クロは知覚を端緒とする人間の内的な諸機能のあり方を思考する際に、「現実の／生身の身体が実際にどのようなものであるか」といった問いからあえて完全に手を切って、ある種の抽象化された思考実験を試みようとしている（OC, 528-529）。その際に要点をなすのが、テキストの表題に掲げられている「力学」の語で、要するにクロは、知覚に始まり思考、反応（運動）へと向かう一連の身体活動を、運動エネルギーの変換と伝達という力学的な発想のみにもとづいて、いわば一元論的にモデル化しようとしているのだ。

極めて特異な発想であるというべきだろうが、クロの録音技術構想の射程を考えるとうえで避けては通れないテキストである。というのも、図に表されている通り、いましがた述べたような力学的なエネルギーの変換システムとして人間の身体を理解しようとする際に、個々の変換機構のモデルとして、まさに録音技術——あるいは

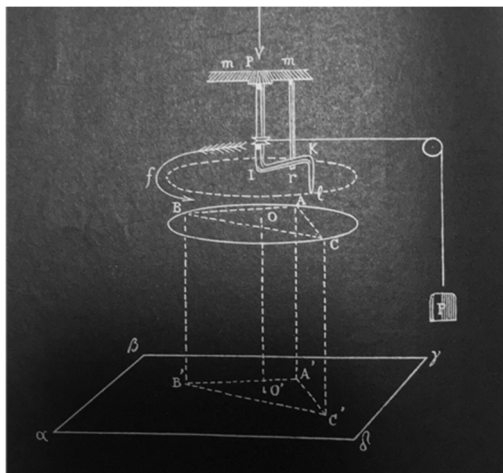


図2 (OC, 546)

は、スターンのいう「鼓膜的メカニズム」——を思わせる機器が用いられているからだ（図2）。さらにいえばこの変換装置は、次に挙げる図のように似たようないくつもの機器たちと結びつき、連動して情報の書き換えのためのネットワークを形成していく（図3）。まさに先ほど取り上げた「未来の新聞」においても、録音技術をうちに含んだ複数の「鼓膜的メカニズム」が連動するなかで（「身体」を思わせる）一個の入出力系が実現されていたわけだが、この「脳力学」というテクス

トは、そんな文学作品ならではの奇想と思えるものを、ひとつの科学的探求として正面から記述しようとするかのようなのである。

録音技術のパイオニアとしてのシャルル・クロの固有性は、まさにこうした想像力に関わっている。再度強調しておけば、録音技術の発明の根本には、耳に対する時代の関心があった。スコット・ド・マルタンヴィル、グラハム・ベル、そして——うえでは述べられなかったが——エジソンといったパイオニアたちは、録音技術につながる研究開発のさなかで、みな様々な仕方でのこの器官に関心を寄せていた。一方で、これらの先駆者たちの事例において観察されるのは、いわば耳という身体部位単独に対する関心でしかなかった。耳という器官の機能に範を求め、この身体部位の模倣を企てるなかで「耳のように聴く」機器をつくりだす——こうした発想を通じて音を表象しようとする実践が録音技術をはじめとする近代的な音響テクノロジー

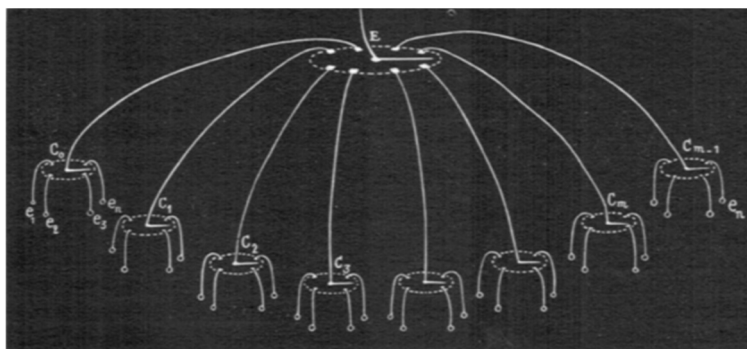


図3 (OC, 567)

ジーを生み出したわけだが、かたやシャルル・クロという先駆者は、この器官に対し誰にも負けぬ関心を寄せながらも、耳との一対一の照応関係には留まらない別種のヴィジョンを練上げようとしていたのだ。

「未来の新聞」、そして「脳力学」というふたつのテキストが示唆しているのは、こうした別種のヴィジョンのあり方に他ならない。すなわち、録音技術（＝鼓膜的メカニズム）を自らの参照先であるはずの耳から切り離し、代わってこの装置をいわば一般化して、人間の身体内部で遂行される情報処理全般を表象しうるものとして位置づけること。あるいは、文字通り耳のはたらきを模倣することから着想されたはずの鼓膜的メカニズムに、「耳のように聴く（＝音を表象する）」ことではなく、「鼓膜のように運動エネルギーを変換する」といういつそうラディカルな役割を付与したうえで、この機構をより汎用的な役割のもとに捉え直すこと。こうした「耳から身体全般へ」とでも呼ぶべき発想が、シャルル・クロという人物の残した仕事の隙間から垣間見えてくるのである。

6. 「脳力学」の特殊性

先に述べた通り、シャルル・クロという人は録音技術に関して多くの文書をのこしたわけではないため、本人からの直接的な証言を取ることが極めて難しく、いったい彼がいかなる理念／目的のためにこの技術を構想したのか、という本質的な問題についても、このようにして複数のテキストのあいだを行き来して類推を重ねていくしかない。この類推の精度を高めていく作業については今後も継続的に取り組んでいくつもりだが、本稿でもう少し論じておきたいのは、先ほどから言及している「脳力学」というテキストの特異性である。このテキストの奇妙さについては、ここ数年、クロ本人だけではなく彼の周辺にあることがらを継続的に調べてきたことが功を奏して、同時代の医学的、あるいは生理学的コンテキストとの関連が少しずつ見えてくるようになってきた。

このことを考えるうえでキーパーソンになるのが、クロの一番上の兄であるアントワヌ・クロ（Antoine Cros : 1833-1903）である。フランス文学研究の界限ではまれに言及されることがある人物で、ヴェルレーヌやランボーが参加したことでも知られる「ジュティストたちのサークル」の中心メンバーであり、この小集団の活動内容をこんにちにまで届けるノートに図のような表紙イラストを描いたことで知られている（図4）。のみならずこの人物は、大学の医学部で正式に博士号を受けた著名な医者であり、つまりは同時代の医学・生理学の動向に根ざした研究の経験と業績を有したひとでもあった。対して弟のシャルルはといえば、瞬発的な才気こそずば抜けているけれど何かにつけて長続きしない人間で、そのせい——兄と同じ

ような学問に関心を持ちつつも——公的な肩書きも学歴も、継続的に研究を行なった経験ももっていない。加えていうと、おそらくシャルルの方は本をたくさん読むというタイプでもなく、先のサークルを一例とするような様々な小集団での交流を通じて得られる「耳学問」の機会、つまり対面的な知識習得の機会を最大限に享受して、それを自らの知的生産へとつなげていたのではないかと思われる²⁶。



Denis Saint-Amand, *La littérature à l'ombre : sociologie du Zutisme*, Paris : Garnier, 2012, p. 96.

図 4

のちに当人がはっきりと回想を残している通り、このアントワヌ・クロという人物は、シャルル・クロにとって最も近く、かつ最大の情報量を誇る学問の源だった²⁷。前節から取り上げている「脳力学」もまた、弟ならではのアレンジが多分にあるにせよ、基本的な部分ではこの兄が自身の博士論文以来消化しようと努めてきた当時の医学・生理学の展開と歩みを同じくしていると考えることができる。

彼ら二人が生きた十九世紀のフランスといえば、当初はひとつ前の世紀に花開いた感覚論の哲学がなお強く残存していた時代である。周知の通り、その開祖たるコンディヤックは、人間が有するとされるあらゆる生得観念を否定したうえで、原初

²⁶ 例えば、クロが日参したカミーユ・フラマリオンやニナ・ド・ヴィヤールのサロンには、多数の科学者や大衆科学誌のジャーナリストたちが足繁く通っていた。cf. Forestier, *op.cit.*, p. 49.

²⁷ Antoine Cros, *op.cit.*, p. 496.

的な感覚／印象の成立を端緒として、「注意」にはじまる様々な人間の能力が作り上げられていく過程を跡づけようとした。むろん十九世紀前半のフランス哲学はコンディヤックの思想をただ無批判に踏襲していたわけではなく、「コンディヤック主義をめぐる絶え間ない論及²⁸」を重ねていたのであるが、『感覚論』の哲学者はこうした批判的検討の実践を通じてなお強くその影響を留めていたのである。こうした世紀前半の思想状況は、クロ兄弟にとって決して無縁ではない。シャルル・クロが残した資料を見渡してみると、上記のような意味でコンディヤック主義の枠内に身を置いていた思想家たちへの言及が、少なくはあるが確かに認められる²⁹。あるいはここで、二人の兄弟にとって最も近い思想家だった父シモン＝シャルル＝アンリ・クロの名を挙げておいてもいいだろう。息子たちにとって強固な「教義」として一家に屹立していたこの父も、やはりコンディヤックの思想を基盤として独自の思想を構築した人物だった³⁰。

ところが、世紀が半ばを迎えるにつれて、上記の伝統的哲学に、医学・生理学という新たな知、つまり直接的・客観的な「観察」にもとづいた身体知の成果が入り込んでくるようになる。すなわち、同じ身体のある方を問題化するにしても、前世紀の哲学のように内部で起こっていることを想像ひとつで好き勝手に「内観」するだけではいけない。そうではなく、メスを使って実際に身体を開いてなかにあるものを観察してみなければはじまらない——³¹。もちろん、人間の身体を直接解剖することには様々な困難が付きまとうので、動物を用いた解剖や仮説的な実験を行なうこともここには含まれるのだが、ともかくそのようにして身体のうちがわを実際に検分することを通じて、知覚や意識といった伝統的な哲学の問題にあらためてアプローチしようとする動きが生じてくるのだ³²。

²⁸ ジャン・ルフラン『19世紀フランス哲学』、川口茂雄（監修）・長谷川琢哉・根無一行（訳）、白水社（《文庫クセジュ》）、2014年、17頁

²⁹ 例えば、いわゆる「イデオログ」の一員に数え上げられるドジェランドの著作をクロが読んでいたことが資料からわかっている。Joseph Marie Degérando, *De l'Education des Sourds-Muets de Naissance*, t. II, Paris : Jules Renouard, 1827. 聾啞教育に携わっていた時代のことで、当時に書かれたある文書には実際にドジェランドの名が挙げられている (ID, 38) cf. Perriault, *op.cit.*, p. 136.

³⁰ 例えばこの父親が1836年に著した著作のなかには、コンディヤックに直接言及しながら、感覚的印象を端緒に自我の形成を論じる箇所がある。Simon-Charles-Henri Cros, *Théorie de l'homme intellectuel et morale*, Volume 1, Paris : Bashelier, 1842 (3ème édition), pp. 116-148.

³¹ この点に関する歴史的展望については、以下を参照。Frank W. Stahnisch, *Medicine, Life and Function : Experimental Strategies and Medical Modernity at the Intersection of Pathology and Physiology*, Freiburg : Projekt Verlag, 2012, pp. 62-80.

³² 例えばリトレは1860年に書かれた「De quelques points de physiologie psychique」なる論考において、感情、ならびに観念の学を打ち立てるには、脳の組成と機能との関係においてこれを考察することが必要であると述べる。Émile Littré, *La science au point de vue*

アントワヌ、そしてシャルルの二人は、まさにこうした「哲学の生理学化」とでもいう時代の動向をいち早く感知し、そこから銘々固有の仕事に興した人物である。とりわけアントワヌは、彼の本分である医学の側から上記のような架橋を試みる著作を複数残しており、それらのテキストを読み進めていくと、従来は（思想的に）価値の低いものと見なされがちだった十九世紀のフランス哲学が、少なくとも「哲学と生理学の出会い」という重要なモーメントを物語るものとして、非常に重要な歴史的意義をもったものであるということが見えてくる³³。

例えばアントワヌの著作のなかでは、十八世紀末のガルヴァーニの発見に端を発する神経生理学の展開が当然のように入り込んでいる³⁴。人間の身体のなかには無数の神経が通っていて、このネットワークのうえを走る電氣的・化学的な信号が身体各部を媒介し、世界の認識から思考や想像、そして筋肉を用いた運動まで、実に複雑な能力を発動させていくわけだが、医学博士であったアントワヌの著作のなかにはそうした知見がすでに取り込まれていて、知覚を端緒とする人間の内的活動を論じる際の基盤をなしている。実際、1874年に著された『神経システムの高位機能』なる著作においては、「感覚性」についての議論を起こすに先立って、人間の神経系のあり方をめぐる先行研究の紹介がおこなわれる³⁵。そこでは、前世紀末のチャールズ・ベルに始まり、フランソワ・マジャンディ、フランソワ・ロンジェ、そしてクロード・ベルナルといった人物たちの業績が取り上げられ、——脊髄神経の後根が感覚性で、前根が運動性であるという——いわゆる「ベル＝マジャンディの法則」が自らの議論の前提・基盤として提示される（とりわけクロード・ベルナルが、ゾラ研究で紹介されるものとはまったく異なる文脈のもとで論じられているのが面白い）。

もうひとつ非常に重要な点として、こうした神経ネットワークの存在に注目が集まることの帰結として、「連関説」という身体の捉え方がやはりアントワヌの著作

philosophique, Paris : Fayard (« Corpus des œuvres de philosophie en langue française »), 1997, pp. 307-308. なお、同論文はこの時代における「生理学」や「心理学」といった語の揺らぎを知るうえでも重要である（このリトレの書籍については京都大学の中筋朋氏より貴重な助言をいただいた）。

³³ Antoine Cros, *Les fonctions supérieures du système nerveux. Recherche des conditions organiques et dynamiques de la pensée*, Paris : J.-B. Baillière et fils, 1874, p. 61.

³⁴ 十九世紀フランス哲学を展望したラヴェッソンの記念碑的著作のなかにも、まさに「脳生理学、神経学」と題された章があり、やはりクロード・ベルナルらの業績に触れながら、本論で述べられる「連関説」に通ずる知見が提示される。「これはすなわち、唯物論が主張するごとく器官の方が機能の原因になっているのではない、ということだ。機能の方こそが、一定の身体的諸条件において、器官を自らに従わせ、自らのものとしているのだ」。フェリックス・ラヴェッソン『十九世紀フランス哲学』、杉山直樹・村松正隆（訳）、知泉書館、2017年、241-250頁

³⁵ Antoine Cros, *op.cit.*, pp. 19-34.

の前提を構成している。「連関説」とは聞き慣れない言葉だが、これは「対応説」と対をなすもので、つまりは身体が生み出す様々な機能やはたらきが特定の身体器官と一対一で結びついているのではなく、様々な部位同士が相互に連動・連関することによって生じている、とする考え方のことだ。あるいは、「局在的／局所的」という言葉を対義語とすると分かりやすくなるかもしれない。例えば音が聞こえるという現象が「耳」という器官のうえで局所的に、つまりはその一箇所のうえのみで実現しているのではなく、鼓膜に始まり脳へといたる複数のパーツの連環を通じて、いわば非・場所的に生じていると考えるような発想である。こうした発想の具体的なあらわれとして、前掲のアントワヌの著作では、いわゆる実験生理学的な手法にもとづいた身体観察の事例が無数に紹介されている³⁶。すなわち、身体の上で生じる何かしらの現象の要因を探るために、当の現象に関係すると思しき部位のひとつを切除し、対象となる現象がその条件下でいかに変容するかを観察する、といった類の実験のことだ。小松美彦が指摘するように、十九世紀のフランスでこの種の実験がしきりになされていたのも、ある身体機能が複数の部位の連携を通じて初めて実現するという連関説の発想が共有されているからに他ならない³⁷。

もちろん、アントワヌ・クロの仕事は医学者・生理学者としての揺るぎない資質・知識に裏打ちされたものであり、上にあげたふたつの観点が彼の仕事の到達点である、などと主張するつもりはない。だが一方で、影響を強く受けた実の兄の著作から垣間見えてくるこれらの前提的な発想は、弟であるシャルルの思考法にアプローチするうえで、非常に効果的な視点を与えてくれる。

弟クロの「脳力学」に戻ろう。再度概観しておく、このテキストは知覚に始まる人間の内的活動を、運動エネルギーの変換と伝達という力学的な発想のみにもとづいて、いわば一元論的にモデル化しようとするものであった。もう少し述べれば、ここという運動エネルギーとは物体と物体の接触によって生みだされる「接触」*contacts* ないし「衝撃」*chocs* として捉えられており（OC, 537-539）、こうした力が先述したような録音技術を思わせる変換機構（図5）に受け止められることで、次の図のような波形を描き出していく（図6）。

³⁶ 例えば前掲の『神経システムの高位機能』の第二部においては、脳の局在性をめぐるブイヨ Bouillaud やフルランス Flourens の実験が紹介される（*ibid.* pp. 60-89）。一方でアントワヌ自身は、人間の諸能力を脳の各所に局在化させようとする立場からは距離を取りっており、そのことを同書のなかで述べている（*ibid.* p. 154）。

³⁷ 小松美彦「ベルナール生命観の歴史境位——生物学史再構築のために」、クロード・ベルナール『動植物に共通する生命現象』、長野敬（編）・小松美彦ほか（訳）、朝日出版社、1989年、xix 頁

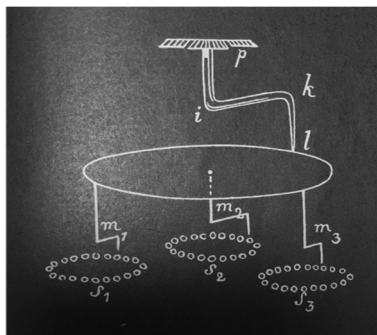


図5 (OC, 555)

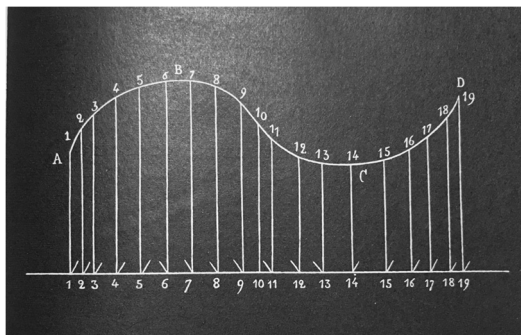


図6 (OC, 539)

クロの考える「脳力学」構想とは、こうしたごく単純な力学的変換機構を無数に列ねることによって、人間の身体と同じような仕方^{アレンジメント}で機能するような「配置」を作り上げることだったと思われる。端的に述べて、ひどく壮大で、途方もない計画である。この無軌道さの根本にあるのは、おそらく、人間の身体の内部で起こっていることを、現実の身体のあり方を参照することなく、仮説的なモデルを構築することによってのみ考察しようとするその基本姿勢であろう。この点に関してはクロ自身も十分に自覚的であり、彼は「脳力学」の冒頭部分で、自らの企てる身体研究が完全に「アブリオリ」なものであると、つまり事実を参照しないものであるということを明言している。以下の引用箇所がそれであるが、ここでは先に述べたような「現実の身体のありようを問おうとしない」という姿勢に加え、「結果が同じなら、あるいは遂行される機能が同じなら、中身、つまり実態が違っていてもかまわない」という、ある種清々しいまでの発想転換が表明されている³⁸。

機能——あるいは生みだされる効果——は知られ、〔感覚器官の〕機構——あるいは生み出す側の原因——は知られていない。これが問題の現状である。[...] 原因を効果のうちに求め、機能にもとづいて機構を構築することが可能なのではないだろうか？ 然り、非常によく知られた場合がそうである。というのも、諸々の機械の考案者はまさに同様のことをおこなっているからだ。運動を表現

³⁸ シュルレアリスム研究者の鈴木雅雄は、その極めて濃密なシャルル・クロ論において、すでにこのことを指摘していた。「つまり彼にとって革命的と思われたのは、機能を再現できれば器官そのものが理解できたことになるというその発想それ自体である。[...] ここにあるのはおそらく、原因のレベルを一挙に捨象してしまうような、人間と人間そっくりのロボットとのあいだになんらの違いを見出さないような感性なのだろう。クロの科学とは、^{ヌーメーズ}本体を括弧に括り（あるいは端的に忘れ去り）^{フェノメーズ}現象だけを扱おうとする科学なのである。」鈴木雅雄「シャルル・クロ、あるいは翻訳される身体」、『Etudes françaises』、早稲田大学文学部フランス文学研究室、第14号、2007年、137頁

する発明技術についての長く険しい探求は、次のように要約しうる企図を私に与えてくれた。すなわち、知覚、思考、反応に関する諸機構の構造を直接観察することを諦め、諸々の機能のみを与件としたうえで、これを再現するような装置を「アブリオリに」構築する、ということだ (OC, 528-529)。

再度言い換えておくと、「人間の身体が遂行している機能を再現できさえすれば、実際の組成・なりたちが違っていても、結果としては同じである」という考えが、クロの「脳力学」の前提をなしている。途方もない開き直りであるようにも思われるが、まさに彼自身が述べている通り、「諸々の機械の考案者たち」は実際にこうしたことをおこなっているのかもしれない——実際、私たちが遡求的な歴史観に引っ張られてしまってはならないが、昨今の AI と呼ばれるテクノロジーの上で実現しているのは、まさにこうした身体観なのだろう。

それはともかくとして、このようにして理解される弟シャルルの方の理論的前提と、先に抽出した兄アントワヌのそれとを接続するとき、「脳力学」というテキストのもつ不思議さはかなりの程度解消されるように思われる。結論を先に述べてしまえば、シャルル・クロの「脳力学」は、アントワヌ・クロの仕事のうえに現れている同時代の医学・生理学の基盤とでもいうべき発想を、やはり恐ろしいまでの清々しさでもって「アブリオリなもの」に——あえていえば、積極的な意味での「机上の空論」に——変えてしまおうとするものだ。あるいは、神経系についての理解にせよ連関説にせよ、本来は人間の身体のもつ現実をよりよく理解するための観点＝手段であるところ、シャルル・クロの思考のなかではこれらの理論そのものが目的化してしまう、と述べるべきかもしれない。

例えば、神経ネットワークの上を電気的な信号が走っている、という時代の身体

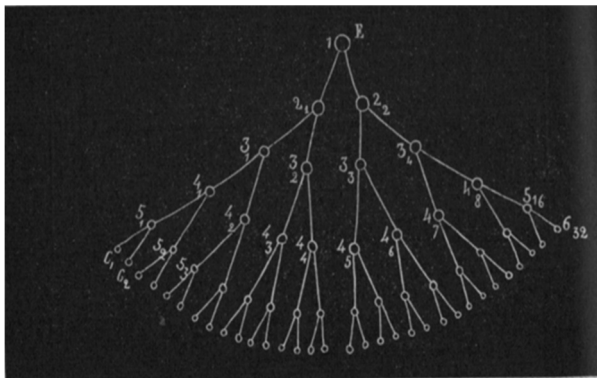


図7 (OC, 560)

観があるとする。それならば、こちらは運動エネルギーという別種の媒体を用いることによって、同じような一元論を実現することはできないか。電気と力、ふたつはもちろん性質の異なる媒体であるが、一元論的なネットワークができるという意味では同じであり、このネットワークを通じて多様な現象を生産するという「機能」の方がきちんと再現できているのなら、自らのモデルと身体は同じものである——。もうひとつの鍵である連環説については、「理論」の方の肥大化がいつそう激しいように思われる。つまり、対応説ではなく連環説の方を突き詰めて、「身体の機能と部位は一对一では対応しない」という図式のみを培養していくと、最終的には先に提示した図のように個々の身体パーツ自体の固有性がどんどん失われていってしまい、最後にはほとんど無性格なものに成り代わってしまう。そうすると、こうした特徴なき変換装置のネットワーク上を物理的なエネルギーが走っている、という事実だけがクロの考える身体にとって唯一の現実を構成することになるわけだが（図7）、おそらくシャルル・クロという人は、ここでまったくたじろぐことがない。

エネルギーという一元論の情報が、ネットワークを介して連関している。あとは、人間の様々な身体活動に類似した働きを実現するような装置たちの「配置」を適切に見出すことができさえすれば、どんなに複雑な現象であっても表象することができる。人間なんて一見複雑に見えるけれど、おおもととしては単純な情報の集積だけでできていて、ただすこし、この集積を可能にするしくみがややこしいだけなのだ——。そのように平然と述べてしまうようなおそるべき単純さというか、無謀さのようなものが弟クロの思考には認められるのだ。

7. クロとヴィリエ——身体観の揺らぎへ

かつてシャルル・クロ研究に取り組み始めた頃から一貫していることであるが、筆者はこの人物の仕事を素朴な意味で再評価したいわけではない。いましがた取り上げた「脳力学」についても、この人物特有の仕事の荒さのようなものを最後まで拭い去ることができぬまま唐突に断ち切られてしまっており、したがってこれを一個のテキストとして正面から価値づけることができるなどとは考えていない。一方で、このシャルル・クロという人の残した業績のうちに、揺るぎのない効能があると感じていることも確かである。本論が示してきたように、クロの仕事のあちこちには無数の「すきま」のようなものがある。この空隙を根気よく見つめ、そこに浮かんでくるものを地道に検証することによって、彼が生きた時代の思想や文化を構成する未知のコンテキストが、ときに驚くような鮮やかさをたたえて浮かび上がってくる——そんな力がクロのテキストには秘められているように思われるのだ。

以下、本論の残りの部分では、こうした同時代との接続の試みとして、クロの友

人であったヴィリエ・ド・リラダン Villiers de l'Isle-Adam (1838-1889) の小説『未来のイヴ』について簡単に言及し、今後なされるべき研究への布石としたい。

周知の通り、ヴィリエ・ド・リラダンはクロとほぼ同年代で、同じような人間集団のなかで生きた作家である。彼の代表作である『未来のイヴ』は、理想の女性を人為的に製造するという奇抜なモチーフを有した（擬似）科学小説であり、とりわけ、有名な人造人間「ハダリー」の発声を司る器官として「黄金のフォノグラフ」を描いたことで知られている。いわばヴィリエ流の「録音技術のある光景」というべきものであるが、この作家の想像力もまた、録音技術という新発明を——音楽再生装置などとしてではなく——やはり人間の身体を構成するひとつの要素として位置づけようとしていた。

こうした設定を有した作品であるためか、この『未来のイヴ』という小説は、フランス文学研究のみならず、広義の美学・芸術学を専門とする研究者たちによっても少なからず議論の対象とされてきた。ただ惜しむらくは、多くの場合ヴィリエの描く人造人間の構成パーツがすべて対応的／局在的に理解されるのみで、この作家がクロと同じように描こうとしていた連環的な身体観を捉えるには至っていない。ハダリーの発声を司る器官としてヴィリエが録音技術を描いていることの歴史的なインパクトに言及することはできても、当の録音技術がその他一連の装置と接続されて、まさにアサンブラージュ的な身体を構成していることを明示的に捉えた議論は、管見の及ぶ限りこれまでに存在しない。

『未来のイヴ』という小説は、その文章の半分以上ともいえる分量が件の人造人間を構成する機器・装置類の描写に割かれている特殊な作品であり、とりわけ同作の第五部は、まさしく本論が追いかけてきたような連環的な身体を描くためのパートと見ることができる。例えば、以下の引用に見られるように、ヴィリエもまた身体の諸器官が連関するための基盤として、神経系に相当するものをきちんと描いている。すなわち、金属線のうえを走る電磁気がそれであり、ハダリーの身体はまさにこうしたエネルギーが複数のパーツ間を媒介することによって、笑ったり歩いたり、あるいはひとの言葉を話してみたり、といった複雑な機能を実現することができるのだ。

やはりこの金属盤〔＝「ハダリー」の中央装置〕のなかで作られて、そこから発散する不思議な力のおかげで、熱と、運動と、活力とが、私たちの神経や動脈や静脈を正確に模写したこのきららかな鋼線を伝って、ハダリーの全身に分布されるのです。これらの導線の各種の網目と電流との間に挿入されている、この強化ガラスの小さな円盤のはたらきで [...] 手足のひとつなり身体全体な

りの運動が始まったり止まったりするのです³⁹。

そうはいいながら、一方でクロの「脳力学」の試みをすでに参照点としてもつ私たちからすれば、ヴィリエが作中で描く連関的な身体が、クロのそれほどには過激ではないということを感じとることができる。というのも、作中の記述を拾いあげていくと、ヴィリエの描く人造人間の各部位が、結局のところ個々のレベルである程度固定化された役割を備えていることが見えてくるからだ。

例えば、ハダリーがある仕草とともにひとつの言葉を口にする、という機能が生まれる場合を考えると。この場合、かの人造人間の内部では、左右の肺臓さながらにふたつ設えられた「黄金のフォノグラフ」と、その下に取り付けられた「円管」とが電磁気を介して運動し、さらにはこの後者に取り付けられた擬似的神経系のうえを電気という信号が走ることによって、四肢の運動が作り出される⁴⁰。まさしく連関的な身体観の表れといえようが、一方でここに列挙したハダリーの身体部位はそれぞれが固有の組成を有しており、まさにそれゆえに、ほかの部位によっては代用できない固有の役割を帯びている。「黄金のフォノグラフ」はふたつの円筒からなり、このうえに声の記録物を収めた金属製の帯を巻きつけた部位であるし、もうひとつの「円管」にしても、人造人間の取るべき姿勢・運動を記号化して格納した無数の突起物を表面に穿っており、さらにはこの微小な部位が無数の神経と接続されている⁴¹。作品の大部分を構成する装置の描写をいくら見渡しても、『未来のイヴ』という小説において、こうした意味での身体部位の固有性が抹消されることは決まてないのである。

つまるところ、ヴィリエが描く身体は連関的なものではあるが、しかしそのことは局在説を、つまり、「身体のある部位が、それ自体としてなんらかの機能を有している」と考えることを全否定するわけではない。身体の諸器官には固有の組成があり、その結果として、諸器官は機能面でもなんらかの特徴をもつ。そうした意味での諸器官の連関を通じて、いっそう大きく複雑な機能が発生するのだ——。ヴィリエはあくまでそのように考えているのであって、クロのように、「身体のはたらきは諸器官の連携（のみ）によって発生する——ゆえに諸器官は特性なきパーツでなければならない」という理念を純粹培養するかのようなひとに比べると、随分と穏当

³⁹ Villiers de l'Isle-Adam, *L'Ève future*, in *Œuvres complètes*, t. I, Alain Raitt et Pierre-George Castex (éd.), Gallimard, coll. « Bibliothèque de la Pléiade », 1986, p. 910. 翻訳は以下の既訳をもとに、一部の表記・表現を改めた。ヴィリエ・ド・リラダン『未来のイヴ』、齋藤磯雄（訳）、東京創元社（《創元ライブラリ》）、267 頁

⁴⁰ *Ibid.*, 910-911.

⁴¹ *Idem.*

な身体観の持ち主であると見ることもできる。

もう一点、こと人間身体の理解に関して、ヴィリエがクロに比べてずっと穏やかであると感じさせるところがある。ひとことで述べて「生命」をどう捉えるか、言い換えれば人間の身体が遂行する活動の源となるものをどう理解するかという問いに関係していて、つまりはクロのように、人間の身体が特色なき器官の連携だと考えるとすれば、それでは命はいつ生まれてくるのか、生命とは一体どのようなものなのか、という疑問が生じてくる。

この点についてクロは回答を残していないが、彼の想定を敷衍していくならば、「命もやはり運動エネルギーの ^{アレンジメント} 配置の如何によって生じる」であるとか、「人間の身体に似たモデルが何であれ稼働しているように見えるのだから、それはつまり命があるということである」などといった、極めてドライな回答が提示されることが予想される。言い換えると、「力学的な一元論」、そして「機能は局在化せず、ただ連関によって生じるのみ」との想定をひたすらに培養しようとするクロにいわせれば、生命という根本的な機能ですら、このふたつの原理によって説明する以外にない——そうした回答を取らざるをえないわけだが、先ほども述べた通り、本人はおそらくそこにためらいを覚えない。

これに対してヴィリエの回答は驚くべきもので、あれだけ執拗に各器官の機械的な連関を描いてきたにもかかわらず、作品末尾でおおもとの生命原理を説明する段を迎えて、突如時代特有のオカルトじみた概念装置を連発していく。すなわち、あるひとりの女性の魂のようなもの、あるいは抽象化された人格のようなものを、作中の「エジソン」が霊媒師めいた技法を駆使することによって、容れ物としての人造人間に憑依させる、という展開がいきなり提示されるのだ⁴²。この転向、ないしこの古めかしさへの回帰はいったいなにを意味するのか。

もちろん、クロとヴィリエの身体観のいずれかが優れていて、いずれかが劣っている、などという話をしているのではない。そうではなく、この二人の思考法のズレのなかには、この時代のフランスで展開していた生命をめぐる新たな理論、あるいは新たな知が引き寄せざるを得ない、ある種の不安のようなものが潜んでいるよ

⁴² *Ibid.*, 1003-1007. とりわけ以下の箇所を参照のこと。「ついに「人造人間」の身体組織を構成するあらゆる複雑な要素が出来上がりますと、私はそれらの要素を変容可能な統一体にまとめあげて、あの幻の存在を、あの生命を吹き込まれていない若い甲冑体を、彼女に見せてやりました。これを見るとソワナは——何かわけの分からぬ思いつめた興奮に襲われたかのように——この甲冑体の極秘の秘密を明かしてくれるようにと私にせがむのですが、それというのも、全体をまとめて研究してしまつたら、機を得て、彼女自身がそこに乗り移って、自分の《超自然的な》状態でそれを活気づける (S'Y INCORPORER ELLE-MEME ET L'ANIMER DE SON ETAT « SURNATUREL ») ことができるようになりたいから、というわけなのでした」(ヴィリエ・ド・リラダン、前掲書、437-438頁)。

うに思われるのだ。前節で述べたように、十九世紀フランスの身体をめぐる知は、かつてのような形而上学的な概念をどんどん切り捨てて、かわって実際の観察にもとづいた実証的な生理学の知見を自らのうちに取り込んできた。そのことの帰結のひとつとして、本論が取り上げてきた神経生理学の知見や連関説が形成されてきたわけだが、そうしたいわばドライな、あるいは、あえていうと反駁しがたい身体理解が幅を効かせはじめたことの反動として、「(神に与えられし) 生命」や「魂」などといったかつての説明原理が居場所を失い、その空隙に新しい不安が生じてくる。あるいは、かつて許されていた理解のうえに、科学の力が無慈悲とも思える説明を与えるせいで、浮かび上がった空白に何かピースを埋め込まなければならないと、慌てて周囲を見回してみる――。

クロの「脳力学」とヴィリエの『未来のイヴ』は、ちょうどふたつでひとつのセットになって、こうした生理学の展開と、そこから生じてくる不安のあり方を示しているように思われる。すなわち、かたや同時代の生理学が唱える説を極限まで推し進めた先にあるものを突きつけようとする「脳力学」、かたやそうした説に寄り添いつつも、途中でクロが見据えたような極北を垣間見たのか、慌てて旧来的な概念の方へと回帰していく『未来のイヴ』――。

録音技術の誕生という歴史的イメージをシャルル・クロという人物の周辺から個別的・具体的に捉えようとするとき、最終的に見えてくるのは当時のフランス社会が抱えていたこのような身体観の揺らぎである。おのれの遡及的歴史観を疑いもせず、クロの発明を即座に「レコード」の類と同一視するような語り手たちが、いかに「歴史」なるものの厚みから自らを切り離しているかがよくわかるのではないだろうか。

以上、本論は、シャルル・クロの録音技術研究の内実を再確認したうえで、彼の実践を同時代の知的・文化的コンテキストへと接続してきた。本論の試みは、冒頭で述べた通りこの人物の仕事をより広いコンテキストへと解放するための第一の歩みに過ぎない。本稿の議論のなかで示唆されたトピックに限るだけでも、色彩写真研究と同時代の視覚文化（とりわけ、「新印象派」の画家たちの実践）との関連性、スコット・ド・マルタンヴィルとクロの近しさなど、論じるべき事柄はまだ残されている。こうした問題については、いずれ稿を改めて論じたい。

(本研究は JSPS 科研費 JP17K18259 の研究助成を受けたものである。)

参考文献

- Serge Benoit, Daniel Blouin, Jean-Yves Dupont et Gérard Emptoz, « Chronique d'une invention : le phonautographe d'Édouard-Léon Scott de Martinville (1817-1879) et les cercles parisiens de la science et de la technique », *Documents pour l'histoire des techniques*, vol. 17, 2009.
- Carin Berkowitz, *Charles Bell and the Anatomy of Reform*, University of Chicago Press, 2015.
- Robert Michael Brain, *The pulse of modernism : Physiological Aesthetics in Fin-de-Siècle Europe*, University of Washington Press, 2015.
- Antoine Cros, *Les fonctions supérieures du système nerveux. Recherche des conditions organiques et dynamiques de la pensée*, J.-B. Baillière et fils, 1874.
- , « Charles Cros : Notes biographiques », *Chronique médicale : Revue bi-mensuelle de médecine historique, littéraire et anecdotique*, n° 7, 1900.
- Simon-Charles-Henri Cros, *Théorie de l'homme intellectuel et morale*, Volume 1, Paris : Bashelier, 1842 (3ème édition).
- Joseph Marie Degérando, *De l'Education des Sourds-Muets de Naissance*, t. II, Paris : Jules Renouard, 1827.
- Louis Forestier, *Charles Cros. L'homme et l'œuvre*, Paris : Minard, 1969.
- Émile Littré, *La science au point de vue philosophique*, Paris : Fayard (« Corpus des œuvres de philosophie en langue française »), 1997.
- François Achille Longet, *Traité de physiologie*, V. Masson et fils (3 vol.), 1850-1861.
- Théodore Du Moncel, *Le téléphone, le microphone et le phonographe*, Hachette, 1878.
- Nadar, *A terre et en l'air...Mémoires du Géant*, Paris : E.Dentu, 1964, pp. 158-159.
- Jacques Perriault, *Mémoires de l'ombre et du son : une archéologie de l'audio-visuel*, Paris : Frammarion, 1981.
- Claire Pillot-Loiseau, « Place de la phonétique dans la revue *La voix parlée et chantée* », *Observatoire musical français* (série « Conférences & Séminaires »), vol. 47, 2011.
- Bernard Teston, « L'œuvre d'Etienne-Jules Marey et sa contribution à l'émergence de la phonétique dans les sciences du langage », *Travaux Interdisciplinaires du Laboratoire Parole et Langage d'Aix-en-Provence*, N° 23, 2004.
- Ludovic Tournès, *Musique ! : Du phonographe au MP3*, Paris : Autrement, 2008.
- Édouard-Léon Scott de Martinville, *Le Problème de la parole s'écrivant elle-même*, l'Auteur, 1878, p. 56-57.
- Frank W. Stahnisch, *Medicine, Life and Function : Experimental Strategies and Medical Modernity at the Intersection of Pathology and Physiology*, Projekt Verlag, 2012.

Villiers de l'Isle-Adam, *Œuvres complètes*, t. I, Alain Raitt et Pierre-George Castex (éd.), Gallimard, coll. « Bibliothèque de la Pléiade », 1986.

秋吉 康晴「フォノグラフ、あるいは「音を書くこと」の来歴—録音再生技術の着想をめぐる考察」、『京都精華大学紀要』、第 51 号、2017 年

大山正『色彩心理学入門—ニュートンとゲーテの流れを追って』、中央公論新社（《中公文庫》）、1994 年

ジョナサン・クレリー『観察者の系譜—視覚空間の変容とモダニティ』、以文社、2005 年

ジョナサン・スターン『聞こえてくる過去』、中川克志・金子智太郎・谷口文和（訳）、インスクリプト、2015 年（Jonathan Sterne, *The Audible Past : Cultural origins of sound reproduction*, Duke university press, 2003.）

小松美彦「ベルナール生命観の歴史境位—生物学史再構築のために」、クロード・ベルナール『動植物に共通する生命現象』、長野敬（編）・小松美彦ほか（訳）、朝日出版社、1989 年

鈴木雅雄「シャルル・クロ、あるいは翻訳される身体」、『Etudes françaises』、早稲田大学文学部フランス文学研究室、第 14 号、2007 年

谷口文和・中川克志・福田裕大『音響メディア史』、ナカニシヤ出版、2015 年

福田裕大『シャルル・クロ 詩人にして科学者—詩・蓄音機・色彩写真』、水声社、2014 年

福田裕大「フランスにみる録音技術の黎明期—来るべき「録音技術と文学」のために」、塚本昌則、鈴木雅雄（編）『声と文学—拡張する身体の誘惑』、平凡社、2016 年

フェリックス・ラヴェッソン『十九世紀フランス哲学』、杉山直樹・村松正隆（訳）、知泉書館、2017 年

ジャン・ルフラン『19 世紀フランス哲学』、川口茂雄（監修）・長谷川琢哉・根無一行（訳）、白水社（《文庫クセジュ》）、2014 年

La problématique de Charles Cros : le point de vue de l'enregistrement sonore

Yudai Fukuda

Maître de conférences à l'Université Kindai,
faculté des études internationales, Osaka, Japon

Cet article a pour objectif de réexaminer la valeur historique d'une invention réalisée par Charles Cros (1842-1888), la machine à enregistrer le son. Connu avant-tout comme poète symboliste de la même génération que Mallarmé et Verlaine, Charles Cros fut aussi amateur-scientifique qui s'est appliqué aux diverses tentatives inventives. Conçue six mois plus tôt que le *phonographe* de T. A. Edison, la machine à enregistrer est la plus célèbre parmi les travaux de Cros. A propos de cet instrument, dès son invention en 1877 jusqu'à nos jours, une grande quantité de discours et commentaires a été présentée. Cependant, malgré cette éloquence, on ne connaît pas très bien la réalité de cette invention. Autrement dit, bien souvent on parle de Cros et de son invention tout en ignorant des informations fondamentales (par exemple, quel était le vrai nom de la machine ? — « Paléophone », vous êtes sûr ?) Contrairement à cela, cet article se fonde sur des analyses intensives des textes de Cros, des documents contemporains et des témoignages des proches. En se servant de ces renseignements, nous allons présenter plusieurs points de vue pour mieux comprendre et placer la tentative de Cros dans le contexte de l'époque. Par exemple, nous mettrons en lumière que l'inspiration de Cros résulte de l'autre domaine des recherches dont il s'est occupé simultanément : la photographie en couleurs. Pour réaliser ce dernier, l'inventeur s'est intéressé énormément aux techniques pour la reproduction polychrome du tableau (procédé *au charbon*, par exemple). C'était justement à partir de cette accumulation des savoir concernant l'art visuel qui lui a permis l'idée de la nouvelle technologie, relevant pour cette fois du monde sonore. En ajoutant à cela, ce rapprochement audio-visuel provient lui aussi de l'autre recherche intellectuelle plus profonde. Etant dirigé par son frère aîné, Antoine Cros, connu pour médecin célèbre et penseur, Charles Cros a élaboré à partir des années 1860 une théorie sur la perception de l'homme. A travers l'analyse du texte représentatif de ce domaine, *Principes de mécanique cérébrale*, nous montrerons finalement que la machine à enregistrer pour Charles Cros n'a pas été conçue pour fixer le son de la musique, mais considéré comme une sorte de modèle mécanique de la perception humaine. Dans la conception de ce poète-inventeur, cette machine a eu pour rôle de représenter le fonctionnement interne de notre écoute, au même titre que sa photographie en couleurs, consacrée elle-aussi au sens visuel.

元代長江デルタ地域における綿業の展開とその意義

Development of Cotton Industry in the Chang Jiang Delta during the Yuan Period and its Significance

矢澤 知行 (Tomoyuki Yazawa)*

ABSTRACT: The purpose of this article is to review and organize previous research on the cotton industry in the Chang Jiang 長江 Delta during the Yuan 元 period, and to point out the main salient issues. In this article I discuss the development of the cotton industry in light of various factors that contributed to its expansion. These factors include the natural environment, the socio-economic situation, the state of technology propagation and the political situation. They are all intricately intertwined and are extremely significant to elucidating the Song-Yuan-Ming 宋元明 transition in Chinese history.

KEYWORDS: モンゴル元代、長江デルタ地域、社会経済、綿

はじめに

中国の長江デルタ地域において、南宋末期からモンゴル元代にかけて綿業が勃興し、さらに明代にかけて綿製品の生産が拡大していったことは、先行研究によって明らかにされている通りである。つまり元代は長江デルタにおける綿業の草創期にあたり、その発展の度合いについては諸説あるものの、この時期における綿業の展開を考察することは、宋元明交替期の江南社会経済史を解明するうえで重要な意味を持っている。従来の研究では、元代における綿業の概要こそ解明されてきたが、綿業の展開を含む具体的な状況や歴史的意義などについては必ずしも十分に論じられてきたといえない。本稿では、元代の綿業に関する国内外の先行研究を整理し、現時点での到達点を確認するとともに、長江デルタ地域における綿業の展開をさまざまな角度から検討し、研究上の課題を明確化することをめざす。

* Professor of Chinese history at the Faculty of International Studies, Kindai University. E-mail: tyazawa@intl.kindai.ac.jp

第1章 元代の綿業に関する先行研究の整理

中国史における綿業の開始と発展・普及については、およそ以下のような流れで研究が積み重ねられてきた¹。まず、初めて総括的な言及を行ったのは[加藤繁 1944]である。加藤氏は、南方から伝わった“草の木綿”すなわちアジア綿の綿花栽培と綿布の織絨が、はじめは両広地方で行われ、宋代までに福建に伝わり、さらに元初のころ長江デルタ地域の松江に伝わったと述べる（長江デルタ地域の主要都市等については図1を参照）。一方、別ルートで中央アジアから陝西にも伝わり、やがて江南・淮南・四川など中国の中央部に拡がり、明代に入って中国大陆全土に風行したと概述する²。加藤氏と同時期に中国綿業史の研究に着手したのが西嶋定生氏であり³、その一連の業績は[西嶋定生 1966]にまとめられている。氏は、明代における綿業の発展水準が資本主義の萌芽といえるかどうかといった視点から研究を行い、結論として、農村工業として一定の発展を見たものの、近代的な産業形態の萌芽とまではいえなかったと述べた⁴。ただ、それ以外の論点も示しており、例えば、綿業には陶磁器や絹織物のような官営工業的な色彩がなく、私工業として発展した点に特徴があると述べた⁵。また、元代の浙東などに「木棉提举司」が設置されたことや、当時の農業技術書である『農桑輯要』や『農書』の木綿関連記述などから、元代の江南浙江において綿製品が通常日用品として普及していたことを明らかにした⁶。さらに、“黄道婆”と呼ばれる女性が元貞年間（1295-96）に南方の技術を松江に伝えたという逸話や、松江が綿業の中心地として

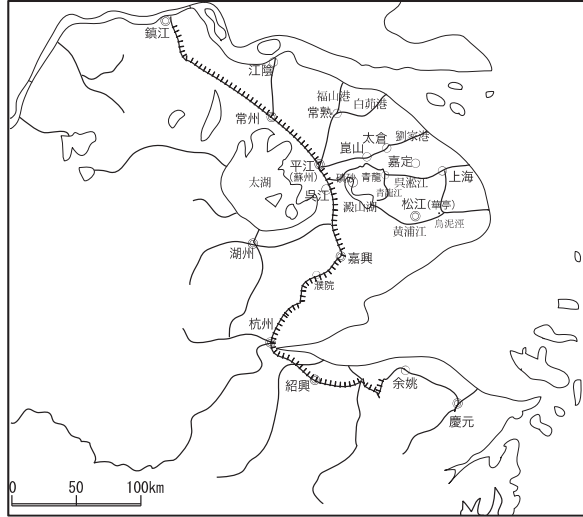


図1 元代長江デルタ地域の主要都市と運河・河川

¹ 本稿で紹介する諸論稿以外に、河上光一 1978, 陳賢春・陳虹 1998, 李傑 1999, 霍宇紅 2001 などにも元代の綿業に関する言及がある。

² 加藤繁 1944, pp.60-61。

³ 西嶋定生 1944 ; 1947 ; 1948 ; 1949 など。

⁴ 西嶋定生 1966, pp.862-865。

⁵ 西嶋定生 1966, p.753。

⁶ 西嶋定生 1966, pp.754-755。

発展した背景に、南方からの綿種や紡織技術の伝来と、蘇州など近隣の絹織物産業の高度な技術の転用という基礎条件があった点も指摘した⁷。

一方、中国の学界でも同じころ綿花栽培や紡織技術の発達に関する研究が本格的に始まった。この分野の最初の専著にあたるのが〔嚴中平 1955/1966〕である。同書には、1289年の「木棉提举司」設置から1840年のアヘン戦争に至るまでの綿業の歴史が叙述されているが、その主題は近代における綿業発達史であり、元代に関する言及は限られている。とはいえ嚴氏は、『農書』を著したことで知られる王禎が大徳4年（1300）に江西の水豊で綿作と紡織を督励した事実や⁸，“黃道婆”によって南方の綿業技術が松江に伝えられた逸話にも言及し、元朝以降、とくに松江において綿産の増加と技術水準の向上が見られ、産業として繁栄していったと述べる。また、〔史宏達 1957〕は、中国における綿業の発展と普及を生産技術の観点から論じ、綿業が2つのルートから前後して中国に入ってきたことや、南宋末期にあたる13世紀中葉には長江流域に達し、綿の紡織生産がすでに初歩的な発展段階にあったことを指摘した。史氏によれば、元代初期にあたる13世紀末の綿の紡織生産は、技術水準の点で南北に大きな開きがあったが、14世紀になって長江流域の松江などで木綿攪車など生産器具の画期的な技術革新があり、それを契機として生産が急速に発展し、さらに明代へと受け継がれていったという⁹。

その後、1980年代に入り、〔史学通・周謙 1983〕が発表された。同論文は、綿花の栽培や綿の紡織業が元代に発展を遂げたことについて、先述の王禎が赴任した江西地域に注目して論じている¹⁰ほか、松江をはじめとする中国各地での綿業の発展状況についても述べ、その背景には、人びとの生活必需品としてだけでなく、軍隊の被服としての需要も増し、「和買」のしくみを利用して綿布が大量に購入されるという事情があったと述べる¹¹。次に、〔洪用賦 1984〕は、中国への綿花の伝来ルートを①新疆、②四川・雲南、③海南島の三者に整理して説明し、主要な綿花の生産地として松江をはじめ各地を挙げ、当時の綿花の品種や、さまざまな生産工具が用いられたこと、綿紗と綿布など製品にバリエーションがあったことなどについて論じた¹²。洪氏は、元代の農業経済が“農村家庭手工業”の水準に留まっており、商品経済の発展に結びつくケースはほとんどなかったものの、松江のように商品経済の比較的發展した地域については、農民がかなりの量の商品を市場に投入していたと述べる¹³。

⁷ 絹織物技術の綿織物への転用に関しては、劉蘊瑩^他 2016 などもある。

⁸ 嚴中平 1955, p.22。

⁹ 史宏達 1957, p.23。

¹⁰ 史学通・周謙 1983, pp.34-35。

¹¹ 史学通・周謙 1983, p.39。

¹² 洪用賦 1984, pp.55-63。

¹³ 洪用賦 1984, pp.57-58。

比較的最近の研究としては[橋本敬造 2006]が挙げられる。同論文は、中国に様々な品種の綿花が導入された過程を整理するとともに、江南において綿花が本格的に栽培されるようになったのは南宋初期のころであり、綿花の栽培が普及し紡績技術が進んだのは元代になってからのことと述べる¹⁴。また、王禎『農書』の記述から、モンゴル元朝による中国統一後、綿織物が北進政策をとって普及した結果、中国全土に拡大していったことを明らかにした¹⁵。次に、[章潔瑩・陳永明 2010]は、元代の綿業が私営の手工業として位置づけられるかどうかという問題に踏み込んだ研究である。同論文によれば、江南地区は元代の手工業が最も発達した地域の一つであり、松江とその周辺には綿織物の専業市場が形成され、そこでは後述するように多様な製品が扱われたという¹⁶。さらに、[華業慶・劉燕 2010]は、元代に綿花の栽培が拡大し、そこから明清代に及ぶ支柱産業として成長していった原因について、モンゴル政権による全国の統一によって南北の交流が盛んになったこと、クビライ・カアン以降、“重農”政策が推進されたこと、綿花じたいが広く人びとに受け入れられるようになったこと、技術的な改良により綿業が迅速に発展したこと、綿花栽培が自然地理条件の面で各地に適応し、労働者が経験と成果を蓄積していったことなどを列挙する¹⁷。

以上のように、中国史上の綿業とりわけ草創期にあたる元代のそれについては、断片的な史料状況ながらも、綿業の伝来と中国内の伝播、「木棉提举司」の設置などの制度面、綿業に使用された生産器具などの技術面等さまざまな角度から研究が進められてきた。しかし、これらの先行研究の中で顧みられることのなかった側面も少なからず見受けられる。次章では、先行研究の到達点を確認しながら、元代の長江デルタ地域における綿業の展開過程を再整理して提示し、研究上の新たな諸論点をたぐりよせるための糸口を探ってみたい。

第2章 元代長江デルタ地域における綿業の展開

前章で順を追って提示した中国の綿業に関する研究のうち、元代の長江デルタ地域に焦点を絞り、関連史料を概観しながら、その開始と発展の過程を整理すると、およそ次のようにまとめられよう。

まず、中国大陆への綿の伝来については諸説あり、①新疆など西方、②四川・雲南など南西、③海南島など南方からの三つのルートに整理できるが、このうち長江

¹⁴ 橋本敬造 2006, p.181。

¹⁵ 橋本敬造 2006, p.194。

¹⁶ 章潔瑩・陳永明 2010, p.64。

¹⁷ 華業慶・劉燕 2010。

デルタ地域への伝播と直接関係があるのは③のルートと推定される。その伝播時期は南宋時代と考えられ、13世紀中葉までには長江デルタの東方先端部を中心に綿花が本格的に栽培されるようになり、初歩的な紡織生産も開始された。

そして、元代に入ると、長江デルタの広い範囲で綿花栽培が普及し、紡績技術も発展してきた。『至元嘉禾志』には至元25年(1288)の時点での嘉興の物産として“綿”や“木棉”の語が掲載されている¹⁸ことから、当地ではすでに綿製品が代表的な布帛として認知されていたことがわかる。その翌年にあたる世祖クビライ期の至元26年(1289)年に「木棉提挙司」が設置され、それらの置かれた地が“浙東・江東・江西・湖広・福建等”と一定の広がりを見せていることも、綿業が江南の産業の一角を占めるようになっていたことを意味している。

さて、元代における綿業技術の発展にかかわる論拠としてたびたび挙げられるのは、いわゆる“黄道婆”の逸話である。元貞年間(1295-97)に“黄道婆”なる女性が、海南島で学んだ紡績器具と技術を故郷の“烏泥涇”の地にもたらしたというのがその概要である。この逸話は、元代の文集史料数編に断片的な記述として残され¹⁹、西嶋氏をはじめ複数の研究者がその内容を検討してきた²⁰。陶宗義『南村輟耕録』に見えるその記述を次に示す²¹。

閩廣多種木綿，紡績爲布，名曰吉貝。松江府東去五十里許，曰烏泥涇。其地土田磽瘠，民食不給。因謀樹藝，以資生業，遂覓種於彼。初無踏車椎弓之製，率用手剖去子，線弦竹孤置按間，振掉成劑。厥功甚艱。國初時，有一嫗名黃道婆者，自崖州來，乃教以做造捍彈紡織之具，至於錯紗配色，綜綫挈花，各有其法。以故織成被褥帶帨，其上折枝團鳳棋局字樣，粲然若寫。人既受教，競相作爲。轉貨他郡，家既就殷。未幾，嫗卒。莫不感恩灑泣而共葬之。又爲立祠。歲時享之，越三十年，祠毀，鄉人趙愚軒重立。今祠復毀，無人爲之創建。道婆之名，曰漸泯滅無聞矣。

この史料について、まず、“烏泥涇”という地名が特定されている点が興味深い。松江府から50里(20~25km)ほど東に位置したというこの地は、今では地名こそ残っていないが、現在の上海市徐匯区の南縁あたりにかつて実在した小村と考えられる。同区の徐梅路付近には、伝承に基づいて“黄道婆”の墳墓と記念館が建てら

¹⁸ 『至元嘉禾志』巻6物産・帛之品には、“絲 綿 綃 綾 羅 紗 木棉 剋絲 紬 絨 綺 繡 已上多出崇德 給海鹽者佳 布松江者佳”とある。

¹⁹ 陶宗儀『南村輟耕録』巻24，王逢『梧溪集』巻3他。

²⁰ 西嶋定生 1966, p.809 他。なお，“黄道婆”の時代の染色技術について論じた竹垣恵子 2002 もある。

²¹ 陶宗義『南村輟耕録』巻24。

れている。上述の史料によれば、この村の土地は石が多く地味が痩せており、食糧も配給されないという状況のなかで、その打開策の一つとして綿業の振興が検討されていたという。旧稿で述べたように、当時の松江周辺では人口が急増しており²²、土地環境に応じて人びとがどのような生業を選択するかということが模索されていた。この史料の内容はそうした事情と符合する。次に、“黄道婆”と呼ばれる女性が、若い頃に何らかの事情で“烏泥涇”から離れ、はるか南方の海南島に赴いていたが、ふたたび故郷に戻って南方の進んだ綿業技術を伝えたという点についても考えてみたい。元代における長江デルタ地域と海南島との間の人的移動といえ、泉州を介した東南アジア方面との貿易や 1280 年代に二度行われた元朝によるベトナム遠征が想起される。黄道婆をめぐる具体的な事情をそれらとの関わりのもとで解明することは難しいが、綿業技術の南方から長江デルタ地域への伝播は、13 世紀後半の東～南シナ海域における社会・経済・軍事のうねりの中で起こったものと大掴みにとらえてよいだろう。最後にもう一点、“黄道婆”の死後、その恩に報いるために祠を建てたが、しだいに彼女の存在が忘れ去られていったという点も興味深い。松江周辺を含む長江デルタ地域において、綿業の技術が徐々に一般化し、“烏泥涇”の優位が過去のものになっていったことが窺えるからである。その間に、綿花の栽培地域が長江デルタ地域から淮河流域や四川・陝西地方にまで拡大したことは先行研究の指摘する通りである。

ところで、“黄道婆”の逸話と並んで、元代における綿業の技術革新の裏づけとして挙げられるのが、繆啓愉『農桑輯要』および王禎『農書』という二編の農業技術書の存在である。前者は至元 10 (1273) 年、後者は大徳 4 年 (1304) にそれぞれ完成しており、どちらにも綿花栽培や紡績の技術についての言及がある。これらの書物には諸々の農業技術が紹介されており、そのなかでの綿業の位置づけは必ずしも目立ったものではない。しかし、木綿に関連する記述を仔細に見てみると、先行研究が指摘するように、当初は先進地域と後進地域との間で、技術水準の面で大きな開きが見られたが、その差が縮まる過程で綿花栽培や紡績の技術が中国全土に拡大していった様子²³や、モンゴル元朝による中国統一後、綿織物が北進しながら普及し、中国全土に拡大していったという事実²⁴、そして先進地域であった長江デルタでは早い時期から綿製品が通常日用品として普及していたこと²⁵などが明らかになる。

²² 矢澤知行 2016a, p.29, 秋山元秀 1984, pp.463-464.

²³ 史宏達 1957, p.23.

²⁴ 橋本敬造 2006, p.194.

²⁵ 西嶋定生 1966, pp.754-755.

以上、元代の長江デルタ地域における綿業の発展について先行研究の到達点を確認しながら整理してきた。綿花の栽培と綿織物生産は元代に入ってから急速に発展を遂げ、とりわけ長江デルタ地域に位置する松江とその周辺の綿業は高い技術水準を誇った。そして、それが明代以降の綿紡織産業の飛躍と繁栄につながったことがわかる。これらの内容に筆者の問題関心を被せつつ新たな問題の所在を探ってみると、次節で述べるようなさまざまな論点が浮かび上がってくる。

第3章 元代長江デルタ地域における綿業の展開をめぐる諸論点

ここまでは、元代の長江デルタ地域における綿業の開始と発展について、先行研究の成果をふまえつつ整理してきた。綿業に関わるこれらの歴史は、長江デルタの自然地理環境や、人びとの活動を背景とする社会経済的環境、そしてモンゴル政権下で江南在地の士大夫官僚が介在する政治的環境等のなかで展開してきたものである。本章では、元代の綿業をとりまくこれら各種の環境要因を視野に入れて考察することにより、問題の所在を析出する作業を進めていく。以下、やや微視的な論点から、より巨視的な論点まで、①～⑤までの5点にまとめてみた。

①綿業の生産技術の発展に関する問題

綿業には、綿花の栽培から紡績や織布にいたるまで、さまざまな生産技術が投入されている。その発展の過程を視野に入れて考察することにより、元代の綿業に関する具体的な論点がいくつか浮かび上がってくる。

まず、木綿の主な栽培地は、長江デルタの東方先端部のやや内陸に位置する砂地の丘陵地帯に位置していた。その生産現場における綿花の栽培から収穫までの労働の実態や、綿繰り機・紡績機・織機といった生産器具とそこに投入された技術の水準、農村家内手工業としての発展の程度などについては、先行研究の中で概要こそ明らかにされてきたものの、依然として未解明の部分がある。例えば、王禎が大徳4年（1300）に江西の水豊で綿作と紡織を督励したのは前述の通りだが、彼によって江西に伝えられた綿業の技術が、“黄道婆”によって元貞年間（1295-97）に“烏泥涇”へもたらされたものと同一かどうかの判断も難しい。前掲の“黄道婆”の史料には、彼女が木綿弾弓や紡績器具を製造させ、錯紗や配色の方法に及ぶまで指導したとある。一方、王禎の『農書』には、「農器図譜」と称される一連の生産器具の図解説明はあるが、そこに“黄道婆”に関わる記述は見あたらない。このように生産技術の伝播過程の詳細を再構成するのは実際には容易なことではない²⁶。ただ、綿織物

²⁶ 厳中平は、“黄道婆”によって伝えられた綿業技術と王禎『農書』記載のものとを同一視する。

厳中平 1966, p.28。

の出土品などを手がかりにして検証を重ねる余地もある。例えば、浙江省蘭溪の南宋墓で発見された淳熙六年（1169）前後の綿織物は、当時用いられていた織機の発達の水準を具体的に示しているという²⁷。考古学的な調査にもとづいて、このようなサンプルが数多く得られれば、前後の時代の綿業技術との比較や、同時代の絹織物の生産技術との影響関係などを考証する余地はさらに広がるであろう。

生産技術の発展は、綿製品の質的向上につながったはずである。そして、綿製品の需要が高まるための条件として考えられるのは、生活消費財としての価格水準や耐久性、製品のバリエーションなどである。まず、杉村勇造氏が指摘し、西嶋氏が確認したように、元代の浙江地域で発布された公牘に綿布の市販価格が掲載されている²⁸。この史料によると、当時の綿布価格は麻布や苧布と比較しても大差はなく、すでに日用品として普及するような価格水準に抑えられていたことがわかる。また、綿紗や綿布など綿製品の種類は多様化し、“松江花布”のブランド化が史料上で確認できる²⁹など、当時すでに綿製品群が衣類市場の商品経済の一角を形成していたことが窺われる。さらに、織布は農村と都市の両方で行われたが、染色や光沢出し加工は主として都市で行われたという指摘もある³⁰。以上のような点をふまえ、綿花の生産から織布・染色・光沢加工にいたる一連の工程について、“農村-市鎮-都市”の分業が元代においてどれほど進んでいたのか、という分析作業が残されているのである。

②綿の生産から消費にいたるまでの過程とその実態に関する問題

綿糸や綿布の生産から流通・消費にいたる過程についても、具体的状況の解明の余地が多く残されている。

まず、生産段階についていえば、元代の時期に農村家内工業がどれほど進展していたかという点で、研究者によって見解が異なる。松江のように商品経済の比較的發展した地域では、農民がかなりの量の商品を市場に投入していたという指摘³¹や、松江とその周辺に綿織物の専業市場が形成されたという指摘³²がある一方で、農家経済の零細化を救済する家計補足手段の水準にとどまっており、農村家内工業が商品経済の発展と結びつくケースはほとんどなく、そうした事例は明代にまで持ち越

²⁷ 橋本敬造 2006, p.180.

²⁸ 杉村勇造 1936, 西嶋定生 1966, pp.754-755.

²⁹ 『至正直記』巻1「松江花布」には“近時松江能染青花布，宛如一軸院畫，或蘆雁花草尤妙。”とある。章潔瑩・陳永明 2010, p.66 も参照。

³⁰ 宮崎市定 1951/1992, p.88.

³¹ 洪用賦 1984, pp.57-58.

³² 章潔瑩・陳永明 2010, p.64.

されるという見方³³もある。

次に、商品の流通から消費にかけての段階についていえば、卸売にたずさわる専業の商人は存在したのか、消費地は域内の都市に限られていたのか、あるいは広域的に流通していたのか等々の問題が残されている。明代に入ると、綿布問屋にあたる布莊が各郷鎮に居住し、綿布牙行にあたる布行を使役して綿布を集積し、外来の綿布商人である布客を宿泊させ、綿布を売却していたという³⁴。同じ繊維産業でも、後述のように、綿織物のほうが市鎮の発達へと結びつく傾向にあったならば、モンゴル政権支配下の長江デルタ地域において、綿を扱う商人が、専業化や取引の範囲などの点においてどのような位置づけにあったのかを検討する必要がある。

さらに、産業の多様化との関連についても考えてみたい。長江デルタ地域は、もともと囲田や圩田の普及とともに穀倉地帯としての地歩を固めてきた地域であったが、それに加え、沿海部分では沙田や涂田が造成され、微高地では桑や麻の栽培が可能となるなど、産業の多様化が顕著にみられる地域でもあった。斯波義信氏は、南宋代における長江デルタの都市と商業後背地の諸関係をヘクスマップに示し、当時の主要な産業として、穀物、魚介、酒、果物、苧麻、筴、塩、絹糸、絹織物、漆器、紙、銅製品、金銀細工、金糸・銀糸、太湖石、造船などを具体的に挙げた³⁵。とすると、元代に新たな産品として加わった綿製品が、当時の商人たちによってどのように扱われたのかという点も重要な問いとなる。つまり、明代のように専業化が進んでいたのかどうかも含め、綿製品を含む多彩な製品の商業的流通の実態について考察の余地が多分に残されているのである。

最後に、元代の中後期に長江デルタ地域で成長してきた新興商人たちの概要を把握する作業についても述べておきたい。筆者が旧稿で触れたように平江（蘇州）とその周辺は富民たちの活動拠点であり³⁶、さらに長江デルタ地域に視野を広げてみると、崑山の顧氏（顧瑛ら）、太倉の盛氏、湖州の沈氏（沈富（沈萬三）ら）、澈浦の楊氏（楊樞ら）、黄巖の戴氏、上海の銭氏など有力な地域エリートが存在したことがうかがえる。彼らは、史料上では“大賈”や“富商”といった表現で現れるが、その実像は従来ほとんど解明されてこなかった。彼らの出自、生業、縁戚関係、仕官の有無を含む経歴、モンゴル元朝中央政府との関係などを探ることにより、当時の長江デルタ地域における社会経済の動態が明らかになってくると考えている。そして、彼らが綿製品の商業的流通にどのように関与していたのかを分析することが今後の重要な課題である。

³³ 西嶋定生 1966, pp.732-738。

³⁴ 西嶋定生 1966, p.740。

³⁵ 斯波義信 1988, pp.324-325。

³⁶ 矢澤知行 2016b ; 2017。

③綿業に関わる制度をめぐる問題

元代に始まった綿花栽培と綿織物が夏税の課税対象となったことは諸史料から明らかである³⁷。『元典章』の記録からは、絹織物や生糸には及ばないものの、綿についてすでに一定の額が徴収されていたことが確認できる³⁸。そうした木綿の現物課税を掌る官署として至元26年(1289)4月、浙東・江東・江西・湖広・福建等に設置されたのが「木棉提挙司」であった。ところがこの官署は、設置後、二年余り経って廃止されてしまった。たしかに、西嶋氏が指摘するように、大徳3年(1299)には各処の行省より輸納する木棉布が五十余万疋に達しているという記事が確認できるから、「木棉提挙司」の廃止後も輸納は継続していたと考えられる³⁹。また、史学通氏も、提挙司以降、いくつかの史料に木綿が継続的に徴収されたという記事が見られることを指摘している⁴⁰。とはいえ、直接的な形で綿業を経済的に把握しようとする「木棉提挙司」という官署をなぜ廃止してしまったのかという問いは依然として残る。

この問いを解へと導く鍵は、綿業による利益を誰がどのようにして享受したのかという分析である。綿業が発展する状況のなかで、農民を中心とする生産者や、製品の流通を請け負った商人、それを監督する官吏、長江デルタ地域全体に影響を及ぼしていたモンゴル政権などが、それぞれどのような形で新興の綿業に関わり、利益を得ていたのかが問題なのである。「木棉提挙司」廃止をめぐる一つの可能性として考えられるのは、帝室に属するその他の関連官署の存在である。例えば、「官領隨路民匠打鋪鷹房納綿総管府」や「織染雜造人匠都総管府」などがそれにあたる。このうち後者は1290年、平江城の南方の呉江県の織染匠戸610余戸を管理したものとされている⁴¹。もしも帝室に属する官署が、一般の行財政系統にあたる「木棉提挙司」とは異なる方法で綿業に由来する経済的利益を確保しようとしたとするならば、「木棉提挙司」廃止の説明がつくし、同時に、帝室財政と密接な関係にあったオルトク(幹脱)と称されるユーラシア規模で活動したウイグルまたはムスリム系の商人の存在がその背景にあった可能性も排除できない。

³⁷ 例えば『元史』巻93食貨志・税糧には、「秋税，夏税之法，行于江南。…成宗元貞二年，始定徵江南夏税之制。於是秋税止命輸租，夏税則輸以木綿布絹絲綿等物。」とある。

³⁸ 『元典章』巻9吏部・官制・場務官・恢辦錢糧增虧賞罰には、「漢兒・蛮子田地裏合辦的差發・税糧・塩等諸色錢糧数目，一年額辦的金子二百九十三定，銀子三千三十二定，鈔三百三万六千九百七十三定，段疋紗羅等七十四万九千八百一十一疋，絲四十九万一千一百四十七斤，綿子二万二千四百八十六行，更有倉糧等。」とある。

³⁹ 西嶋定生 1966, p.754, 『元史』巻15世祖本紀・至元二十六年四月, 『元史』巻16世祖本紀・至元二十八年五月, 『元典章』巻58工部・造作・関防起納疋帛。

⁴⁰ 史学通・周謙 1983, p.34。

⁴¹ 『弘治吳江志』巻2版籍志。

一方、行政区分の変遷の面においても、綿業の発展の影響があったと考えられる。至元15年（1278）、嘉興路に属していた華亭県が松江府として独立した。その原因として推定されるのは、例えば、長江デルタ地域における黄浦江への重心移動や綿業や塩業を背景とした継続的な経済発展、市舶司の設置などにより長江デルタ東方先端部における交通の要衝となった上海県の地位が向上したことなどである。ただ、綿業の本格化が元貞年間（1295-96）以降と考えられることは先に見た通りであり、松江の経済的地位の向上と松江府としての独立との間の因果関係には疑問が残る。筆者は旧稿において、元代とりわけその中後期における長江デルタ地域の人口移動の傾向を総括し、①平江路内部に格差を生みつつ崑山から太倉へと展開したこと、②嘉興路から松江府が独立し、さらに上海県へと展開したことを指摘した⁴²。このような水平的展開は、おそらく人びとの動きやそれに伴う社会経済の発展と連動している。したがって、長江デルタ地域内部の人口移動について精査すれば、綿業の発展も含めた社会経済の動向や、行政区分の変化などとの因果関係を把握することにつながるものと考えられる。

④宋～元～明交替の意義、とりわけ市鎮の形成・発展に関する問題

宋代から元代を経て明代にいたる長江デルタ地域の社会経済状況の変化を考察しようとするとき、重要な指標ともいえるのが市鎮の形成と発展である。綿業の発展が市鎮の形成に直結していたことは、先行研究が指摘する通りである。長江デルタ地域において綿花栽培が行われたのは、東方先端部のやや内陸に位置する“岡身”と称される砂地の丘陵地帯であった⁴³。貝化石を含む堆積物によって構成された比高3～5mのこの微高地は、太倉から嘉定・松江にかけて分布しており、そこには綿花栽培と綿工業を基盤とする市鎮が元代に数多く誕生し⁴⁴、明代中期以降そうした状況はさらに加速したといわれる⁴⁵。川勝守氏は、南宋から元代にかけてのデルタ市鎮の増加について言及し、秀州-松江地方の鎮市の形成・発展が、圩田の増加や木綿の栽培開始等による農業生産力発展を背景にしていたことを確実視する⁴⁶。一方、長江デルタ地域の中でも内陸に位置する蘇州近郊において鎮市の発達はほとんど見るべきものがないとも述べ⁴⁷、長江デルタ東方先端部と蘇州近郊とが市鎮の発達という点において対照的な状況にあったと指摘する。そうした影響は明代にまで及んだと考えられる。というのも、森正夫氏が明代正徳期（1506-21）の長江デルタ地域

⁴² 矢澤知行 2016a, p.35。

⁴³ 岡崎文夫・池田静夫 1940 など。

⁴⁴ 森正夫 1992。

⁴⁵ 劉石吉 1978。

⁴⁶ 川勝守 1981, p.234。

⁴⁷ 川勝守 1981, p.230。

における市鎮の分布密度を分析した結果、嘉定・太倉を中心とした地域の分布密度が高い傾向が見られた理由として、これらの地域がほぼ“崗身”にあたり、早くから活発に綿作が行われていたためと論じているからである⁴⁸。宋元明代にかけて長江デルタ地域の内部で市鎮の発達に格差があり、その背景に綿業の発達の有無があったというこれらの指摘は、蘇州近郊で一定の発達を遂げていた陶磁器工業や絹織物工業が官営工業的性格を帯びていたのに対し、長江デルタ東方先端部で新たに発達してきた綿工業が私営工業的性格を持っていたことを連想させる。つまり、元代の綿業は、政府による管理の下で発展してきたのではなく、民間の農家や商人の活動の中から生まれ、発展してきた。そのことこそが市鎮の形成と発展につながったという理解である。したがって、元代の長江デルタ地域における松江を中心とした綿業および市鎮の形成と発展について具体的な状況を解明することは、宋～元～明交替の意義を社会経済史の側面から考察することに直結すると考えられるのである。

⑤内的要因と外的要因をめぐる問題整理

元代の長江デルタ地域における諸産業の多くは、絹織物業をはじめとして南宋以来のものを継承発展させたものであった。しかし、松江周辺における綿作の普及や、沿海部における塩場の整備、呉淞江から黄浦江への水路網の重心移動などは、筆者が旧稿で述べたように新たな展開だったといえる⁴⁹。このような変化や展開の背景を考えようとするとき、内的要因と外的要因とに整理しながら進めていく必要があり、同時に、これらの要因が、地域的な特質によって規定されたり、時代の変化の影響が及んだりするなど、複雑に絡み合いながら歴史の構成を決定づけたと筆者は考える。

まず、内的要因について見ていこう。長江デルタ地域では、内部の人間の活動によって生じる社会経済的環境の変化や、それらと自然環境との間の影響関係など様々な力が連動しながら、内的な要因が働いて産業の多様化が進んでいた。例えば、長江デルタの東方先端部のやや内陸に位置する“崗身”で綿花栽培が行われたことは先述の通りだが、“崗身”の形成には海岸線の東進や水路網の変化などさまざまな要素がかかわっていた。つまり、綿業の展開を分析するうえで、文献資料を手がかりとして社会経済の動向を明らかにするだけでなく、自然地理環境の変化なども念頭に置きながら研究を進めることが必要なのである。秋山元秀氏は、人間の居住環境が比較的最近になって安定化した長江デルタ東方先端部のような地域では“歴史

⁴⁸ 森正夫編 1992, p.52。

⁴⁹ 矢澤知行 2016a, p.35。

は垂直に蓄積されず、水平に展開される⁵⁰⁾と述べた。すなわち、人間の社会経済的活動の影響を受けて自然環境の変化が引き起こされ、そうした現象は水平方向へと連鎖的に広がっていく傾向にあったということである。元代の長江デルタ地域における綿業の展開についてもこのような観点から考察する余地がある。

一方、外的要因についてはどうだろうか。例えば、元代の中期以降、江南から大都首都圏に向けて大量の糧食を年ごとに輸送する海運事業が展開された。これは周辺地域を含むマクロな社会経済的活動が、長江デルタ地域の経済環境に対し外的な要因として作動した一例といえる。さらにいえば、モンゴル政権が江南支配に際してどのような態度で臨んだかというのも政治面での外的要因といえる。筆者は旧稿において、モンゴル元朝による対江南支配政策が段階的に変化したという仮説を提示した⁵¹⁾。そこには1290～1300年代、1330～40年代という二つの緩やかな画期が見られ、前者はモンゴル元朝の江南に対する支配体制が確立した時期、後者は江南在地の農商諸勢力が伸張して江南地域の自立性が相対的に強まった時期にあたるといえる。本稿で考察の対象としている綿業の普及と進展についていえば、その一連の過程の中でモンゴル政権がどの程度関与しようとしたか、商品作物としての価値をモンゴル政権はどれほど認識していたのか、モンゴル政権や帝室と密接に関わっていたオルトク商人の関与の程度はどうだったか、あるいは江南在地の商人が綿製品の流通にどれほど自律的に参与していたか、その流通範囲は限られていたのか、あるいはユーラシア規模の巨大な商業ネットワークに乗じるほどのものだったのか等々、数多くの研究課題が横たわっているのである。

おわりに

以上、本稿では、モンゴル元代の長江デルタ地域における綿業について、国内外の先行研究の成果を整理するとともに、それらをさまざまな角度から検証して、研究上の課題を明らかにしてきた。内容を整理すると、次のようにまとめられよう。

まず、前提として、長江デルタ地域における綿業の勃興とその後の展開が、宋～元～明代にかけての江南社会経済史を解明するうえで、きわめて重要な位置づけにあることを主張しておきたい。綿業の発達をめぐる一連の展開は、さまざまな内的／外的要因の影響を受けて引き起こされてきたものである。つまり、自然環境、社会経済的状況、技術の伝播の状況、政治状況などの要因がそれにあたり、同時にそれらの要因が複雑に絡み合いながら推移してきたものといえる。したがって、前章の①～⑤に示したように、①綿花の栽培から紡績と織布、流通と販売・消費に至る

⁵⁰⁾ 秋山元秀 1984, p.456。

⁵¹⁾ 矢澤知行 2014 ; 2015。

までの一連の過程を視野に入れつつ綿業の生産技術の発展について精査すること、②綿の生産から消費にいたるまでの過程と具体的な状況、とりわけ元代の中後期に長江デルタ地域で成長してきた新興商人たちの実像を探ること、③元代における制度面での綿業の位置づけについて、綿業による利益を誰が享受したのかという分析を中心に据えて進めること、④宋～元～明にかけての市鎮の形成・発展に与えた綿業の影響を分析すること、そして上述のように、⑤内的要因と外的要因という二つの側面を念頭に置きながら、長江デルタ地域内部の人間の活動によって生じる社会経済的環境の変化や、それらと自然環境との間の影響関係、モンゴル政権の対江南支配政策とその段階的变化といったさまざまな要素を考察することが求められているのである。

これまでの研究において、元代の長江デルタ地域を含む江南は、モンゴル政権による支配と収奪の対象としてみられる傾向にあった。もちろんそうした側面があったことは否定できないが、実際には、はるかに複雑な社会・経済・政治・自然環境のもとで歴史は動いていたのである。これらの諸論点について一つずつ解明していくことが今後の課題である。

[附記] 本研究は JSPS 科研費 19K01045 の助成を受けたものである。

参考文献

- 秋山元秀 1984 「上海県の成立」『中国近世の都市と文化』京都大学人文科学研究所, pp.455-484.
 陳賢春・陳虹 1998 「元代綿織業の勃興及其歴史意義」『湖北大学学报(哲学社会科学版)』1998-5, pp.75-79.
 橋本敬造 2006 「木綿の中國導入からみた王禎『農書』の位置」『関西大学社会学部紀要』37-3, pp.173-196.
 洪用賦 1984 「元代的綿花生産和綿紡業」『中国社会経済史研究』1984-3, pp.55-63.
 華業慶・劉燕 2010 「論元代植綿業發展的原因及影響」『臨滄師範高等专科学校学报』20-2, pp.36-40.
 霍宇紅 2001 「試論元代制綿業的經濟地位和作用」『内蒙古民族大学学报(社会科学版)』27-4, pp.15-17.
 加藤繁 1944 『支那經濟史概説』弘文堂.
 河上光一 1978 『中国經濟史』八千代出版.
 川勝守 1981 「長江デルタにおける鎮市の發達と水利」『佐藤博士還暦記念中国水利史論集』国書刊行会, pp.219-248.
 李傑 1999 「元代的綿紡織技術」『中南民族学院学报(自然科学版)』18-1, pp.89-94.
 劉石吉 1978 『明清時代江南市鎮研究』中国社会科学出版社.
 劉蘊瑩^他 2016 「元代棉織品与納石失的相關研究」『國際紡織導報』2016-8, pp.62-65.
 宮崎市定 1951/1992 「明清時代の蘇州と輕工業の發達」『宮崎市定全集』13, pp.80-93 (初出:『東方学』2).

- 森正夫編 1992 『江南デルタ市鎮研究』名古屋大学出版会.
- 西嶋定生 1944 「松江府に於ける棉業形成の過程に就いて」『社会経済史学』3-11, pp.1141-1148.
- 西嶋定生 1947 「支那初期棉業市場の考察」『東洋学報』31-2, pp.262-288.
- 西嶋定生 1948 「明代に於ける木綿の普及に就いて（上）」『史学雑誌』57-4, pp.1-22.
- 西嶋定生 1949 「明代に於ける木綿の普及に就いて（下）」『史学雑誌』57-5/6, pp.18-47.
- 西嶋定生 1966 『中国経済史研究』東京大学出版会.
- 岡崎文夫・池田静夫 1940 『江南文化開発史-その地理的基礎研究』弘文堂書房.
- 斯波義信 1988 『宋代江南経済史の研究』汲古書院.
- 史宏達 1957 「試論宋元明三代綿紡織生産工具発展的歴史過程」『歴史研究』1957-4, pp.19-28.
- 史学通・周謙 1983 「元代的植綿与紡織及其歴史地位」『文史哲』1983-1, pp.33-42.
- 杉村勇造 1936 「元公牘零拾」『服部先生古稀祝賀記念論文集』富山房, pp.571-583.
- 竹垣恵子 2002 「黄道婆とその時代の染織」『芸術』25, pp.195-204.
- 巖中平 1955/1966 『中国近代産業発達史』校倉書房（初出：『中国棉紡織史稿』科学出版社）.
- 矢澤知行 2014 「元代淮浙における塩政の展開」『愛媛大学教育学部紀要』61, pp.225-233.
- 矢澤知行 2015 「モンゴル元朝治下の江南地域社会をめぐる諸論点-元代中後期の社会経済史を中心として-」『愛媛大学教育学部紀要』63, pp.245-253.
- 矢澤知行 2016a 「元代長江デルタ地域における水路網の変化とその背景」『中国水利史研究』44, pp.21-36.
- 矢澤知行 2016b 「元代平江城における空間構造とその変化」『Journal of International Studies』1, pp.63-69.
- 矢澤知行 2017 「鄭元祐と元代中後期の平江」『Journal of International Studies』2, pp.55-68.
- 章潔瑩・陳永明 2010 「略論元代江南手工業発展的特点」『金華職業技術学院学報』10-1, pp.63-67.

Suspending Logic: A Linguistic Exercise.

Part II – Incongruence as a Strategy of Sense Construction

Emma Tămăianu-Morita*

ABSTRACT: The present paper represents the second part of an exploration into the relation between logic and language structuring, with special focus on the autonomy of the judgments of idiomatic correctness and textual adequacy (appropriateness) with respect to the judgments of congruence and logical coherence. The first part of the study (Tămăianu-Morita 2018) discusses the theoretical background of the problem starting from a conceptual distinction between two acceptations of ‘Logic’ proposed by E. Coseriu (1957, 1976). The framework is then applied to the analysis of instances where the judgments of incongruence are suspended through the semantic organization of particular languages as historically-constituted traditions of speech. Moving on to the level of discourse / texts, the present contribution focuses on the issue of suspendability viewed from the perspective of textual sense construction processes. With illustrative analyses carried out from a contrastive point of view, we argue that the strategies of suspending judgments of logical incongruence are motivated by each text’s overall signifying intention, and play an important role in circumscribing the text’s typological orientation.

KEYWORDS: Textual sense, Congruence, Correctness, Adequacy (Appropriateness), Text typology

Introduction

The demonstration undertaken in this study was prefaced by an interpretation experiment on four verbal sequences which display phenomena of incongruence and therefore call for a suspension of logical reasoning principles in order to function as (fragments of) texts / discourse.

Part I (Tămăianu-Morita 2018) sketches the theoretical background of the problem by introducing a fundamental distinction between two radically different acceptations of ‘Logic’ in relation to language, conventionally noted ‘Logic₁’ and Logic₂’ (see *infra*, 1.). Two of the four verbal sequences proposed for reflection are then analyzed in detail, in order to explore the mechanisms of suspending ‘logical₁’

* Professor of Linguistics at the Faculty of International Studies, Kindai University. E-mail: emmorita@intl.kindai.ac.jp

incongruence through the semantic organization of particular languages as historically-constituted traditions of speech (English and Japanese in this case).

The present article, which represents Part II of the study, begins with a succinct review of the operational concepts introduced in Part I and used throughout the discussion, adding a series of comments meant to highlight the links with the specific aspects under examination here. Section 2 addresses the theoretical implications of suspending incongruence on the level of discourse / text (Level III in E. Coseriu's general map of language as a creative cultural activity). In order to explore the role played by the phenomena of suspending incongruence in the construction and interpretation of textual sense, Section 3 analyzes in detail the third and fourth verbal sequences proposed for reflection at the beginning of Part I. The final section indicates some fundamental differences, as well as possible points of convergence, between the text-hermeneutic framework used in the present analysis and two alternative theoretical perspectives.

1. Conceptual delimitations and general framework of analysis

1.1. Two types of « logic » in relation to language

In the present study we distinguish between two acceptations of « logic », following the line advocated by Eugenio Coseriu, with particular reference to two extensive contributions: “Logicismo y antilogicismo en la gramática” (1957) and “Lógica del lenguaje y lógica de la gramática” (1976). Conventionally noted “Logic₁” and “Logic₂”, they differ in terms of content, status, role and epistemic level.

(1) “Logic₁” = the universal principles of thought which ensure the coherence and consistency of speech, associated with the norms of congruence (i.e. compatibility with our experience of the empirical world) which manifest themselves in speaking as a generally-human activity, rationally prior to language-specific semantic organization.

(2) “Logic₂” = the *science* of logic, which comprises principles and rules for establishing the validity of judgments; by extension, the science/technique of argumentative reasoning.

Relevant in the present discussion are only the principles and norms of Logic₁, which are components of the speaking subject's “elocutional” competence, situated on Level I in Coseriu's general map of language as a creative cultural activity presented in Part I (Tămăianu-Morita 2018: 31). At this level, the evaluation of speech is manifested in judgments of **congruence** with the general principles of rational thought and with our normal experience in the empirical world (“the knowledge of things”, including the knowledge of the contexts and the universe of discourse).

1.2. The principle of “suspendability from bottom to top”

In the domain of *speaking* (*el hablar, das Sprechen*), the norms of Logic₁ are twice suspendable: through the peculiar semantic organization of each language as a

historically and culturally constituted tradition of speech (Level II), and through the situationally-bound adequacy judgments pertaining to the level of discourse (Level III). Metaphorically speaking, the act of suspension is effected “from bottom to top”, i.e. the norms of the more general level can be suspended by the norms of the more determined (specific) levels.

In Part I (pp. 33-34), it was emphasized that suspending a judgment of non-conformity should be understood in the phenomenological sense (*Aufhebung*) of “putting out of force / out of effect”, or “overriding” (“ausser Kraft [setzen]”, Coseriu 1981: 43): the suspended principle, rule or norm is never annulled or eliminated, and its non-observance remains recognizable within the judgment of adequacy. This aspect is of fundamental importance for interpreting textual sense, and will be re-discussed in the context of a comparison with pragmatic approaches to the phenomena of suspension.

2. Suspending Logic₁ on the level of texts (Level III → I)

2.1. Mechanisms of suspension

As noted in Part I (p. 33), the evaluations of textual **adequacy** are the most complex, comprising criteria of conformity with respect to the interlocutor, to the referential content of the discourse, and to the situation of speech. Thus, a text can be adequate and inadequate at the same time, from different points of view, and complete adequacy from all points of view may be hard to encounter in genuine texts (Coseriu 1988: 180).

As early as 1952 (pp. 81-82), Coseriu defines three basic types of suspension of incongruence through adequacy: the “metaphorical”, the “metalingual” and the “extravagant”¹. The terms advanced in this early study need to be taken as mere approximations of the necessary dissociations to be made when analyzing the phenomena of suspension from the perspective of a hermeneutic text linguistics. A more consistent and appropriate terminology, as well as a subcategorization of these broad types, will have to be elaborated in the future.

For example, “extravagant suspension” refers to the situation when the text is intentionally constructed in a contradictory fashion, i.e. to texts where the over-arching signifying intent itself is that of expressing the absurd, as in Sequences (3) and (4) selected for illustration (see *infra*, 3.1. and 3.3.). The term “extravagant”, however, may be misleading, as it risks being understood as ‘arbitrary’ or ‘random’ suspension, motivated merely by the objective of shocking the reader out of his/her habitual patterns of thought. This is indeed the case in some types of texts, such as Dadaist poems, where incongruence pure and simple is the aim, and the strategy for achieving it is a straightforward breakdown of textual cohesion. Individual units do not matter in and by themselves, and a ‘hidden’, second-degree coherence /

¹ See Part I, pp. 34-35.

congruence is not to be expected or sought for². For such instances the term “extravagant suspension” is fully adequate. However, in cases like Sequences (3) and (4), the method of suspension is precisely calculated, and the textual units and procedures by which suspension is effected are carefully chosen in what appears to be an extreme form of **consistency** of the incoherence / incongruence. For this sub-type of suspension, a more appropriate term will have to be found³.

Let us consider the following utterances, produced by reporters in TV news programs, reporting live from the scene of two tragic events: a bear’s intrusion on a farmer’s property, and a murder.

Ex. (a) くまがなやに一時間ぐらい立てこもりましたが [...] ⁴

Ex. (b) 布団が事件に**関与**しているものかどうか慎重に調べています。 ⁵

Both cases correspond to Coseriu’s “metaphorical suspension” in relation to the knowledge of the world. Congruence is not reestablished at Level II, by the language-specific structuring as such, for instance by adopting those uses (significata-in-use) as idiomatic or fixed phrases. Thus, in the norm of the Japanese language itself, the use of “立てこもる” (*tatekomoru*) for designating the behaviour of a bear and the use of “関与する” (*kan’yo-suru*) for designating the relation that an object might have to the murder are both incorrect, and the incongruence is therefore not suspended. The question arises, then, whether the incongruence can be suspended on Level III, through the transfer of the significatum itself or of its symbolic values at the level of the individual text (cf. Coseriu 1988: 121). The ease or difficulty with which such a metaphorical transfer can be effected, understood and accepted correlates with the different perceptions one might have about the textual adequacy of the two utterances.

In example (a), the bear is temporarily attributed human intentionality, because the lexeme *tatekomoru* implies both the ability to plan an action that possibly infringes on the law, and the will to viciously carry it out. In example (b), the *futon*

² Based on this strategy of sense-construction, in the functional textual typology proposed in Tămăianu-Morita (2001, 2012a, 2015), these texts are ranged under the “asemantic-asyntactic” sub-category.

³ To characterize such instances, one is tempted to invoke Polonius’ astute observation, in Shakespeare’s *Hamlet*, upon hearing the bereaved prince’s apparently senseless rant: “Though this be madness, yet there is method in’t” (*Ham.* II: 2, 208-209). Incidentally, we can note that, in this particular textual instance, Hamlet feigns madness, and he constructs his discourse as an imitation of the incoherent ramblings arising from the depths of a shattered mind. Thus, since there is a split between the speaker’s actual signifying intent and the intent of the assumed persona who utters the words, this instance is closer to the mechanism of “metalingual suspension”, in Coseriu’s terminology.

⁴ *Kuma ga naya ni ichijikan gurai tatekomorimashita ga [...]*, approx. “The bear has holed itself up in the barn for about one hour, but [...]” (新ニュースキャスター [*Shin-Newscaster*], MBS - Mainichi Broadcasting System, 7 May 2016).

⁵ *Futon ga jiken ni kanyo-shiteiru mono ka dō ka shinchō ni shirabeteimasu.*, approx. “[the police] is investigating whether the *futon* (a traditional type of Japanese bedding) was involved in the crime” (ボイス [*Voice*], MBS, 4 November 2016).

bedding is also attributed intentionality, because the lexeme *kan'yo* implies participation, i.e. the ability to get involved in an event / occurrence. Obviously, this temporary metaphorical attribution can be more readily accepted in the case of an animal than in the case of an inanimate object. Consequently, example (a) may sound 'less illogical' than example (b). Conversely, if the metaphorical transfer of the significatum cannot be effected, the evaluation of textual adequacy does not arise, and the incongruence remains in effect, with the result that the respective utterance would be evaluated as a mere error of usage.

On the level of discourse / texts, however, it is not sufficient to identify in each case the mechanisms and forms of suspending the norms of Logic₁. This operation yields nothing more than a descriptive account, relevant only as an *illustration* of Level I procedures and devices as such. If what we aim at is a genuine interpretation and justification of the sense in authentic texts, we need to find what role those Level I procedures play in the constitution of the text, as means of expression for the higher-rank content which is *textual sense*, and to discover in what way the suspension mechanisms are subsumed by the text's overall signifying intention and by the (typological) principles of sense articulation⁶. For instance, if the incongruence in example (a) is suspended by metaphorical transfer of the significatum, we need to discover what expressive purpose this device serves in the given text: Is the sense ironic / humorous or serious? In the latter case, more probable in a news report on a tragic event, what is the textual function of the procedure? We might be dealing with an indirect textual function of the type «allusion», used to suggest that a vicious intention to disrupt the peaceful life of the farmer somehow transpired from the bear's behaviour during the incident. Whether such an interpretation can actually be made depends on many co-textual and contextual clues. In the genuine texts in question, the author's own perception is that both (a) and (b) are inadequate and therefore simply represent errors of usage on the part of the reporters.

2.2. The problem of recognizing intentionality

The examination of genuine examples such as (a) and (b) above substantiates Coseriu's claim that essential for the phenomena of suspending incongruence through adequacy is the recognition of a *semantic (expressive) intentionality*. The question as to what elements may function as clues or signals that the incongruence is intentional is indeed complex, and cannot be answered in the form of an exhaustive (or even an open) inventory. Coseriu suggests that perhaps the perspective needs to be reversed, and that, by virtue of the "principle of trust" (*Vertrauensprinzip*) which underlies all speech, "we take it for granted that incongruence occurs intentionally, and therefore *we need precisely clues that it were not so*" (1988: 125-126, emphasis mine – E.T.-M.).

It must be stressed that the *intentionality* referred to in this context does not coincide with the pragmatic definition of the concept, as employed in speech act theory. Here we are dealing with the semantic finality of the discourse, which logically precedes pragmatic actualization, i.e. with the intent of making sense, prior

⁶ For the issue of the double semiotic relation in texts and the components of textual constitution, see esp. Tămăianu-Morita 2012a, 2012b, 2014, 2016.

to the values of truth / falseness or to considerations of ‘sincerity’. The goal of a hermeneutic text linguistics is to identify the *possibilities of sense construction* in the perspective of a maximal interpretation, whereas the pragmatic conditions for the *realization* (or *actualization*) of that sense in given communicative acts are indeed the legitimate object of investigation for a pragmatics of discourse / texts.

One of the most significant and powerful category of clues regarding semantic intentionality can be derived from the recognition of text genre and text type. For instance, in genres pertaining to practical or factual communication, such as accounts of personal experience, news reports, weather forecasts etc., a metaphorical procedure of suspending incongruence may be less expected, or more surprising, and this text-typological intuition may lead us to suspect an error (‘misusage’) which is not idiomatic in nature, but a deviation from the norms of Logic₁. By contrast, genres belonging to the poetic (creative) mode, such as a short story (cf. Donald Richie’s *The Koan*, the source of our illustrative sequence (3)) or a theater play (cf. Eugène Ionesco’s *La leçon*, the source of our sequence (4)), tend to be carefully constructed in order to convey a consistent textual meaning, with every single constitutive unit and strategy concurring towards the construction of the text’s global sense. In such genres we are inclined and even eager to ‘discover’ intentionality and thus suspend incongruence through adequacy well beyond the presumed contingent intentions of the historical author of the text.

For example, the extravagant suspension of incongruence with the natural context is the ground principle of sense construction in science fiction. Similarly, suspending the incongruence with the natural context and with certain elements of the cultural context (the materialistic view of the natural universe upheld by modern empirical science) is the underlying principle in many texts of the “horror” genre. To give a concrete illustration, Charles Dickens’ short story *A Christmas Tree* (Dickens 1850), presented as a 1st person narrative, has the narrator describe minutely the decorations on a Christmas Tree and the memories they evoke, rounding up the long and detailed reminiscence with the comment:

I like to come home at Christmas. We all do, or we all *should*. We all come home, or ought to come home, for a short holiday – the longer, the better – from the great boarding-school, where we are for ever working at our arithmetical slates, to take, and give a rest.

At this point, halfway through the story, the narrator reveals the truth about the tragic death of a young woman 300 years before, and then casually mentions that he himself is a ghost:

[...] we tell our host of what we have seen, and a shade comes over his features, and he begs it may be hushed up; and so it is. But, it’s all true; and *we said so, before we died (we are dead now)* to many responsible people. (emphasis mine, E.T.-M.)

This revelation prompts the reader to reevaluate the whole first section of the story, looking for clues he/she might have missed. No univocal ones are to be found, but the

retroactive interpretive connection throws new light upon the nature of the “short holiday” and of the “great boarding-school” where the ‘pupils’ are “*for ever* working” on their arithmetical slates: this is not the ironical exaggeration of a bored pupil, but a literal, denotative reference to the eternity of the afterlife, where ghosts forever dwell.

A plurisemiotic instance of the same phenomenon can be found in the film “The Others” (2001) written and directed by Alejandro Amenábar, where the events, set around the end of WW II, are presented from the point of view of the main character Grace (Nicole Kidman), a mother with two young children, living in a remote mansion. Grace and the children, who suffer from a life-threatening form of allergy to daylight, gradually start confronting paranormal phenomena in the house which indicate an intrusion of malevolent spirits, who threaten their safety in an apparent attempt to drive them away from their home. In a climactic twist of the plot, towards the end of the film, Grace realizes (as does the audience, through her eyes) that she and the children were in fact ghosts still haunting their former home as a result of a tragic and violent death, while the ‘intruders’ were in fact a living family who had just moved in, only to discover that the house was haunted. Here too the range of adequacy judgments is extremely wide and the presupposition of intentionality is absolute (each and every constitutive element of the text is presumed to be intentional) owing to the typological categorization ascribed to the text, with the consequence that the suspension of incongruence is readily effected.

Identifying and classifying the mechanisms of suspension (such as the metaphorical, the metalingual and the extravagant), as well as discovering possible (or tendential) relationships with text types, are preliminary steps to the interpretation of textual sense in individual texts. In the following section we will turn our attention to the last two discourse sequences proposed for reflection at the beginning of Part I, in order to illustrate the roles that suspension phenomena can play in the construction and articulation of sense.

3. Textual functions of suspending incongruence

3.1. Incongruence as part of an evocative relation

Sequence (3) is excerpted from the short story *The Koan* (Richie 1991: 27)⁷, which is part of a collection of Zen-inspired “stories, fables, parables and sermons”.

Sequence (3)

[Roshi:] – How is the koan coming?

[Acolyte:] – There is no koan.

[Roshi:] – How is that?

[Acolyte:] – There is no koan, and which one is unimportant.

⁷ The original spelling of the short story does not mark the long vowels of *rōshi* (Zen master) and *kōan* (公案).

The last turn contains a logical contradiction: the expression “which one” presupposes a set of (existing) kōans out of which one is picked up, but such a selection cannot be operated out of *non-existing* kōans. In order for the sequence to be accepted as a text (as meaningful), this contradiction must be suspended, which entails that the reader must also accept that an alternative type of congruence can exist.

This fragment suspends incongruence through adequacy, by making special use of the peculiarities of English-language significata, in this case especially grammatical significata. The definite articulation of the noun “the koan” from the master’s question indicates that this is a specific question about the acolyte’s progress with the particular kōan which was given to him. This reference is supported by an explicit textual opposition with the opening sentences of the text: “An acolyte was given a koan by his roshi. *It was an ordinary koan; which one is unimportant.*” (p. 25; emphasis mine – E.T.-M.) At this point in the development of the text, through the voice of the omniscient narrator, the unit “which one is unimportant” (= which one out of many ordinary kōans) reflects normal usage, observing the rules of congruence and idiomatic correctness⁸. In the master’s question, which comes at the end of several months of efforts on the part of the acolyte, the semantic regimen of the unit is still the same.

The incongruence in the acolyte’s answer has a double function. On the one hand, it produces a shift between textual layers of different depth – the narrator’s voice and a character’s voice –, thus articulating these two distinct constitutive layers on what might be conceived, analogically, as a vertical dimension of the text. On the other hand, the incongruence also opens up a second, radically different, interpretive path: the acolyte does not merely deny the existence of that particular kōan at that particular moment, as would be the case with alternative expressions like “the kōan does not exist (any more)” or “the kōan no longer exists”, but the existence of *any* kōan at *any* time. All words and all discourse have vanished – and this is not only the final step in his own endeavour to solve the given kōan in this particular case, but a pan-temporal state: in reality no kōan exists, so the kōan given to him by the master had never existed at all.

The interpretive quest (of acolyte and reader alike) had proceeded from the assumption that there was a kōan – *this* kōan – awaiting exploration. It now recoils to the disclosure that there never was, in fact, any such thing, and the narration suddenly reveals itself as a mere alternative to the real story, the one suspended in the realm of the untold, the story about how the acolyte comprehended the kōan that was *not*

⁸ After the initial act of “giving” and “receiving” the kōan, the short story unfolds in two main movements. In the first movement, the acolyte applies a logical sequence of methods designed to unravel the meaning of the kōan: literal reading, analogy, inferential leap, and finally rejection of the very possibility of interpretation, dismissing the kōan as “absurd”, without an “answer”, “an impossible formulation” (pp. 25-26). In the second movement the acolyte resorts to abandoning all “thinking”, and merely “regarding” the kōan. From this point onwards, the kōan begins a transformation, by virtue of inner forces, from “opaqueness” and “rocklike” solidity to “translucence”, until “it becomes itself” (p. 26). The dialogue quoted as Sequence (3) represents the closing scene of this second movement, in which the acolyte presents his new understanding to the *rōshi*.

given to him. Even as the acolyte (/ reader) is ready to settle for a sense arising from the dynamics of the existent non-existent, the text warns him through the voice of the rōshi: “Good. Push forward. You are now getting somewhere.” (p. 27).

In the overall articulation of the text, the principle of non-contradiction from Logic₁ is thus twice suspended. This is justified by the over-arching typological principle of the short story – the evocation of Zen texts, particularly the evocation of the kōan’s role in stopping internal discourse by confronting the disciple with an impossible interpretation task, arising from self-contradictory language. In other words, the short story about a kōan is itself articulated like a kōan, a strategy that falls into the category of the evocative relation between signs and ‘things’, more precisely the direct imitation of the designated (states of) things through the form of the signifier of a sequence of (textual) signs, as defined in Coseriu (1981: 82). The dominant strategy of text constitution in this short story, as in the whole volume as a global text, can be recognized in the iconic relation between textual structures and their designata – Zen ‘concepts’ and views⁹. Suspending the logical₁ incongruence is the concrete device through which this evocative relation is expressed / realized.

3.2. Language-specific organization (Level II) as ‘raw material’ for suspending incongruence on Level III

The two interpretations of the utterance “There is no koan”, namely (i) ‘the kōan you gave me no longer exists’ and (ii) ‘no kōan has ever existed at all’, conflate in the same textual point owing to the peculiarity of the English negation, where one and the same structure, <THERE IS NO + N>, allows for both designational variants, and thus keeps the twofold interpretation intact, without tipping the balance in favour of either one. This type of effect would be difficult to achieve if the text were translated into a language that does not have a means of negation parallel to the English construction.

Let us propose and discuss a possible translation into Japanese, striving to follow as closely as possible the text-constitutional strategy of (suspended) incongruence essential for the semantic articulation of the English original.

Variant 1

- あの公案はどうなっている？
- 公案は存在しません。
- どういう意味だ？
- 公案は存在しません。そして、どれをとっても違いはありません。

Since Japanese nouns do not have the category of articulation, the anaphoric reference to “the koan” initially given by the master would have to be expressed through the demonstrative “あの” (*ano*, approx. ‘that’): lit. ‘How is *that* kōan coming?’ The acolyte’s answer needs to adopt the negative construction of existence <N *ga/wa sonzai-shinai*>, and here the demonstrative *ano* has to be omitted, in order

⁹ An in-depth typological interpretation of this textual strategy in the global text represented by the collection *Zen Inkings* was sketched in Tămăianu(-Morita) (1998) and further elaborated in Tămăianu-Morita (2007).

to avoid the explicit restriction to the first designational variant (the particular *kōan* mentioned before in the text). Even so, the formulation *kōan wa sonzai-shimasen* may still remain primarily orientated towards this designation in the given context, by virtue of the higher reliance of Japanese discourse on filling in missing information in the verbal expression on the basis of extra-verbal contextual factors, a process which automatically foregrounds the most “logical₁” interpretation.

The choice of postpositions can be used to differentiate, in the absence of other contextual clues, between new information (*ga*) and old information (*wa*), and, because making a choice is inevitable in order to build a correct sentence, the resulting sentence will always carry the implication of this underlying distinction. Thus, in the given context, the alternative formulation *kōan ga sonzai-shimasen* would be quite heavily orientated towards the second designation, that of the non-existence of *kōans* in general. From this point of view, therefore, the proposed variant, with *wa*, is the option that remains more faithful to the original.

A further difficulty arises from the fact that the elliptic structure in copulative coordination “and which one [does not exist] is unimportant” cannot be paralleled in Japanese, and this makes it virtually impossible to render the double logical contradiction which is the backbone of the original text. The version proposed above does present a mild form of incoherence, generated by the unexpected occurrence of *どれ* (*dore*, approx. ‘which one (of several objects)’) without an explicit antecedent that could be construed as a set of several objects, but the effect remains much weaker than the incongruence found in the English original.

Japanese translators of literary texts often succumb to the temptation of rendering not the original itself, with its genuine constitutive devices and sense articulation mechanisms, but a subjective (and thus limited) decoding of the sense, which only reflects what they themselves presume to be a more ‘easily understandable’ designation on the basis of Logic₁. A ‘more easily understandable’ version is mistakenly equated with a ‘natural’, ‘idiomatic’, or ‘fluent’ translation. Needless to say, this can also be done with the fragment excerpted from Richie’s short story. It would certainly be possible to pursue the goal of ‘naturalness’ in this definition, and give alternatives like the following:

***Variant 2**

- あの公案はどうなっている？
- あの公案はもう存在しません。
- どういう意味だ？
- あの公案はもう存在しません。そして、どの公案も同じです。

***Variant 3**

- あの公案はどうなっている？
- 公案というものの自体、存在しません。
- どういう意味だ？
- 公案そのものは存在しません。ですから、どの公案でも同じです。¹⁰

¹⁰ All three variants are proposed by the author, for purposes of comparison.

Variant 2 explicitates the first designation, while Variant 3 explicitates the second designation. As a consequence, each of them eliminates the other possibility of interpretation, and thus precludes the emergence of the logical contradiction and the hermeneutic act of suspending that incongruence. In other words, they both fail to render the sense of the original, precisely because they are too ... 'easily understandable' and too ... 'natural'. As translations, they are both invalid, and have to be rejected. The 'naturalness' of a translation does not mirror criteria of 'naturalness' from Level II, that is the idiomatic 'naturalness' that comes from respecting the system, norm and type of the language in question (English or Japanese in this case), or criteria of logical coherence from Level I, but needs to be understood as a value specific to Level III, stemming from the goal of a faithful rendition of the text *as a text*, i.e. with its peculiar constitution and sense-construction strategies. In the case of Richie's text, the challenge is to render the incongruence and maintain open the dual (self-contradictory) interpretive path¹¹.

A comparable difficulty in rendering the constitution of the original arises in Romanian, where the two designations would have to be distinguished by different constructions: (i) "*koan-ul nu (mai) există*" vs. (ii) "*nu există nici un koan*". The closest natural alternative of translation for the acolyte's answer would be: "*Koan-ul nu există, și nu contează care*". This formulation is certainly illogical, but in the way of an *absence of coherence* from the very beginning, as in a random sequence of words, and therefore does not reflect the textual constitution of the original. As a consequence, it also fails to render the typological characteristics of the text, and thus conveys but very little of the text's global sense.

In contrast to the strategy discussed above, textual procedures of suspending incongruence that do not depend on or do not exploit the specificity of idiomatic organization can, in principle, be replicated in any language, and the same sense effect can be achieved with comparative ease. Such is the procedure of repetition of the segment "There is no koan" in the acolyte's answers. The repetition creates a tautology, because it is not an explanation and does not provide the additional information (clarification) requested by the master's question "How is that?". This is a device pertaining to textual syntagmatics, realized exclusively on Level III: being trans-idiomatic, it does not pose any difficulties in translation. From this point of view, changing the wording of the segments, even with what appears to be a designationally equivalent expression, as in Variant 3 ("公案というものの自体、存在しません。" → "公案そのものは存在しません。") would constitute a translation error, as it may give the appearance of information accrual, thus weakening the impact of the tautology.

Judging from all these points of view, despite the objective limitations caused by the lack of analogous grammatical structures in the target language, Variant 1, the most 'illogical' and 'unnatural', remains the most adequate translation of the text in its genuine articulation.

¹¹ Incidentally, replacing *soshite* ('and') with *desukara* ('therefore'), as in Variant 3, in order to enhance the logical coherence of the last turn, also constitutes an evident translation error, because it obliterates the logical contradiction created precisely by the copulative coordination of incompatible terms.

3.3. Incongruence as an expressive goal in itself

The fourth illustrative sequence proposed for discussion represents a totally different case, both as concerns the mechanism of suspending incongruence and as concerns the textual functions this strategy fulfills in the process of sense articulation.

Sequence (4)

Professor: [...] Thus all words in all languages...

Pupil: Oh yes? ... I've got toothache.

Professor: We go on... are always the same, as are all flexional endings,
all prefixes, all suffixes, all roots...

Pupil: Are the roots of words square roots?

Professor: Square or cubic. It depends.

Pupil: I've got toothache.

This fragment is excerpted from an English translation ("The Lesson", 2000: 203) of Eugène Ionesco's theater play "La leçon" (1954). The original is the following:

LE PROFESSEUR: Ainsi, tous les mots de toutes ces langues ...

L'ÉLÈVE: Ah oui? ... J'ai mal aux dents.

LE PROFESSEUR: Continuons ... sont toujours les mêmes, ainsi que toutes
les désinences, tous les préfixes, tous les suffixes, toutes les racines ...

L'ÉLÈVE: Les racines des mots sont-elles carrées?

LE PROFESSEUR: Carrées ou cubiques. C'est selon.

L'ÉLÈVE: J'ai mal aux dents.

Ionesco's well-known play is conceived as an absolute model of incoherent discourse, meant to compel the reader / spectator first to take note of the incongruence, and then to create the sense by suspending it, in what can safely be considered a prototypical instance of "extravagant suspension". The means of expression for generating the incongruence are chosen in such a way as not to be dependent on the peculiar semantic structuring of any language, so that the whole hermeneutic process can unfold exclusively on Level III, to be easily replicated in other languages.

Sequence (4) is incongruent in its entirety, from multiple points of view. Supposedly a dialogue between professor and student in the course of tutoring for an admission exam in "all the Doctorates", the thematic development is erratic, drifting from «languages» to «toothache», back to «languages» (morphology), then to «mathematics», only to return to «toothache». The information imparted by the Professor is self-contradictory: the denomination "languages", illustrated with a long list (Spanish, Portuguese, French, Romanian, Turkish etc.) presupposes the existence of different linguistic traditions, but then it is stated that all the words in all these languages, as well as all their morphological components are identical. Most importantly, the context which should serve to disambiguate the lexical meaning of "root" shifts freely from grammar to mathematics and back to grammar, or, more precisely, constitutes a single undifferentiated context engulfing both without distinction.

Let us focus on the incongruence resulted from the instability and, ultimately, fusion of the contexts or “entornos” (circumstantiations) of speech, specifically the universe of discourse¹². The universe of discourse is supposed to disambiguate the designation of *racine* (root): (a) in the context of empirical reality, of practical life, we have the “roots” of plants and, by metaphorical extension, the abstract designation as in “the root of the problem”; (b) in the discourse universe of science we have the sub-contexts of (i) medicine (dental “roots”), (ii) linguistics (“roots” [= radicals] of lexical units) and (iii) mathematics (square / cube “roots”, values resulting from numerical operations). Ionesco’s text brings together all these universes of discourse, with focus on the universe of scientific discourses, which underlie the use of the word *racine* as a scientific term. Its occurrence in the dialogue thus evokes the respective sciences, as is fitting for a play that simulates scientific discourse in the didactic register, with particular emphasis on teaching linguistics and mathematics.

The incongruence arises from the conflation of these distinct sub-universes of discourse in one and the same text-constitutive point. Suspending this incongruence signals the convergence and, ultimately, amalgamation of the two fields of study (linguistics and mathematics), catalyzed by the Pupil’s one-track response (the “toothache”) which hints at the medical acceptance of the word (dental root). The quoted dialogic sequence marks the tipping point in the Professor’s frail mental balance. From this moment onward the borderlines between all the *entornos*, those of ‘real life’ within the textual world – the world in which the Pupil has a toothache (might it be a “root” problem?) –, and those of the creations of the mind (the fields of academic instruction in mathematics and linguistics), melt away. The last step in this process is the complete fusion between the realm of “words” (linguistic significations) and ‘real life’, expressed in the disappearance of the linguistic concept as such, and the direct connection of the phonetic expression to the referent itself. Not finding the “Spanish, neo-Spanish, Portuguese, French, Oriental, Romanian, Sardanapolitan, Latin and Spanish¹³” knives, the Professor resorts to one and one only, soon to become the murder weapon, and makes it literally replace the word in all languages¹⁴. Thus, indeed, the Professor’s thesis that “all the words in all the languages are always the same” receives its ultimate, irrevocable confirmation. The collapse of the systems of significations equals the collapse of the human world itself, and the path is thus inexorably set for the shocking last scene of the deadly lesson.

The crucial aspect in this strategy is the choice of the term *racine* (root), which

¹² In integral text linguistics, the universe of discourse as one of the “entornos” of speech is defined as the “universal system of significations” to which a discourse (or an utterance) belongs, and which “determines its validity and its sense” (Coseriu 1955-1956: 318-319). Examples of universes of discourse in this acceptance are: literature, mythology, the natural sciences, mathematics, the empirical universe, regarded as “themes” or “reference worlds” of discourse. Coseriu emphatically explains that these are not to be understood as “universes of things” different from the empirical world, but as different “systems of significations”.

¹³ Repetition of “Spanish” in the original – another device for generating incoherence.

¹⁴ “Professor: Here’s one, Mademoiselle, here’s a knife! It’s a pity this is the only one; but we’ll try to make it serve for all the languages! All you need to do is to pronounce the word Knife in each language, while you stare closely at the object and imagine it belongs to the language you’re using.” (Ionesco 2000: 211-212)

belongs simultaneously to several (sub-)universes of discourse, and can thereby generate a complex form of incongruence. The hermeneutic act of suspending it justifies the play's overall sense of total collapse of the rational order of the human world, and the advent of the reign of chaos and the absurd. The mechanism and textual function of the incongruence are carefully geared, and the occurrence of the term *racine* in the text is precisely timed. In the constitution of the text, this strategy represents a semantic axis in the absence of which the articulation of sense cannot be achieved. Needless to say, any translation of the play is held to faithfully render this strategy.

As a scientific term, *racine* (*root*) is a label on a pre-determined content, which is defined post-linguistically, in the respective sciences (medicine, mathematics, linguistics) and is therefore independent from the specific semantic organization of idiomatic traditions. In other words, in any language the sense effect would be the same, and the incongruence should be relatively easy to duplicate.

The procedure is indeed adequately preserved in Donald Watson's English version (2000). It is worth noting that the translator actually interpolates a second occurrence of the unit *roots*, in order to show unequivocally that we are dealing here with the mathematical term "square root":

Pupil: Are the *roots* of words *square roots*?

Professor: Square or cubic. It depends. (emphasis mine-E.T.-M.)

On the other hand, in Andō & Kimura's Japanese version (Ionesco 1968: 68), one is surprised to find the following rendering:

教授：さて、これらすべての言語の、あらゆる単語は・・・

生徒：は、はい・・・歯が痛いわ。

教授：続けます・・・あらゆる単語は常に同一である。あらゆる接尾語、あらゆる接頭語、あらゆる語尾、あらゆる語根も同様・・・

生徒：単語の語根というのは四角いんですか？

教授：四角か、または立方だ。時と場合による。

生徒：歯が痛いわ。(emphasis mine – E.T.-M.)

The choice of the adjective “四角い” (*shikakui*) in the Pupil's question gives rise to the interpretation of *carré* (*square*) simply as a shape ('square' as opposed to 'round', 'oval' etc.), and the link with the mathematical term *racine carrée* (*square root*) is completely lost. The resulting effect is merely one of random illogical drift from one idea to another, in utter opposition to the methodical deconstruction of the mechanisms of human thought and linguistic expression that is the dominant feature of Ionesco's text. From this point of view, this rendering of the dialogue is a clear case of mistranslation.

Since the scientific discourse tradition of Japanese does possess, in this case, the very same terminological series as the French and English languages, a valid translation is within easy reach:

教授：したがって、すべての言語の単語は・・・

生徒：は、はい？ 歯が痛い。

教授：続けます。すべての単語は同一である。あらゆる語尾、あらゆる接頭語、あらゆる接尾語、あらゆる語根も同様・・・

生徒：単語の語根というのは平方根ですか？

教授：平方根か立方根かは状況による。

生徒：歯が痛い。¹⁵

4. Final considerations

As announced in Part I, two other theoretical orientations are relevant for the issue under discussion and warrant a comparative examination: Beaugrande and Dressler's "principles of textuality" (1981) and pragmatic accounts based on Grice's (1975, 1989) Cooperative Principle and conversational maxims, implicatures and presuppositions, in particular the phenomena of intentional non-observance (opting out, flouting, suspension). Only the principal directions of such a comparison can be sketched here; a full-fledged critical discussion remains to be undertaken in future investigations.

In Beaugrande and Dressler's model, "text" is understood as a communicative occurrence, with seven "constitutive principles": cohesion and coherence, considered to be "text-centered", and intentionality, acceptability, informativity, situationality and intertextuality, considered to be "user-centered". To these, three "regulative principles" of textuality are added: efficiency (minimum of effort in communication), effectiveness (leaving a strong impression, creating favourable conditions for attaining a goal), appropriateness (agreement between the setting and the use of the standards of textuality) (1981: 2-12).

An observation that immediately comes to mind is the fact that the so-called "constitutive principles" are not really *constitutive*, i.e. they do not define what a text is, nor can they actually be applied to distinguish something that *is* a text from a verbal sequence that *is not* a text. Rather, together with the three regulative principles, they correspond to judgements of congruence, correctness and adequacy of the text from various points of view, and are therefore amendable by virtue of the principle of suspendability.

Pragmatic accounts only unsystematically reflect textual sense proper, mainly when they refer to humour or irony¹⁶. A point of confluence, however, can be

¹⁵ Version by the author. Incidentally, the Japanese translators' tendency to pursue a wrongly defined goal of 'naturalness' is also evident in Andō & Kimura's decision to add the sentence-final particle *wa* in the Pupil's speech "J'ai mal aux dents." ("歯が痛いわ。", *Ha ga itai wa!*). The use of a non-marked expression with all the appearance of cold objectivity and no emotional involvement at all is essential in the economy of the original: it is this stylistic choice that brings about one of the dimensions of the compounded incongruence, by putting the three incompatible scientific sub-universes of discourse on a par. Moreover, the presence of the sentence-final *wa* also induces the possibility that the Pupil is just voicing her feelings in self-talk – a misleading interpretation that must be avoided at all costs: for the incongruence to hold, the Pupil's speech must appear unequivocally as a reply to the Professor's statements.

found with Coseriu's notion of "implicit" vs. "explicit" "textual functions" – the former being based on textual presuppositions, in opposition to the latter (Coseriu 1981: 170-174). Descriptions operated in the pragmatic framework can be meaningfully integrated in a hermeneutic text linguistics on the condition that "textual presuppositions" proper – the ones created in the textual world itself (on Level III) – are systematically differentiated from the presuppositions of speech in general (those given on Level I)¹⁷.

In these two alternative theoretical perspectives, incongruence appears as a phenomenon of deviation from, or violation of *rules that are supposed to be observed*. In contrast to this view, the focus of our demonstration in this study, using the framework of Coseriu's «integral linguistics», has been to substantiate that in fact the 'rules' (principles and norms) in question belong to a different level of linguistic competence (Level I), and can be freely suspended by the more specific levels (II and III). In other words, suspending a judgment of incongruence through the values of correctness and/or adequacy is not an 'exception', but a 'rule' – *one of the rules* that account for the mutual relations between the three levels of linguistic organization.

Phenomena of incongruence and its suspension need to be analyzed in a consistent framework, to avert both the risk of introducing an artificial rift between the level of particular languages and the level of discourse / texts, and the risk of overlooking the very existence of language-specific semantic organization¹⁸. Phenomena of suspension at both Level II and Level III have been analyzed here, along with examples that reveal the ways in which procedures and devices from one level are interwoven with procedures from the other level. Finally, two of the possible functions of incongruence in the construction of textual sense have been highlighted: incongruence as part of an evocative relation, and incongruence as an expressive goal in itself. The mechanisms and types of incongruence, as well as the specific ways in which incongruence is suspended in authentic texts, contribute to delineating the typological profile of those texts.

We can therefore subscribe to Coseriu's tenet that creating and suspending an incongruence does not represent a *negative* procedure, in the sense of a deviation from or exception to the rule(s), but is essentially a *positive* semantic strategy: it

¹⁶ A deep-seated problem of pragmatic accounts is the fact the descriptions / explanations are often operated in terms of Logic₂, which is retroactively projected into language (/ the production and interpretation of speech). Clarifying this confusion, i.e. separating what genuinely belongs to the competence of the speaker at the universal level (Logic₁) from what belongs to Logic₂ as a post-linguistic epistemic endeavour, would require a methodical screening and sifting through all the examples debated in the pragmatic literature of Gricean descent. This would indeed constitute a daunting task to say the least – perhaps even a 'mission impossible'.

¹⁷ In this sense, see esp. pp. 171-172, where an example from the famous series of Radio Yerevan jokes is discussed. Similarly, speech act analysis can become a valuable tool within a hermeneutic text linguistics if applied inside the textual world itself, in order to capture and describe text-constitutive strategies. A successful example of this type of approach is Fish's (1976) analysis of Shakespeare's *Coriolanus*.

¹⁸ Pragmatic approaches are particularly prone to committing this error, by linking Level III directly to Level I, without the mediation of Level II.

implies that “we accept – at least temporarily – either different principles of thought, or a different organization of the world”¹⁹.

References

- Beaugrande (de), Robert-Alain and Dressler, Wolfgang. (1981). *Introduction to text linguistics*. London & New York: Longman.
- Coseriu, Eugenio. (1952). La creación metafórica en el lenguaje. Reprinted in E. Coseriu (1977), 65-102.
- . (1955-1956). Determinación y entorno. Dos problemas de una lingüística del hablar. Reprinted in E. Coseriu (1962), 282-323.
- . (1957). Logicismo y antilogicismo en la gramática. Reprinted in E. Coseriu (1962), 235-260.
- . (1962). *Teoría del lenguaje y lingüística general. Cinco estudios*. Madrid: Gredos.
- . (1976). Lógica del lenguaje y lógica de la gramática. Reprinted in E. Coseriu (1978), 15-49.
- . (1977). *El hombre y su lenguaje. Estudios de teoría y metodología lingüística*. Madrid: Gredos.
- . (1978). *Gramática, semántica, universales. Estudios de lingüística funcional*. Madrid: Gredos.
- . (1981). *Textlinguistik. Eine Einführung*. Tübingen: Narr.
- . (1988). *Sprachkompetenz. Grundzüge der Theorie des Sprechens*. Tübingen: Francke.
- Dickens, Charles. (1850). *A Christmas Tree*. Retrieved 1 September 2019, from <https://www.classicreader.com/book/876/1/>
- Fish, Stanley E. (1976). How to Do Things with Austin and Searle: Speech Act Theory and Literary Criticism, *Modern Language Notes*, Vol. 91 (5), Centennial Issue: Responsibilities of the Critic, 983-1025.
- Grice, Paul. (1975). Logic and conversation. In Cole, P. and Morgan, J.L. (Eds.), *Speech Acts* (41-58). New York: Academic Press.
- . (1989). *Studies in the way of words*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Ionesco, Eugène. (1954/ 1994). *La leçon*. Paris: Gallimard.
- . (1968). Jūgyō (translated by Shinya Andō and Kōichi Kimura). In: *Ionesco gikyoku zenshū*, 1 (49-82), Tokyo: Hakusuisha.
- . (2000). The Lesson (translated by Donald Watson). In: *Rhinoceros, The Chairs, The Lesson* (181-217). London: Penguin Classics.
- Richie, Donald. (1982/1991). *Zen Inklings. Some Stories, Fables, Parables, and Sermons*, New York and Tokyo: Weatherhill.
- Shakespeare, William. (1982). *Hamlet*, (The Arden Shakespeare). Ed. by Harold Jenkins, London and New York: Methuen.
- Tămăianu, Emma. (2001). *Fundamentele tipologiei textuale. O abordare în lumina lingvisticii integrale*. Cluj-Napoca: Clusium.

¹⁹ “Um die Kongruenz aufzuheben, muss man – wenigstens provisorisch – entweder andere Prinzipien des Denkens oder eine andere Gestaltung der Welt annehmen.” (Coseriu 1988: 115).

- . (1998). On a Sense-Constitutive Sign Relation: Evocation of Japanese Significations in an English Text. *Studia Universitatis Babeş-Bolyai, Philologia*, XLIII (4), 75-84.
- Tămăianu-Morita, Emma. (2006). Is Poetic Text 'Homologous' to 'Language?' A Romanian - Japanese Case Study. *Studia Universitatis Babeş-Bolyai, Philologia*, LI (1), 57-85.
- . (2007). Strategies of Sense-Construction in a Transidiomatic Text. A Linguistic Perspective. In Manolache, S. and Măciucă, G. (Eds.), *Inter Litteras et Terras (I). Proceedings of the International Conference on Comparative Literature, Contrastive Linguistics, Translation and Cross-Cultural Studies* (312-321). Suceava: "Ștefan cel Mare" University Press.
- . (2012a). The form of texts: possibilities and limitations of an «integral» text-typological model. *Energiea*, IV, 1-31.
- . (2012b). Rethinking Coseriu's Notion of 'Unit of Textual Meaning' (Sinneinheit). *Analecta Malacitana, Anejo LXXXVI: «Eugenio Coseriu (1921-2002) en los comienzos del siglo XXI»*, II, 187-206.
- . (2014). Towards a Definition of «Textual Constitution» in the Framework of Integral Linguistics. In Bojoga, E., Boc, O. & Vilcu, D.-C. (Eds.), *Coseriu: Perspectives contemporaines (II)* (130-145). Cluj-Napoca: Cluj University Press.
- . (2015). Vers une «typologie intégrale des textes réels». Fondements d'une typologie textuelle fonctionnelle dans l'œuvre d'Eugenio Coseriu. In Christophe, G. & Missire, R. (Eds.), *Eugenio Coseriu aujourd'hui. Linguistique et philosophie du langage* (235-251). Limoges: Lambert-Lucas.
- . (2016). On the «double semiotic relation» in discourse. *Journal of International Studies, Kindai University*, 1, 153-179.
- . (2018). Suspending Logic: A Linguistic Exercise. Part I – Dimensions and Levels of Analysis, with Some Contrastive Considerations. *Journal of International Studies, Kindai University*, 3, 21-44.

人道支援における「現地化」の潮流と課題： 世界の動向と日本の NGO をめぐる状況からの考察

Challenges of “Localization” in Humanitarian Assistance:

Global Trends and Practices of Japanese NGOs

桑 名 恵 (Megumi Kuwana)*

ABSTRACT: The term “localization” began to be widely discussed after the 2016 World Humanitarian Summit to make humanitarian assistance more effective and sustainable. The purpose of this article is to analyze the potential and challenges of promoting “localization” of humanitarian assistance into practice. In Japan, discussion and practice of “localization” have not been active or in the mainstream. However, the response to the Great East Earthquake by Japanese NGOs indicates that shifting from externally led emergency assistance to supporting local organizations and networks at an earlier stage promotes locally led reconstruction in the long run. Due to restrictions on international aid, the amount of fund allowed, national interests, unequal relationships, and access to the field, the implementation of localization practices of international humanitarian assistance is more challenging. This paper suggests that dialogs between overseas and domestic humanitarian sectors may create a driving force for encouraging a more locally led response.

KEYWORDS: 人道支援 現地化 NGO 東日本大震災

はじめに

災害による被災者は、2016 年に過去 10 年間で最大の被災者数（5 億 6,940 万人）を記録した¹。特にアジアに及ぼす影響は大きく、2017 年の災害件数の 44%、死者の 58%、被災者の 70%がアジアで占めている²。一方、紛争等により難民・避難民として強制的に移動を強いられる人々も 2009 年には 4,330 万人であったが、2018 年

¹ Guha-Sapir, D., P. Hoyois, P. Wallemacq & R. Below. 2017. *Annual Disaster Statistical Review 2016*. Center for Research on the Epidemiology of Disasters (CRED). p.2.

² Below, R. & P. Wallemacq. 2018. *Annual Disaster Statistical Review 2017*. CRED. p.1.

* Associate professor Associate of International Collaboration at the Faculty of International Studies, Kindai University. E-mail: kuwana@intl.kindai.ac.jp

には 7,080 万人に達しており、過去最高の数となった³。人道危機が長期化する傾向にあるため、必要とされる資金も増加し、必要な額と供与された額との資金ギャップも拡大している。

年々必要性が高まっている人道支援であるが、緊急事態が発生した後に国際組織などによる外部介入が中心となって行われる傾向があり、それゆえの数々の課題が指摘されてきた。国際赤十字・赤新月社連盟による『世界災害報告 2015』では、人道支援における国際組織の関わりは短期間に限られることや、現地の関係者に十分な相談なく進められること、既存のコミュニティとの関係を損なうなどの問題が述べられている⁴。また、国連副事務総長は、人道支援が現地の災害管理担当の行政機関や現地 NGO などの非伝統的なアクターを巻きこまないため、多くの活動の効率性が低下していることに警鐘を鳴らしている⁵。今後の人道支援は、新たに危機が起こる前の予防や、危機が起こった後の復興も視野に入れながら、現地政府や現地 NGO、市民社会組織（Civil Society Organizations: CSO）を含む現地組織が能力を発揮し、長期的に現地社会が主体性を持ちながら対応する体制への移行に迫られている⁶。

このような問題を抱える中、2016 年に開催された世界人道サミットでは、主要な資金拠出国と国連機関などによって合意された「グランド・バーゲン（重要取引）」と呼ばれる基本文書で、「現地の対応者にさらなるサポートと資金手段」を促すことが盛り込まれた⁷。世界人道サミットを契機に、人道支援改革の一つの優先事項として、人道支援の「現地化（localization）」に対する具体的な施策が練られ、活発な議論が始まっている。その背景には、人道危機の増加、資金不足、現地政府による国際組織への制限の強化、治安の悪い地域での国際組織によるアクセスの限界など、国際的な人道支援体制が抱える共通の課題が顕著になってきたことがある。

人道支援の「現地化」の重要性は、概念上は誰もが異論を唱えることではない。しかし、人道支援の「現地化」は、先進国の援助機関が主導してきたこれまでの体制からの根本的な変革を目指すものであり、順調に進んでいるとは言い難い。本稿では、人道支援の「現地化」の世界的な動向とその課題を近年発行されている国際援助機関の政策文書から整理し、実践への課題を探る。さらに、日本政府や国際 NGO

³ UNHCR. 2019. *Global Trends Forced Displacement in 2018*. p.4.

⁴ International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies. 2015. *World Disasters Report: Focus on local actors, the key to humanitarian effectiveness*. p.154.

⁵ Taylor, G., Stoddard A., Harmer A., Haver K., & Harvey P. 2012. *State of the Humanitarian System*, ALNAP, ODI, London. p.6.

⁶ 桑名 恵、2016、「人道支援におけるマルチセクター・プラットフォーム形成の課題と展望：スリランカの災害対応プラットフォームの事例から」、*Journal of International Studies*. Number 1. Kindai University. p.110.

⁷ *The Grand Bargain Shared Commitment to Better Serve People in Need*, Istanbul, Turkey, 2016. p.5.

関係者へのインタビューから、日本の NGO における人道支援の「現地化」の実践について分析し、その課題を乗り越える展望を考察したい。

第1節 人道支援の「現地化」が必要とされる背景

人道支援の「現地化」は、世界人道サミット以降に生まれた新しいアジェンダというわけではない。現地組織の能力強化の必要性については、これまでも主な人道支援政策の中で度々取り上げられてきた。例えば、1992 年の国連総会決議 146/82 では、現地国の能力を強化することの重要性が明記されている⁸。また 1994 年に主要な NGO と赤十字グループにより策定された「国際赤十字・赤新月運動及び災害救援を行う非政府組織(NGO)のための行動規範」(通称: Code of conduct)では、現地の能力に沿った対応が基本方針として強調されている⁹。さらに、2005 年に策定された「援助効果にかかるパリ宣言」では、人道支援のみならず広く国際援助実施の方針として、現地組織のオーナーシップの確保が大きな柱の一つとなり¹⁰、人道支援の現場でもそれらの実践が模索されてきた。また、国連と NGO の対話の場として発足した Global Humanitarian Platform は、2007 年の 10 周年を機に「パートナーシップ原則 (Principle of Partnership: PoP)」をまとめ、国際組織と現地組織の連携に重要な原則として、「平等性」、「補完性」、「透明性」、「結果重視」、「責任の所在」を明示した¹¹。

このような原則や方針が共有されながらも、これまで多くの評価で、人道支援は「現地化」に関わる課題を数多く抱えていたことが明らかになっている。一例として 2005 年から 2009 年にかけて 20 カ国で人道支援を受けた 6000 人にヒアリングしたリスニングプロジェクトでは、受益者の意見の共通項として以下の点が示された。

大多数の人々はより「多くの」支援を求めている訳ではなく、より「賢明な」支援を欲している。多くの人は、「多すぎる」支援が「迅速すぎる」形で提供されたと感じている。大多数の者が、間違って導かれたプログラムや、支援の提供者が十分に関わらないという失敗を通じて、お金や資源の「無駄遣い」となっ

⁸ The United Nations. 1991. *General Assembly Resolution A/RES/46/182*. p.2.

⁹ The International Red Cross and Red Crescent Movement and Non-Governmental Organisations (NGOs) in Disaster Relief. 1994. *The Code of Conduct for the International Red Cross and Red Crescent Movement and Non-Governmental Organisations (NGOs) in Disaster Relief*. p.4.

¹⁰ 援助向上にかかるハイレベルフォーラム、2005、「援助効果にかかるパリ宣言」パリ援助効果向上閣僚級会議。

¹¹ The Global Humanitarian Platform. 2007. *Principles of Partnership A Statement of Commitment*.

ていることを批判している。

本報告では、受益者の4つの基本的なメッセージを伝えたい。一つめは 国際支援は感謝すべき素晴らしい活動であるということ。第二に、支援が現在提供しているものは、必ずしもその目的を達成していないということ。第三に、支援がポジティブな経済的、社会的、政治的な変化をサポートする効果的な手段となるには、根本的な変革が必要であるということ。四つ目には、そうした根本的な変革は、可能性があり、実行可能であるということだ¹²。

その上で同報告では、人々が欲しているのは、ポジティブな変革に向けて適切な戦略を練るために、外部者が持っている資源と経験を、内部者（現地）の能力に融合させる国際支援の仕組みであるという結論を導いている。今後必要とされる人道支援は、「外部主導の配給システム (Externally driven aid delivery system)」ではなく、現地の人々を仲間として共に意思決定をし、彼らの持つ能力をサポートする「協動的な支援システム (Collaborative aid system)」であることを提唱している¹³。

このような問題が提起されてきたものの、2016年以降改めて人道支援の「現地化」が着目されている背景には、資金上の深刻な課題がある。国連のハイレベルパレルのレポートによれば、現在の人道支援には、1億2,500万人に対し、250億ドルが使われており、この額は近年の紛争と自然災害の急増により過去15年間で12倍に増大しているという。拠出された250億ドルも実際に必要とされている額には及ばず、150億ドルが不足しているという状況だ¹⁴。さらに、資金の流れを見ると、2014年時点で、国際人道支援のうち、現地 NGO に直接支援されているのはわずか0.2%のみである¹⁵。そこで、人道支援の効率化を図るには、さらなる現地組織との協力を促進することが有力な手段になると考えられている。グランドバーゲンでは、2020年までに最低25%の人道支援の資金を現地組織に可能な限り直接支援する目標を明確にしている¹⁶。

資金不足以外にも、Global Mentoring Initiative は「現地化」が必要な理由として、次の6つの課題をあげている¹⁷。

¹² Anderson, M., D. Brown & I. Jean. 2012. *Time to Listen: Hearing People on the Receiving End of International Aid*. CDA Collaborative Learning Projects. p.2.

¹³ *Ibid.* pp.137-138.

¹⁴ High-Level Panel on Humanitarian Financing Report to the Secretary-General. 2016. *Too Important to Fail - Addressing the Humanitarian Financing Gap*. 2016. p.vi.

¹⁵ The Global Humanitarian Assistance, *Global Humanitarian Assistance Report 2015*. p. 74.

¹⁶ The Grand Bargain, 2016. *op.cit.* p.6.

¹⁷ Brabant, K.& S. Patel. 2017. *Understanding the Localization Debate*. Global Mentoring Initiative.

- 1) 国際支援システムが中央集権化し、現場とは離れたところで意思決定される傾向にあること。
- 2) 国際アクターが、最初に対応することも、最後まで対応することも困難であること。
- 3) 国際アクターが、構造的に現地アクターより優位にあること。
- 4) 資金の最初の受け手が、限られた国連機関、国際 NGO、赤十字グループに限られるということ。
- 5) 資金的に持続可能なメカニズムを有していないこと。予防や準備、復興、福祉システムに対する資金が組み込まれていないこと。
- 6) 国際支援システムが優位な構造が、現地政府や市民社会にとって許容できなくなっていること。

特に近年、6)の点においては、人道支援のニーズが拡大していく一方で、現地政府が人道支援の「現地化」を強める方向性、特に国際 NGO の活動を制限する傾向が顕著になっている。具体例をあげると、フィリピン政府は、2013 年の台風ヨランダ支援の際に、国際 NGO が押し寄せたことで現地組織による対応が二の次となることに強い不満を持っていた。フィリピンはもともと現地政府が主導する災害対応の経験が豊富で、市民社会の能力が高いにもかかわらず、国際社会主導の対応が始まったことで、現地 NGO との連携の規模が限られる事態となったという¹⁸。また、2015 年のネパールの震災では、ネパール政府は直接支援する国際 NGO を制限した上に、現地組織と連携することを活動の条件にして、現地組織が主体となる状況を担保した¹⁹。こうした動向はさらに強化される傾向にあり、2018 年にインドネシアのスラウェシ島で起こった地震の支援では、インドネシア政府は災害直後に、国際 NGO の支援に対しての種類と量の制限を設け、現地パートナーを通じた支援が必要であるという条件を課した。この方針によって、即座に現地に駆けつけたものの現地の空港で足止めとなった国際 NGO が多数存在したといわれている²⁰。このように、人道支援は、現地政府側から現地が主導のものであるべきという方針が強化される傾向にある。国際組織はこれまでの役割を見直す必要性に直面している。

¹⁸ Featherstone, A. 2014. *Missed Again: Making Space for Partnership in the Typhoon Haiyan Response*. ActionAid, CAFOD, CARE, Christian Aid, Oxfam, Tearfund. p.vii.

¹⁹ Featherstone, A. & S. Bogati. 2016. *Opportunity Knocks: Realising the Potential of Partnerships in the Nepal Earthquake Response*. ActionAid, CAFOD, CARE, Christian Aid, Oxfam, Tearfund. p.3.

²⁰ Humanitarian Advisory Group and Pujiono Centre. 2019. *Charting the New Norm? Local Leadership in the First 100 Days of the Sulawesi Earthquake Response*. p. 4. p.7. p.17.

さらにシリアのような紛争地でのケースでは、治安悪化のため、国際組織が攻撃の対象となり、職員を派遣できないなど、活動する場所が極度に制限されることで「現地化」が進んでいる。シリアでは2011年の内戦が起こってから、2015年の時点で6-700の現地組織が新しく作られ、ディアスポラと呼ばれる在外シリア人によって担われる活動も増加している²¹。こうした状況で、国際組織が関わる場合の多くは、遠隔で事業管理を行う形態をとっており、国際NGOと現地組織との連携の必要性が高まっている。

人道支援の「現地化」は、現地の人々の要請に加え、近年の人道支援を取り巻く外部環境によっても、その重要性が急速に増しているといえよう。

第2節 人道支援の「現地化」に向けての実践と課題

このように人道支援の「現地化」の必要性が高まる中、世界人道サミットを契機として、「現地化」に向けての様々な施策と実践が生まれている。「現地化」の実践にあたっては、「現地化」が何を指すのかを明確にする必要があるが、その議論において「現地化」に関する統一した定義はされていない。グランドバーゲンで明確にされている目標には、現地の対応者の能力強化を複数年で行うこと、現地組織との連携にあたっての管理上の障害を軽減すること、現地組織による調整メカニズムをサポートすること、2020年までに国際的な人道支援の資金の25%を可能な限り直接的に現地組織に支援することなどがある²²。人道支援改革のために複数のNGOで設立されたThe Start Networkは、資金の流れの他に、6つの視点で現地を考慮するべきとしている²³。現地組織との関係性において下請け化を少なくし、対等なパートナーシップを築くこと、現地の能力を削がないような能力を強化すること、様々な立場の人たちの参加を促進すること。さらには、現地組織を広く国際社会の活動の中で位置付けるために、現地の関係者が影響力を持つ調整を行うこと、現地組織の役割、成果、イノベーションを可視化していくこと、国際政策の議論に現地アクターの影響力を高めることをあげている。

このような様々な視点を含んだ「現地化」の実践の大きな推進力としては、2015年に掲げられた「変革のための憲章(The Charter for Change)」がある。「現地化」を促進するために必要なコミットメントとして、現地NGOへの直接的資金の増加、

²¹ Svoboda, E. & S. Pantuliano. 2015. *International and Local/Diaspora Actors in Syria Reponse: A diverging Set of Systems?*. Humanitarian Policy Group. p.iii.

²² The Grand Bargain, 2016. *op.cit.* p.6.

²³ Patel, S.& K. V. Brabant, Global Mentoring Initiative. 2017. *The Start Fund, Start Network and Localization: Current Situation and Future Directions*. The Start Network. p.12.

能力強化などの8つの方針²⁴を明確にした。この方針は、34の国際NGOが調印し、45カ国の252組織がこの方針を承認しており、現地組織の役割の重要性を高め、具体的な道筋を示している。

また、国連や資金拠出国の間では、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）によって管理されている国別プール基金（Country-based Pooled Funds）への資金拠出が「現地化」を進めるにあたっての共通手段となり、直接的資金の増加に貢献している。国別プール基金は当該国で緊急に人道支援が必要になった際に柔軟に直ちに対応できるように複数の資金拠出国によってプールされたものであり、直接現地NGOに支援される割合は2006年には1%だったのに対し²⁵、2018年には25%に増加した²⁶。特にミャンマーに対する人道基金については、47%が現地NGOを通じた活動に使われており、グランドバーゲンで目標として設定された25%をはるかに超える結果を残している²⁷。

カナダ、アメリカ、デンマークなどの拠出国では、NGOパートナーに助成する際の指針の改定に着手している。現地組織とのパートナーシップ等における指針の見直しを行ない、特にデンマークは複数年の資金支援を通じて現地組織を能力強化し、現地のCSOとの連携を促進するような資金の流れを再構築している²⁸。

他にもNGOが主導するプール資金運用の試みも始まっている。先述のThe Start Networkは、メンバーとともに基金を設立し、イギリス、アイルランド、オランダ、ベルギーの政府、欧州委員会の資金を得て、現地の委員会が緊急時のアラート発令後72時間以内に助成する仕組みを整えた²⁹。特に人道支援の資金が集まりにくい分野である、中小規模の危機への対応、差し迫った危機の予防、慢性的な人道危機への対応に注力している。2017年の年間報告では、69%のプロジェクトにおいて「現地化」を達成している³⁰。バングラデシュで最初の現地の資金拠出の仕組みを作り、2017

²⁴ 8つの方針の具体的な内容は次の通り。1) 現地NGOに対する直接的な資金を増やすこと、2) パートナーシップ原則（PoP）を再確認すること、3) 現地NGOに対する資源移転の透明性を高めること、4) 現地の能力を弱体化させないこと、5) 現地アクターの重要性を強調すること、6) 委託先との平等を追求すること、7) 組織や能力の強化を行うこと、8) 連携組織についてメディアや社会に広報すること（The charter for change. 2015. *Localization of Humanitarian Aid*. <https://charter4change.org> : 2019年10月8日アクセス）。

²⁵ International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies. 2015. *op.cit.* p.107.

²⁶ UNOCHA. 2019. *County-based Pooled Funds 2018 in Review*. p.6.

²⁷ *Ibid.* p.10.

²⁸ Charter for Change Grand Bargain signatories CAFOD, Catholic Relief Services, Christian Aid, CARE and Oxfam, and the NEAR Network. 2018. *Highlights and Ways Forward: A Synopsis of Grand Bargain Signatories' Achievements and Challenges Implementing their Grand Bargain Workstream 2 Commitments on Localisation*.

²⁹ The Start Networkのホームページによる（<https://startnetwork.org/localisation> : 2019年10月5日アクセス）。

³⁰ The Start Network. 2018. *2017 Annual Report Start Fund*. p.14.

年には、220万ポンドの資金拠出を行った。緊急の資金のみならず、災害、緊急準備プログラム（Disasters and Emergencies Preparedness Programme : DEPP）では、イノベーションラボを立ち上げ、災害準備のための革新的な対応策についても支援している³¹。

このように人道支援の「現地化」に関する議論や実践がグランドバーゲンを機により活発になっている。一方で、全体的にみるとその進捗は概念的あるいは効果が限られており、構造的変革をもたらすには至っていないことも指摘されている。その議論の多くは国際レベルのものであり、現地組織が十分に関わった議論はまだできていない³²。Global Mentoring Initiativeによる調査では、世界人道サミットに参加した現地アクターの多くがその議論の行方を疑問視しているということも明らかになっている³³。

最も注目されている現地組織への資金においても、人道支援全体で見ると、2016年には2.0%であったものが、2017年には2.9%と微増したにすぎず、目標の25%には程遠い。その中でも現地NGOに対しての直接的な資金の流れは、OCHAが運営する資金追跡サービスのデータでは、2016年に0.1%だったものが、2017年においては0.4%になり、4倍にはなったものの目標にはかけ離れている³⁴。さらには、アフガニスタン、ハイチ、レバノンで実施された、グランドバーゲンが現場に及ぼす影響についての調査結果によると、資金が増えたとしても、現地組織にとっては、組織の運営強化に不可欠な一般管理費を得にくく、柔軟な資金ではないことの弊害が指摘されている³⁵。

また、現地組織との連携が国際組織にとって必要な手段として進んでいる領域もある。国際組織が直接入って活動しにくい安全上危険な地域である。しかし、安全上の深刻な問題が生じると、国際スタッフは退避し、現地組織が最前線に残って活動が続けることになり、結果、現地組織に安全上のリスクを負わせることになる。現地組織の多くは、国際組織のような車両、通信機器を十分持っておらず、保険による補償がされていない。実際、現地スタッフの死亡率は高い³⁶。このような状況で

³¹ Ibid. p.15.

³² Geoffroy, V. & F. Grunewald. 2017. *More than the Money: Localization in Practice*. Groupe u.r.d. and Trocaire.

³³ Brabant, K. & S. Patel. 2018. *Localisation in Practice: Emerging Indicators & Practical Recommendations*. Global Mentoring Initiative. p.8.

³⁴ 中間組織を一つ通して現地組織に支援された割合は、2016年に1.7%だったものが2017年2.4%に増加している（Global Humanitarian The Global Humanitarian Assistance, *Global Humanitarian Assistance Report 2018*.p. 50.）。

³⁵ Ground Truth Solutions. 2018. *Perspectives from the Field: Survey of Local Partner Organizations Providing Humanitarian aid*. p.2.

³⁶ Geoffroy, V. & F. Grunewald. 2017. *op.cit.*

は倫理上問題であるとともに、現地組織の能力を高めていくような「現地化」もつながらるとは言い難い。

そもそも「現地化」を実現するためには、根本的に決定権や資源の支配権の移行が必要である。しかしながら、決定権、資源への支配権をもつ国際組織は、「現地化」の実践を脅威と捉える可能性が高い。Geoffroy 等の調査によると、「現地化」を推進する中で、国際NGOと現地NGOの間で資金獲得競争がおこっているという。また、現地NGOにとって、尊敬しあい対等な関係性が保ちにくいこと、十分な情報にアクセスしにくいこと、複雑な報告が課されることが障害となっていることも指摘されている³⁷。実際、資金拠出国、国際NGO、国連機関は人道支援の大部分を占める支配権を放棄することを望んではいないし、ドナー機関も資金拠出手続きを円滑にし、厳しい説明責任を果たすためにも、国際組織を通じた支援を好む傾向にある³⁸。このように中央集権的な体制が変化しない限りは、現地組織に権限を移譲していくことには、大きな壁がある。グランドバーゲンに調印した組織の多くは、「現地化」にどのような正当性や動機を持って、実践していくのか決めかねているのが現状であろう。

第3節 日本のNGOをめぐる人道支援の「現地化」の実践

このような世界の潮流で、日本ではどのように人道支援の「現地化」が捉えられ、実践が行われているのか。人道支援において被災者に直接関わることの多いNGOをめぐる実践の動きに着目して考察する。

日本政府は、グランドバーゲンの調印国である。外務省が策定した「開発協力重点方針」では、「国際社会の平和・安定・繁栄のための環境整備及び普遍的価値の共有」が重点項目としてあげられ、その中で国際機関、民間企業、研究機関、NGO等との連携を前提にした「人道支援と開発協力の連携強化」が述べられている³⁹。外務省国際協力局緊急・人道支援課にグランドバーゲンの日本のODA政策への反映の状況を尋ねたところ、次の点が指摘された。他国では、「現地化」が既存の政策と整合性が取りにくい点が生じるため、援助政策に明確に落とし込む段階には至っていないということ。日本としては現地のアクターを通じた支援を行ってきた実績が見られていること。しかし、大きな進捗という意味では、実現に困難が伴っているこ

³⁷ Charter for Change Grand Bargain Signatories CAFOD, Catholic Relief Services, Christian Aid, CARE and Oxfam, and the NEAR Network. 2018. *op.cit.*

³⁸ *Ibid.*

³⁹ 外務省、2018、『平成30年度開発協力重点方針』。

とが否めないということであった⁴⁰。また、国際協力 NGO のビジョンを示した『2030 年を見据えた日本の国際協力 NGO の役割』（通称：NGO 2030）では、日本の NGO 業界内でもいまだその議論が本格化されていないことに言及されている⁴¹。

一方、国際社会の対応を受けて、関係する分野での議論は始まっている。外務省と NGO が定期的に連携のあり方を議論している連携推進委員会では、2019 年 3 月、国際機関と日本の NGO の連携強化策が取り上げられ、「現場でのパートナーシップ構築の促進」が提言された。国際機関は新しい人道・開発支援の課題に向けて様々な改革を進めており、より現場に近い場所で意思決定ができるよう権限移行を進めている。また、「現地化」の推進にあたって、国連と NGO のパートナーシップを、国際 NGO への依存ではなく現地 NGO との事業連携を重視し、現地組織に対する能力構築・強化支援、資金やリソース提供などの方針が強化されている⁴²。NGO の連携推進委員からは、日本の NGO が橋渡しとなって、現場で現地 NGO とのパートナーシップ構築を促進する体制を強化すること、現場のニーズに即した柔軟な資金の確保、NGO の中長期的な能力向上の戦略などが提言され⁴³、国際機関の関係者も入って、外務省との議論が続いている。

このように、国際機関をはじめとする人道支援の「現地化」への対応の流れを受け、国際 NGO として活動することの多い日本の NGO に求められる役割も変わりつつある。これまで国際 NGO は、現地で事業の実施の多くを担ってきた。しかし、今後は現地で当事者と直接向き合い、現場の課題の根本的な要因を理解している存在として、現地組織を主役にしながら、効果的な解決策を提示し課題解決のための行動を推進するプロデューサーの役割として⁴⁴、また現地組織の意向を尊重しながら、現地組織が主体となって問題解決への実践を遂行するための環境作りや能力強化を行ない、その取り組みを見届けるファシリテーターとして機能していくことがより求められていくと考えられる。

しかし、日本の NGO の人道支援で、助成を受ける条件を考察すると、本来の意味で「現地化」を進めにくい状況が浮かび上がる。第一の点は、日本の NGO の主体性

⁴⁰ 外務省国際協力局緊急・人道支援課へのインタビューによる（2019 年 10 月 3 日）。

⁴¹ セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、2019、『2030 年を見据えた日本の国際協力の NGO の役割—3 つのあるべき姿と 10 のアクションプラン—NGO 2030』、外務省国際協力局民間援助連携室、27 頁。

⁴² 国際機関と日本 NGO の連携強化に関する意見交換会、2019、「より効果的で時宜と現地のニーズに合ったパートナーシップを実現するために：国際機関と日本 NGO の連携強化に関する意見交換会(UNPad)からの提言書」2018 年度 NGO・外務省定期協議会、第三回連携推進委員会資料。 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000492235.pdf> (2019 年 10 月 6 日アクセス)。

⁴³ 上掲書。

⁴⁴ Church World Service 代表理事、ジャパン・プラットフォーム共同代表理事、小美野剛氏へのインタビューによる(2019 年 9 月 24 日)。

確保に重点が置かれていることである。日本の NGO の多くは人道支援の資金として、特に緊急時は、ジャパン・プラットフォーム (JPF) からの助成を受けている。JPF は、NGO、経済界、政府が対等なパートナーシップの元に協働し、国内外の自然災害による被災者、紛争による難民・国内避難民に支援を展開する日本の人道支援の中間組織である。2019 年 3 月末時点で、52 の国・地域において、総助成額 600 億円以上、130 プログラム、1,500 事業以上の支援活動を展開している⁴⁵。2019 年における海外支援事業の約 95% は外務省からの資金である⁴⁶。JPF の助成ガイドラインでは、助成を受けられる対象は、日本において非営利組織の法人格(特定非営利活動法人、および公益法人)を持つ団体と定められている⁴⁷。また、申請する日本の NGO は、事業立案、事業執行に責任を持って判断を下すスタッフの派遣、予算執行権や現地雇用人事権において事業の主体性を確保する必要がある⁴⁸。さらに、緊急期が過ぎた復興、開発の支援に対して外務省より助成される日本 NGO 連携無償協力(通称: N 連)のガイドラインにおいても、「申請団体である日本の NGO が主体的に企画立案・実施する事業であること。現地の提携団体や国際アライアンスの母体組織等が行い、日本の NGO の役割が資金調達、提供のみ、または側面支援であるような事業は N 連の支援対象とはなりません」と明記されている⁴⁹。このような日本の NGO の主体性確保は、申請団体が助成金を現地組織に丸投げしないという意味で必要な措置である。また、納税者の賛同を得るために、自国の団体、スタッフがしっかり関わって国益に資する「日本の顔の見える援助」が求められることもあろう⁵⁰。ただし、「側面支援」の理解の仕方にもよるが、現在の指針に沿うと、事業実施のコントロール権の多くを日本の NGO が握っていないと助成が受けにくく、現地組織にリーダーシップを移譲し、国際組織は裏方やファシリテーターに回り、現地アクターを支えることを重視するという「現地化」向けての連携関係が構築されにくいという問題が発生する。もちろん、このガイドラインの条件があることで、JPF や N 連で実施されている事業で、現地 NGO が主体性を持つことが全くできないわけではなく、運用上日本の NGO が現地組織の主体性を工夫して促していくことは可能である。しかし、特に緊急時の人道支援は短期間で行われ、「援助する側」と「援助される側」の上下関係を生み出しやすいため、団体でしっかりとした理念や方針を定め、現地組

⁴⁵ ジャパン・プラットフォーム、2019、『2018 年度年次報告書』、24 頁。

⁴⁶ ジャパン・プラットフォーム事務局へのインタビューによる (2019 年 10 月 3 日)。

⁴⁷ ジャパン・プラットフォーム、「事業実施助成ガイドライン細則 2 申請にかかる措置」、1 頁。

⁴⁸ ジャパン・プラットフォーム、「事業実施助成ガイドライン細則 4 助成カテゴリーに関わる措置」、1 頁。

⁴⁹ 外務省国際協力局民間援助連携室、2019、『平成 31 年度日本 NGO 連携無償資金協力申請の手引き(実施要項)』、2 頁。

⁵⁰ 外務省、2018、前掲書。

織と対話を重ねながら、現場で経験や感覚のあるスタッフが運用しないと、このバランスを取ることは難しいと考えられる。もちろん、助成期間が限定されるため、事業終了後の出口戦略を持ち、現地組織が自立してどのように活動できるかの青写真を明確にした事業が採択され、「現地化」は常に考慮に入れられている。しかしながら、短期間であることの多い助成期間の主体は日本の NGO で、助成終了後は助成金なしで現地 NGO が自立して持続的な活動を続けることは至難である。

もうひとつは一般管理費の方針である。一般管理費とは、総務や人事、経理等、組織が事業を行うために必要な管理部門の費用で、人件費や事務所家賃、事務消耗品費などが含まれる。2019 年 4 月、N 連の一般管理費が、5%から最大で 15%までに引き上げられることが決定された。これまで設定されていた管理費割合の 5%では、継続的な労働を条件とした雇用賃金、自前の資金源拡大、認知度向上のための広報活動など組織の基盤強化に充てることが難しく⁵¹、活動すればするほど赤字に陥る状況であった。この引き上げによって、NGO が組織基盤を強化し、自己資金を拡大し、認知向上のための国内外での活動を広げることが可能になる。しかし、この一般管理費は、日本の NGO のみが対象で、連携する現地 NGO には考慮されない⁵²。現地 NGO は事業を拡大すればするほど、持ち出しが増える状況に陥ってしまう。このような問題意識は日本の NGO 側も強く持っている⁵³。しかし、欧米と比べて脆弱な日本の NGO にとって、日本の NGO の能力強化に対する環境整備をしていくことの優先度が高く、その効果をまずは日本の NGO の活動で外務省に実証することが求められている段階である。現地 NGO への一般管理費の問題は、外務省と NGO の間で規定の改定などを話し合う場である連携推進委員会には、世界人道サミット以降の「現地化」の議論としてはあげられていない⁵⁴。日本の NGO、現地の NGO 両方が能力強化されて初めて持続的な効果につながるため、将来的には現地の一般管理費も考慮される必要がある。

一方で、安全上の制約や、過去に実績のない地域では、現地 NGO との連携が自ずと拡大する傾向にある。2018 年の JPF 事業を例にとると、インドネシア、スラウェシ島の地震では、現地政府の方針として、現地組織が主体となる活動が必須条件であった。モザンビークの水害においても、初めての土地で活動するにあたって、日

⁵¹ NGO・外務省定期協議会・連携推進委員、2018、「触媒としての日本 NGO 連携無償（日本 NGO 連携無償資金協力・ジャパン・プラットフォーム）：一般管理費率を 5%から 15%へ増やし、民間資金等を最大限活用する」<https://www.janic.org/wp-content/uploads/2018/07/44eae1db157cd36152f6ac022b708b5f.pdf>（2019 年 10 月 3 日アクセス）。

⁵² 外務省国際協力局民間援助連携室、2019、前掲書、31 頁。

⁵³ ジャパンプラットフォーム加盟 NGO、Church World Service、ピースウィンズ・ジャパンへのインタビューによる（2019 年 5 月、9 月）。

⁵⁴ 外務省国際協力局民間援助連携室室長へのインタビューによる（2019 年 10 月 3 日）。

本の NGO にとって現地組織との提携が現場への支援を届けるにあたって不可欠であった。また、アフガニスタン、シリア、イエメン、南スーダンなど治安の悪い地域においても、外務省の安全規定により、日本人スタッフが派遣できないため、現地 NGO と連携して遠隔から事業を管理する形で支援を届ける以外に方法はなかった。人道支援において現地 NGO と連携することのニーズはますます高まっている。しかし、連携団体の選定には、日本政府や JPF などドナー団体が求める水準での会計処理ができ、滞りなく報告など事務作業ができる団体である必要があることから、海外ドナーとの連携実績がある特定の NGO に連携の要請が集中することが多いという⁵⁵。このような現地 NGO との連携はリスク軽減策としての意味合いが強く、必ずしも「現地化」の真意を汲んだ連携になるとは限らない。

特に近年、人道支援関係者が、テロ、誘拐などの直接のターゲットになる事件が発生し、日本政府の安全対策として、他国と比べても日本人スタッフの現地駐在や出張に制限をかける方針が強化されている⁵⁶。例えば、2018 年の南スーダンでは、欧米の団体はある程度安全が確保できるようになり駐在員が戻ることで事業を再開したが、日本の NGO の日本人は現場に入らず、遠隔管理が続く事態が起こっていた。NGO 安全管理イニシアティブ (JaNISS) 世話人代表の穂積氏は、「日本の NGO だけが支援の現場に戻らないという状況が頻発するようになれば、日本政府や NGO に人任せというレッテルを貼られるようになるかもしれない⁵⁷。」と現地組織にリスクを背負わせすぎる状況に警鐘を鳴らしている。JaNISS は、遠隔管理方式の活動を含め現地 NGO の安全管理も考慮した安全基準を策定している⁵⁸。Donini 等によると遠隔管理と現地の能力強化は本質的に異なるものであり、支援の質や効率が落ち、倫理上のリスクも抱えることから、遠隔管理は最終手段として活用すべき援助の形態としている。また、現地関係者や援助関係者とのコミュニケーションを直接取る機会が制限されることから、現地情勢やニーズの変化に臨機応変に対応できず、対等な信頼関係を築く難しさも発生する⁵⁹。

一方で事業構想段階から、現地組織の能力強化等の「現地化」を目指してその実践が成功している例もある。2013 年に開始され 2019 年まで行われた「アフガニスタン市民社会の能力強化事業」である。3 つの日本の NGO、ピースウィンズ・ジャ

⁵⁵ ピースウィンズ・ジャパン海外事業部長、山本理夏氏へのインタビューによる (2019 年 5 月 21 日)。

⁵⁶ 穂積武寛、2018、「人道支援の現場で薄れゆく日本の存在感」『論座』、2018 年 2 月 9 日、<https://webbronza.asahi.com/politics/articles/2018013000001.html> (2019 年 10 月 5 日アクセス)。

⁵⁷ 上掲論文。

⁵⁸ JaNISS コーディネーター、折居徳正氏へのインタビューによる (2019 年 9 月 3 日)。

⁵⁹ Donini, A. & D. Maxwell. 2014. From Face-to Face to Face-to -Screen: Remote Management, Effectiveness and Accountability of Humanitarian Action in Insecure Environments. *International Review of the Red Cross*. 95. pp.384-386.

パン、難民を助ける会、日本国際ボランティアセンター、およびアフガニスタンの現地 NGO のネットワーク組織であるアフガン救援開発調整機構 ACBAR(Agency Coordinating Body for Afghan Relief & Development)とアフガン NGO 調整局 ANCB (Afghan NGOs' Coordination Bureau) がパートナーシップを組み、N 連を活用して実施している。筆者も本事業の構想と初期の運営に関わった。本事業を開始した背景には、復興過程での市民の不満が、政府の汚職、援助の偏り、軍事作戦、市民社会の意向を反映する現地 NGO が機能していないことに起因している状況があった。本事業は現地 NGO と共同し、アフガニスタン市民の声を広く汲み上げ、市民の主体的な関わりを促進する新しい仕組みとして提案された⁶⁰。ACBAR と ANCB、両団体の講師が全国 34 県を訪れ、運営実務、反汚職、紛争下における人権とジェンダー、資金調達方法等において、地方の現地組織に対する能力強化研修を行い、現地組織の実務能力を高め、現地組織が自ら事業を計画、立案することを促した。アフガニスタンの市民社会組織が自立的かつ持続的に事業を運営していくための基盤や人材育成を行い、2018 年 12 月時点で 84 団体が国連機関や政府、NGO など他のドナーからの資金を獲得するなどのインパクトをもたらした⁶¹。現地社会が主体となり、能力を育成する「現地化」を目的とし、それらを実践に移すことができたのは、実施開始までの 3 年間に、アフガニスタンと日本の関係団体間が現地の市民社会を主体とする活動の実現について何度も勉強会を開いて理念を共有しながら企画をしたことにある。また、東京やインド、アラブ首長国連邦で議論や対話を通じた信頼構築を行い、8 年間以上じっくりと現地組織が自立できるような事業運営の工夫を行ってきた。しかし、外務省による安全管理の方針により、事業実施期間中日本の NGO が一度も現地を訪れることができなかったことは、大きな制約であった。

このように、日本の NGO と現地 NGO との連携は、活動実施の必要性から増加傾向にある。ただし、現地 NGO と連携していることが、必ずしも現地組織の長期的な自立や能力強化を促す「現地化」の推進につながるとは限らない。事業を企画、実施する中で、「現地化」が意識的に組み込まれる必要がある。また緊急期のみの短期では実現しにくいと、長期的な関わりが必要とされる。その実現においては、日本特有の人道支援をめぐる環境が、実践を困難にしている面もある。しかしながら、現地 NGO との連携の経験が積まれる中で、国際社会の潮流も受けながら、「現地化」への問題意識が高まり、事業に意識的に取り入れる傾向も現れている。

⁶⁰ アフガニスタン市民社会サポートファンド検討会メンバー、2011、「アフガニスタン市民社会サポートファンド構想」2011 年度第二回連携推進委員会発表資料、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/pdfs/seikyo_11_0307.pdf (2019 年 10 月 5 日アクセス)。

⁶¹ ピースウィンズ・ジャパン海外事業部長、山本理夏氏へのインタビューによる (2019 年 5 月 21 日)。

第4節 国内災害における人道支援の「現地化」の実践

東日本大震災以降の国内の人道支援に目を向けてみると、海外において考察した「現地化」の課題を乗り越える形で、外部組織と現地組織の連携の相乗効果を引き出す実践がされている。本節は、国際協力を行う日本のNGOが初めて本格的に国内の人道支援に関わったJPFの東日本大震災支援の事例を取り上げる。

東日本大震災の支援で日本のNGOは、2011年3月の発災直後から他のアクターに比して迅速に多様な支援を展開した。海外における人道支援の経験により、NGOは独自に事業を展開できるロジスティックス能力と専門性や、被災後に必要な基本的な支援ニーズと状況の推移を予測できる経験と情報を持っていたことなどが迅速な対応を可能にした⁶²。JPFにおいては、発災当時の35 加盟団体の中で9 割を占める33 団体が東日本大震災の支援を実施した⁶³。JPF は緊急支援拠出金を持ち、募金が集まるのを待たずに発災直後に迅速に初動時の活動に助成できる仕組みを持っている上に、支援企業や個人から集めた寄付金は約72 億円以上にのぼり⁶⁴、NGO/NPO ⁶⁵に対する支援金の額としては群を抜く額であった。また、 加盟団体独自でも、民間セクターから数億以上の寄付を集める団体も複数存在した⁶⁶。

JPFは、加盟NGOに助成する従来の支援に加え、東日本大震災支援では海外支援の際にはなかった画期的な試みを行った。JPF加盟団体以外のNGO/NPOにも助成の門戸を開き、現地で復興支援を行う団体の活動を支える「共に生きるファンド」を2011年5月に立ち上げたのである。緊急時は、資金調達と緊急対応に長けているJPF加盟団体が対応し、その後段階的に現地事情に精通している団体や、新たに設立されたNPOに対する「共に生きるファンド」を活用した活動が始まり、緊急から復興のギャップなく長期的に現地社会主体の復興を支える推進力となった。JPFの地域担当者が現地に駐在して、地域の人々と対話を重ねて人々の信頼を築き、助言を行いながら、2011年から2019年4月の間にセーフティネット、コミュニティ支援、生業支援、コーディネート支援、福島広域被災者支援を重点分野として、403事業に助成したことは、外部評価者も高く評価している⁶⁷。このような現地組織のサポートに重点を置く方針を採用したことについて、JPFは以下のように説明している。

⁶² 桑名 恵、2012、「緊急期の東日本大震災における日本の NGO の外部者性からの考察」『人文科学研究』No.8、お茶の水女子大学、96-97 頁。

⁶³ 上掲論文、96 頁。

⁶⁴ ジャパン・プラットフォーム東日本大震災被災者支援特設サイト、<http://tohoku.japanplatform.org/report/general.html> による（2019 年 10 月 7 日アクセス）。

⁶⁵ 本稿では、国際的な問題に取り組む団体は NGO、国内や地域の問題に取り組む団体は NPO という意味で区別して用いる。

⁶⁶ 桑名、2012、前掲論文、96 頁。

⁶⁷ ジャパン・プラットフォーム、2017、『東日本大震災被災者支援 2016 年度報告書』、12 頁。

海外の被災・紛争現場を含め、現在進めている検証事業などから、東日本大震災の様な大規模・広域災害において、人道課題が長期化するケースが多々あることを学びました。短期的な外部支援だけでは、被災地域住民にとっての本質的な人道課題の解決には結び付きにくく、時には逆効果になることさえあります。そのような学びから、JPFでは、緊急時から被災地域の地元団体（主に県域の中間支援団体）と協働する形で助成事業等を実施すると共に、地元団体が地域で息長く活動を展開していくことを願い、事業終了後も助成した団体を中心とした地元団体の組織基盤・人材育成を行ってきました⁶⁸。

海外の人道支援、国内災害両方の事業を積極的に展開しているピースウィンズ・ジャパン海外事業部長の山本氏は、海外と国内の対応を比較し、緊急と復興の段階が断絶せず長期にわたって助成される体制が大切であり、東日本大震災の支援では、その体制を実現したことで、現地組織をサポートする仕組みを生んだことを指摘した⁶⁹。海外の活動においては、JPF 資金が半年から1年で終了すると資金なしで現地組織に移管をすることが多く、活動は途切れてしまいがちであった。東日本大震災支援での JPF は、長期間の事業期間を設定し、JPF 加盟団体と地元で詳しい団体の活動への助成を両方持つことで、両者がつながり、自然に「現地化」が促進されやすくなる。

「現地化」に配慮した体制が持てた要因として、東日本大震災の支援では、多額の寄付金による潤沢な活動資金があったこと、持続的な復興を促すには現地社会が主体になることが必要という認識が早期から重要視されたこと、JPF が資金の提供だけでなく企画づくりや運営管理について現地組織に助言するスタッフを配置したこと、煩雑な報告書についても自国の文化を知るため対応がされやすいことなどが要因として考えられる。また、筆者が緊急期の NGO 支援の考察で指摘したように、海外の活動とは異なり、自国の災害であるがゆえの共感や当事者性が高まり、被災社会により近い位置づけを求められることによって、「援助する側」と「援助される側」が抱える上下関係に配慮し、被災者により細やかな関係をつくりながら、被災社会のニーズに基づいた活動を重視する傾向にあった⁷⁰ことの影響も考えられる。国際社会による人道支援の「現地化」の議論のあるなしにかかわらず、被災地の持続的な復興の実現のために、自ずと現地組織を主役に置く対応が重要視され、

⁶⁸ ジャパン・プラットフォーム、2018、『東日本大震災被災者支援 2017 年度報告書』、5 頁。

⁶⁹ ピースウィンズ・ジャパン海外事業部長、山本理夏氏へのインタビューによる（2019 年 5 月 21 日）。

⁷⁰ 桑名、2012、前掲論文、106 頁。

実現されていったと言えるだろう。

現地組織を強化する体制は、2016年に起こった熊本地震支援にも引き継がれている。熊本の支援においては、発災後半年以降は、「復興期の仮設支援」、「地元主導の生活再建を支える人材育成」、「人材を支える基盤整備」を3本柱に地元の人々が力を合わせて復興に向かう地域力強化を目指す事業が展開されている⁷¹。

当事者として考えやすい国内での「現地化」の実践を海外の活動に応用していくことで、海外の活動においても「現地化」が進んでいく可能性がある。しかしながら、JPFの中で国内と海外の活動を結びつける動きは、担当者が異なるため、実現していないという⁷²。また、海外の活動特有の前提条件をなくしていくことも、容易ではない。しかし、グローバル化が進んでいく中で、国内と海外の社会課題の垣根は低くなり、相互が学びあい、連携することで対応し、NGOの価値を高めていくことが求められていくだろう。人道支援の「現地化」への改革を進めていくには、国内の対応からの示唆を得ることは一つの鍵になると考えられる。

おわりに

国際社会での人道支援の「現地化」に関わる議論は、世界人道サミットでのグラント・バーゲンでの合意以降、国連、資金拠出国、国際・現地NGO等様々なセクターが参加しながら国際社会で議論する機会が増え、新しい試みが生まれてきている。しかし、資金に限られ、それぞれの国の事情が反映される中、理想として賛同はできても、現実として現地組織に権限を委譲する方向で人道支援体制の構造にメスを入れる改革は進んでおらず、主な資金拠出国も本格的な対応には及び腰である。一方で、人道支援をめぐる環境は刻々と変化しており、国際援助機関、国際NGO以外にも、これまでは主要なアクターとしては認識されていなかったディアスポラ、新興国、宗教ネットワーク、地域的なつながりが強化されるなど新しい人道支援の動きが活発になっている。また、現地政府が外部組織による介入を好まず、現地組織主体の対応を前提とする体制を押し進め、必然的に国際組織の役割の変革が求められる時代になってきている。

日本でもこのような潮流を捉えて、人道支援の「現地化」に対する関心は高まってはいるが、組織を超え、セクターを超えた共通関心事項とはなっていない。JPFの中でもNGOの人道支援の「現地化」への対応について、その必要性は優先的に認識

⁷¹ ジャパン・プラットフォーム、ホームページによる。<https://www.japanplatform.org/programs/kyushu-disaster2016/> (2019年10月5日アクセス)。

⁷² ジャパン・プラットフォーム緊急対応部長、柴田裕子氏へのインタビューによる (2019年8月6日)。

されておらず、焦点を当てた話し合いは始まっていない。しかし、国内災害では「現地化」への対応が円滑に行われていることを考えると、国際人道支援で「現地化」を世界共通の課題テーマとして掲げなければいけないのは、資金、外交方針、治安、先進国と途上国の関係性、現場へのアクセスの困難さなど、国内にはない様々な制約が存在するということである。ただし、今後は人道支援を取り巻く外部環境の変化を受けて、国内支援の取り組みから教訓を得、これまでの領域、セクターを超えた議論を交わしていくことが、海外の人道支援の「現地化」を進めていく機動力となるだろう。

日本の NGO 関係者有志が取りまとめた『NGO 2030』でも、新しい時代の潮流を受けて、NGO が担っている役割や方向性を変革する必要性が提唱されており、その努力を怠れば NGO の存続自体が難しくなるのではないかという危機感も述べられている⁷³。短期的な「国益」や「組織益」ではなく、「地球益」「人間益」を考慮し、長期的な「国益」「組織益」につなげる国際組織の役割を再考するにあたり、人道支援の「現地化」は本質的な問題を投げかけているのではないだろうか。

本稿では資金拠出国、支援提供側からの人道支援の「現地化」の潮流を考察したが、現地組織の視点からの「現地化」の展望の分析は、筆者の今後の課題としたい。

⁷³ セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、2019、前掲書、27 頁。

文法化と DET *KIND OF* N 構文における N に伴う不定冠詞

Grammaticalization and the Appearance of the Indefinite Article in the Det *Kind of* N Construction

高 木 宏 幸 (Hiroyuki Takagi)*

ABSTRACT: The N in the [Det *kind of* N] construction lacks an article in most cases, but occasionally the indefinite article precedes it especially in data of spoken English with one of several kinds of determiners in the Det slot. Drawing upon the proposal by Margerie (2010) that the grammaticalization of the construction gave rise to the appearance of the indefinite article for the N, the present article investigates the frequencies of quotations including this construction cited in the *OED* to examine if diachronic advancements of grammaticalization of the construction parallel the appearance of the indefinite article for the N. The collected data seems to support the projected correlation, but also seems to pose further diachronic questions. A semantic distinction between the usages with and without the indefinite article is proposed as a possible solution to those questions.

KEYWORDS: Grammaticalization, Indefinite Article, *Kind of* construction, *Oxford English Dictionary*

1. はじめに

語用論的な用法を除いて、Det *kind of* N の構造には大きく二つの用法がある。一方は *kind* が主要部となっているもので、全体として「種類」をあらわし、他方は N が主要部として解釈され、[Det *kind of*] の部分が N を前置修飾しているような解釈を受けるものである。Det の位置には冠詞や指示詞、疑問詞などが入る。

- (1) a. This is the kind of job he is looking for.
- b. She felt a kind of heaviness in the air.

(1a) の the *kind of* job は「仕事の種類」をあらわしており、*kind* はその主要部で PP は *kind* を後置修飾している。一方、(1b) では a *kind of* が全体として *heaviness* を前

* Professor of English Linguistics at the Faculty of International Studies, Kindai University. E-mail : takagi@intl.kindai.ac.jp

置修飾する要素となり、全体として **heaviness** そのものの意味ではなく **heaviness** の意味に「近似 (**approximate**)」していることをあらわしている。つまり、ここでは表面的な統語構造と意味がそのまま対応せず、構造が再分析されていると言える。通時的な観点でも、統語構造と意味解釈が合致しているという点でも、前者の用法がこの構造のより基本的な用法と言える。

さて、後者のタイプでは、N に不定冠詞が伴って **Det kind of a N** となることがある¹。

- (2) a. This is a kind of a joke.
b. What kind of a job are you talking about?

このこと自体はよく知られているが、N が不定冠詞を伴う現象はどちらかというのと例外的、あるいは単にインフォーマルな構造としての扱いを受けることが多く、詳細な議論は多くない。確かに、コーパスを検索してみると N が不定冠詞を伴う例は著しく口語に偏った分布を示し、これが口語に特徴的な現象であることに疑いはない。ただ、後に見るように **Det** に入る要素によっては一定の頻度を保っていることは事実で、単純に例外扱いできるものでもなさそうである。

Det kind of N の構造を論じた Zamparelli (1998: 266-267)は、N が不定冠詞を伴うケースを他の場合と同列に論じるべきではないとして、例外として扱っている。その根拠として、まず頻度が低いこと、次に **what** と **some** に後続する場合が「ほぼいつも (**almost always**)」であること、そして不定冠詞が伴う場合には、N の解釈に一定の (否定的) 含意が伴うことを挙げている。

高木 (2011)で筆者は、アメリカ英語において N が不定冠詞を伴う頻度を COCA のデータによって示した。それによれば、確かに Zamparelli が指摘するように **Det=some/what** の場合に N が不定冠詞を伴う割合が特に高い。しかし、**Det=a** の場合も高い割合を示し、また **Det=this** の場合にも一定の頻度がある。一方で、**Det=the** の場合は不定冠詞を伴う例はない。また、高木 (2011)では、不定冠詞の有無が意味的な差異を反映していると思われる用例をいくつか検討し、対象の属性が同定可能でないという不定冠詞の機能に即した使い分けを提案した。

以上の議論を踏まえて、本論では、この構文の N に生じる不定冠詞について、通時的な観点を取り入れながら、その動機を探っていきたい。まず次節では、COCA のデータを再度検討し、現代英語での状況を見る。続く 3 節では、この構文を文法化の観点から論じた Margerie (2010)の議論を検討する。4 節では *Oxford English*

¹ 前者のタイプでも N に不定冠詞が付くことがあるが、それは 5 節で議論する。

Dictionary (OED) オンライン版の *Advanced Search* を活用して、OED の全引用文をデータベースとして *Det kind of N* 構文の文法化の過程と不定冠詞の出現の関係を通時的な観点から検討する。不定冠詞の出現については、*Margerie* (2010) が文法化の過程で生じた必然性によるものと提案しているが、その分析が OED の調査と整合性があるかどうかを確認する。5 節では、不定冠詞の有無による使い分けがどのような意味的な違いにもとづくかを用例にもとづいて検討し、それがプロトタイプからより遠いことを示すマーカーとして機能しているという可能性を示す。また、その使い分けの存在がこの用法を支えているという見方を提案する。

2. 不定冠詞の頻度

この構文において *N* が不定冠詞を伴う場合の頻度について、高木 (2011) では *Corpus of Contemporary American English* (COCA) における頻度のデータを紹介した。その後 COCA がアップデートされたこともあり、再度、現代アメリカ英語ではどの程度 *N* が不定冠詞を伴うのかを、COCA のデータで確認しておきたい。次の表は、*Det* に入る要素に応じて *Det kind of N* の *N* に不定冠詞が伴う割合をまとめたものである²。

SECTION	DET に入る要素				
	a	the	this	some	what
SPOKEN	17%	0%	8%	20%	11%
FICTION	1%	0%	1%	4%	9%
MAGAZINE	2%	0%	1%	3%	5%
NEWSPAPER	3%	0%	1%	5%	4%
ACADEMIC	1%	0%	1%	3%	3%

表 1 *Det kind of (a) N* の *N* が不定冠詞を伴う割合

この表から、*N* が不定冠詞を伴う表現は非常に口語的な表現であることは明らかであるし、*Quirk et al.* (1987: 451) でもインフォーマルな表現であるとされている。しかし、SPOKEN セクションに限れば *Det* の種類によってはかなり高い割合で見ら

² *Det kind of N* と *Det kind of a/an N* の頻度を調べて割合を算出したものである。COCA は 2017 年にアップデートされた。高木 (2011) で示したデータでは頻度の高い SPOKEN セクションで *Det=a* の場合に 18%、*this* の場合に 9%、*some* の場合に 21%、*what* の場合に 14%であった。この調査では、*kind* が本来の「種類」として使われる場合と文法化した意味で使われているのかの区別はしていない。

れることも分かる。また、MAGAZINE、NEWSPAPER、ACADEMIC のセクションでも、特に Det=some/what の場合には 3%から 5%の割合を示している。

3. 文法化と Det kind of N 構文

「文法化 (grammaticalization)」とは、元来は内容語だった表現が、時を経てより文法的な性質を帯びるようになる通時的なプロセスである (Hopper & Traugott (1993))。この構文では、(1a)のように kind を主要部とする統語構造と意味解釈が合致している用法だったが、(1b)のように[Det kind of]が統語構造に即した解釈を喪失して、やがて全体としてヘッジ表現のような語用論的な意味を担うようになる変化がこれにあたる。また、文法化をもたらすひとつの要因として、表現の意味が客体側から主体側へ移行する「主体化」という意味変化が挙げられることが多い。この観点から見ると、1 節の(1b)では確かに a kind of が heaviness のあらかず意味に「近似する」という概念化の主体である話者の判断をあらかず表現になっていることが分かる。さらに (3)のような例では、kind of は副詞的な用法である。

- (3) a. I kind of like his story.
b. His story was kind of interesting.

このような文法化のプロセスのなかで Det kind of N 構文の意味変化を記述しようとした研究に Margerie (2010)があり、本来の「種類」をあらかず表現から語用論的な用法にいたる文法化のプロセスが提案されている。本論では語用論的な意味を担う kind of は扱わず、Margerie (2010)の提案の詳細に立ち入ることはしないが、ここでは、われわれの関心である N が不定冠詞を伴う用法が、文法化の文脈でどのように提案されているのかを見ておきたい。

この種の表現は下記のようなものである。

- (4) a. And it's a rough place, but it's also a kind of a church. (COCA)
b. For him, everything was a kind of a miracle. (COCA)

Margerie は、[Det kind of]の連鎖が「解釈が厳密ではないこと(approximation)」を示すマーカーへと変化して N を前置修飾する要素となると、再解釈の結果として「主要部」となった N は主要部名詞として望まれる冠詞を欠くことになる。そのため、文解釈の側面から不定冠詞を伴うようになったというものである。言い換えれば、Margerie の主張は、N が不定冠詞を伴うようになったのは、文法化による構造

の再解釈の結果、文法的に自然な形を求めるという動機によるものだということになる。

また、Nに伴う冠詞が不定冠詞に限られることについて、Margerie (2010)は、「この位置には不定冠詞しか現れない」と述べるにとどまっているが、これは、下記のような不定冠詞のみを要求する構造的に類似した構文の存在を念頭に置いたものと思われる³。

- (5) a. John is so/too happy a boy.
- b. He is a gentle prince of a man.

ただ、これらの構文では不定冠詞が必須であるのに対して、Det kind of N では N が不定冠詞を伴うのはむしろ例外的だという違いがある。

4. Det kind of N 構文の文法化と OED の引用検索

この節では、オンラインで提供されている *Oxford English Dictionary* の Advanced Search を活用してこの構文の文法化の進行と N に不定冠詞が伴う現象の間に、通時的な相関が見られるのかどうかを検討したい⁴。

まず、文法化の進行を可視化する一つの指標として次のような用法を取り上げる。

- (6) a. All these kynde of Hawkes, haue their Tyercelles, whiche are the male byrdes and cockes. (1575 G. Turberville Bk. Faulconrie 3, *OED*)
- b. There is a large shop in London where these kind of rings are sold, for the purpose of going on the Fawney. (1781 G. Parker *View Society & Manners* II. 167, *OED*)

この用例では、these は kind ではなく N との数の一致を見せている。Margerie

³ (5b)のような構文はNapoli (1989)で詳しく論じられたもので、Det kind of N構文と同じく、統語構造と意味が合致しない構文として知られている。

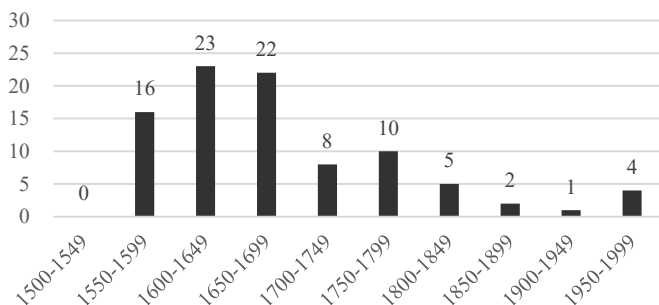
⁴ OED のオンライン版は 2000 年に公開され、年 4 回のアップデートが行われている。Advanced search を使うと、300 万件を超える最新版の全引用文を検索できる。OED の引用文をデータソースとして使用することについては、引用された例に時代の偏りがあることが予想され、またコーパスではないために検索の自由度には制限が大きい、一定の信頼性のある通時的な傾向を定量的に把握できるという強みがある。本研究では 2019 年 6 月にアップデートされた版を使用している。

(2011: 337)も述べているように、Det が kind ではなく N と数の一致を示すことは kind が主要部としての機能を喪失する文法化の過程を示していると考えられる⁵。この構造では指示詞 these/those が有する「指示性」と文法的な「一致」のターゲットが kind と N に分裂しているような状況が生じていると言え、この混乱を解決するために N に冠詞が伴うようになったと考えることは合理的である。

このタイプの用例は現代英語でも口語を中心に散見される。さらに、(7b)のように書き言葉でも見られることがある。通時的なプロセスの背景にあった要因が失われておらず、共時的にも効果をもたらしていると考えられる。

- (7) a. So these kind of racial stereotypes of groups, they have the ability to transform. (COCA/SPOKEN, 2016)
- b. We know that these kind of crimes happen, and that men and women are responsible for them. (Carol Ann Lee, *One of Your Own: The Life and Death of Myra Hindley*, 2010)

さて、この用法を含む OED の引用文はどのような頻度で検出されるのだろうか。次のグラフ 1 は Det kind of N の構造を持ち、Det=these/those として、単数形の kind



グラフ 1 these/those kind of N(plural)を含む引用数

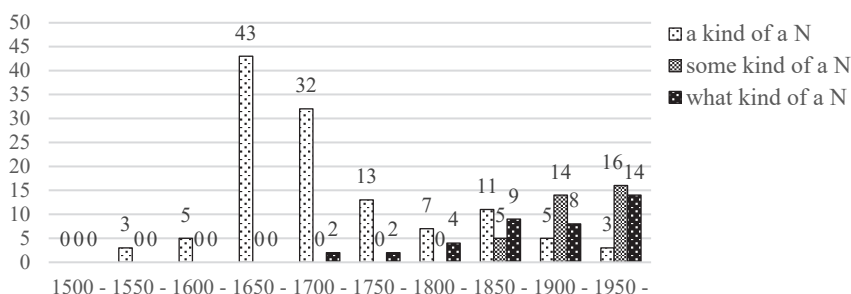
(kynde と kinde を含む) と複数形の N をもつ表現を含む引用文の数を示したもの

⁵ OED の kind の項目では、Det と kind が一致しない用法として、Det=all で kind が単数形のパターンで初出の初出を 1384 年としている。確かに全引用文の検索からもこの all kind of N(plural)は中英語期にもコンスタントに見られる。一方、グラフ 2 にあるように Det=these/those で kind が単数かつ N が複数の例は、近代英語期に入ってから引用数が圧倒的に多く、all の場合とは状況が違うのではないと思われる。本論では、Det が明確に「複数」であることを示す these/those のみを検索対象とした。なお、thees や thez など these/those の他のバリエーションでは当該のパターンは検出できなかった。

である。

グラフ 1 は単純な OED の引用文の頻度だが、これが実際の言語使用の状況を反映していると想定すれば、このグラフから、この表現が初期近代英語期の前半に活発に使われ、その後漸減してきたことが推定できるだろう。

次に、本論の中心的な関心である Det kind (kinde/kynde) of N の構造で、N が不定冠詞を伴う場合の OED における引用文の数の推移を見ていきたい。Det=a 場合、Det=some の場合、そして Det=what の場合について、それを含む引用数を調べ、頻度を集計したのがグラフ 2 である。



グラフ 2 N に不定冠詞が伴う OED の引用数

上の 2 つのグラフから、いくつかの傾向が観察できる。まず、グラフ 1 にピークが 1600 年代であり、そして、グラフ 2 に見るように、Det=a で N が不定冠詞を伴う用例のピークは、それと重複しつつ時代を下った 1650 年代後半から 1700 年代前半だということが分かる。このように時系列上の連続は、Det=a の場合に限って言えば、文法化が進むプロセスと N に不定冠詞が伴うようになったことの間に因果関係があることを示唆すると言えるだろう。

もう一つの観察される傾向は、グラフ 2 に見られるように、それからかなり時代を下った 1800 年代になってから Det=some/what の場合にも N に不定冠詞を伴う引用文が増加していくことである。Det=what の場合は 1700 年代から少数の引用があるが、1800 年代から 1900 年代に引用数が増加する。Det=some の場合には、1800 年代より前には引用文がなく、その後 1900 年代にかけて引用数が増加していく。一方で、Det=a の例の引用文は、1700 年代にかけて急減したあと、20 世紀に至るまで引用数が少ない状況が続いている。このように、Det=a の場合と Det=some/what の場合の違いは非常に興味深い。

5. 考察

前節で検討した OED における引用数の推移のデータが実態を反映するとすれば、この構造の文法化が進み N が主要部として機能するようになるのは 16 世紀から 17 世紀にかけてだと思われる。その結果、Det は kind ではなく N と数の一致をするケースが出始め、さらに、17 世紀後半から 18 世紀前半にかけて、主要部となったにもかかわらず無冠詞のままでいた N に冠詞が付き始めたと考えられる。以上が正しいければ、前節での議論は、N が不定冠詞を伴うようになる背景について Margerie (2010) の提案を支持していると言えるだろう。

5.1. 不定冠詞の有無による意味的な使い分け

グラフ 2 の引用文の数の傾向でもう一つ興味深いのは、Det=a の場合と Det=some/what の場合では N に不定冠詞が伴うようになる背景が異なるのではないかと思えることである。もしかしたら、これらの場合に N が不定冠詞を伴うようになった別の要因があるのかもしれない。この問題に対して本論では、N に不定冠詞が伴う場合とそうでない場合に意味上の棲み分けが生まれ、それが Det=some/what/a の場合の用法が存続する背景となっているのではないかという考え方を提案したい。

不定冠詞の有無による意味の違いについて、小西 (2006: 654) は、「冠詞の有無で意味が異なる場合もある」として、Partridge & Whitcut (1994) および Greenbaum & Whitcut (1988) から次の例を挙げている。(8a) は「彼はどんな種類の弁護士ですか」であるのに対して、(8b) には「どの程度の能力 [信用度] の弁護士ですか」という解釈になるという。また (9a) は単に仕事の種類を尋ねているのに対して、(9b) は「それはどんな種類の仕事なんだ (恥ずかしく思え)」というような意味になるという。

- (8) a. What kind of lawyer is he?
 b. What kind of a lawyer is he? (Partridge & Whitcut (1994))
- (9) a. What kind of job is that?
 b. What kind of a job is that? (Greenbaum & Whitcut (1988))

高木 (2011) では通時的な考察はしていないが、不定冠詞の有無について、筆者は、N の指示する対象の属性が同定可能でないときに N が不定冠詞を伴う傾向にあるのではないかと提案した。

ここで、意味的な使い分けについて検討するために、いくつか書物からの引用を検討していきたい (以下、引用中の下線は筆者による)。まず 21 世紀の書物からの引用である。

- (10) The kind of man we have here is some kind of a man. But what kind? And how did he get to be this kind of a man? I've tried to indicate that the male hero as these films construct him includes both that which we would expect and that which is surprising. (Roderick McGillis, *He Was Some Kind of a Man*, 2011)

「特別な男」という意味合いを強調する文脈で使われる際に N に不定冠詞が生じていることが分かる。

少し長くなるが、次の引用は 20 世紀前半である。3 か所に当該構文の表現があるが、一度目のみ N が無冠詞で、その後「部屋」に新しい解釈が与えられると、その都度使われるこの表現には N に不定冠詞がついている。

- (11) When Molly had finished eating, Mrs. Whiteside threw open a side door and called, "John, Here's someone to see you." She pushed Molly through the doorway into a room that was a kind of library, for big bookcases were loaded with thick, old comfortable books, all filigreed in gold. And it was a kind of a sitting room. There was a fireplace of brick with a mantel of little red tile bricks and the most extraordinary vases on the mantel. Hung on a nail over the mantel, slung really, like a rifle on a shoulder strap, was a huge meerscham pipe in the Jaegar fashion. Big leather chairs with leather tassels hanging to them, stood about the fireplace, all of them patent rocking chairs with the kind of springs that chant when you rock them. And lastly, the room was a kind of an office, for there was an old-fashioned roll-top desk, and behind it sat John Whiteside. (John Steinbeck, *The Pastures of Heaven*, 1932)

最後に、(12)は 18 世紀半ばにラテン語から英語に翻訳されたローマ時代の弁論術の書物からの引用である⁶。翻訳ではあるが、翻訳者の意図がこの使い分けに反映しているとすれば、この引用に見られる 2 つの当該表現のうち最初のは不定冠詞を伴い、二度目のものは無冠詞であることは示唆的である。

- (12) "... But, after such proofs of your clemency, where is the man who can repine at a victory, by which none fell but in arms?" Here we have a

⁶ 訳者の William Guthrie (1707-1770)はスコットランドの歴史家で、クインティリアヌスの翻訳で知られる。

proposition and a proof, but without a conclusion; it is therefore a kind of an imperfect syllogism.

But that kind of proof which arises from contradictory circumstances, and which some admit to be the only enthymema, is much stronger. An example of this we have in Cicero's oration for Milo. ... (Marcus F. Quintilianus, *Quintilian's Institutes of Eloquence: Or, The Art of Speaking in Public in Every Character and Capacity*, translated by William Guthrie, 1755)

以上の例を見ると、使い分けの基準となるのは、N の指示対象の「同定可能性」の欠如というよりは、N の指示対象の「馴染みのなさ」であると言えそうである。認知言語学的なカテゴリー論に沿った言い方をすれば、その語のあらわすカテゴリーにおいて、「プロトタイプ（最も典型的な成員）」(Lakoff 1987) から離れた部分が指示されているということを伝える表現であるということになるだろう。不定冠詞の出現が Det=a/some/what と親和性が高いことも、ここから導かれると思われる。

グラフ 2 によれば、Det=some/what の場合に N が冠詞を伴うのは、Det=a の場合よりもずっと後のことである。上で見たような不定冠詞の有無による使い分けの存在によって、N に不定冠詞を伴う用法が定着し、Det=some/what の場合にも拡張し、現在まで存続しているのではないだろうか。

5.2. 本来の用法における N に生じる不定冠詞

ここまで、N に不定冠詞が伴う現象を文法化の帰結として議論してきた。ただし、この構文の本来の用法である *kind* が主要部であるような場合でも N に不定冠詞が伴うことがあり、(13)のように現代英語でも古い英語でも見ることができる。

- (13) a. There was no moon. You know the kind of a night you get where the stars are -- you think you can reach up and touch them, they're so vibrant. (COCA)
- b. The third kind of a good and right common-wealth is of a Greeke worde called Timocratie, which we may call The power of meane or indifferent wealth. (1586 T. Bowes tr. P. de la Primaudaye French Acad. I. 581, *OED*)

(13)のようなこの構文の本来の用法における N に不定冠詞を伴う用法は古くから

存在したと思われ、これらは、**kind** のあらわす「種類」が **N** の属性としては通常よりも例外的であることを示す機能をもってきたものと思われる⁷。この用法の存在が、**N** が主要部となる用法においても、**N** に不定冠詞を伴う用法を支えてきたのだろうと思われる。

6. 結論

本論では、**Det kind of N** の構文において **N** に不定冠詞が出現する用法について、まず現代英語における不定冠詞を伴う割合をコーパスのデータで概観し、その後、**OED** を用いて通時的な背景を探ることを試みた。具体的には、**OED** の引用文の検索によって年代ごとの引用数を算出し、文法化のプロセスの過程と不定冠詞の出現に時系列上の整合性があることを示した。また、**OED** の引用数を観察する限り、**Det=a** の場合と **Det=some/what** の場合の引用数の時系列上の分布が大きく異なっており、後者はかなり時代を下ってから増加することを示した。

また、不定冠詞の有無による意味的な使い分けが生じたことで、**N** が不定冠詞を伴う用法の存続が動機づけられたという見方を提案した。最後に、本来的な用法においても、**N** に不定冠詞が伴う用法が現代に至るまで存在することを確認した。

参考文献

- Greenbaum, Sydeny and Janet Whitcut (1988) *Longman guide to English usage*, Longman, London & New York.
- Hopper, Paul J. and Elizabeth C. Traugott (2003) *Grammaticalization* (2nd edition), Cambridge University Press, Cambridge.
- Keizer, Evelien (2007) *The English noun phrase*, Cambridge University Press, Cambridge.
- 小西友七 (編) (2006) 『現代英語語法辞典』三省堂.
- Lakoff, George (1987) *Women, fire, and dangerous things: what categories reveal about the mind*, The University of Chicago Press, Chicago.
- Margerie, Hélène (2010) “On the rise of (inter)subjective meaning in the grammaticalization of *kind of/kind*,” *Subjectification, Intersubjectification and Grammaticalization*, ed. by Kristin Davidse, Lieven Vandelanotte, and Hubert Cuyckens, 315-346, Mouton de Gruyter, Berlin, New York.
- Napoli, Donna J. (1989) *Predication theory: a case study for indexing theory*, Cambridge University

⁷ Keizer (2007: 160)も現代英語において **kind** が主要部となる本来の用法における不定冠詞について同じような提案をしている。ただし、彼女は、**N** が主要部となる用法については意味的な使い分けに言及していない。

Press, Cambridge.

Partridge, Eric and Janet Whitcut (1994) *Usage and abuse: a guide to good English*, Penguin Books, London.

Quirk, Randolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech and Jan Svartvik (1985) *A Comprehensive grammar of the English language*, Longman, London, New York.

高木宏幸 (2011) 「認知文法における「冠詞」と kind of N に出現する不定冠詞」『英語語法文法研究』18, 32-45.

Zamparelli, Roberto (1998) “A Theory of kinds, partitives and of/z possessives,” *Possessors, predicates and movement in the determiner phrase*, ed. by Artemis Alexiadou and Chris Wilder, 259-301, John Benjamins, Amsterdam.

データソース

Corpus of Contemporary American English (COCA) (<https://www.english-corpora.org/coca/>)

Oxford English Dictionary (OED) (<https://www.oed.com/>)

Author Guidelines

Submission Eligibility

Faculty members (professors, associate professors and lecturers) of the Faculty of International Studies and those who are authorised by the Editorial Committee of the journal.

Originality

A contribution will not be considered for publication if it is concurrently under consideration by another journal or publisher or if it has been accepted for publication elsewhere. Any previous publication of the submitted manuscript in any other languages must be fully disclosed.

Language

Contributions are accepted in Chinese, English, French, Japanese and Korean.

Abstract

All manuscripts submitted to the journal must include an abstract in English.

Format

Manuscripts should be submitted in Microsoft Word.

Word length

The length of manuscripts should not exceed 20,000 characters in Chinese, 12,000 words in English and French, and 30,000 characters in Japanese and Korean, including body, notes, references and appendices; unless permitted by the Editorial Committee. The length of the abstract is 100-150 words.

Review

Journal of International Studies is not a peer-reviewed journal, although all submissions will be reviewed by the Editorial Committee and only those manuscripts that meet academic standards will be published.

Disclaimer

All statements of facts and opinions in articles in *Journal of International Studies* are those of the respective authors and contributors.

Copyright

Authors retain the copyright of their papers. Upon acceptance, authors grant Kindai University and the Faculty of International Studies the licence to publish and reproduce the article in the journal and to communicate it to the public in print or digital form.

The Editorial Committee of *Journal of International Studies*
Faculty of International Studies, Kindai University
3-4-1 Kowakae, Higashiosaka City, Osaka 577-8502, Japan
E-mail: journal@intl.kindai.ac.jp

Contents

The External Awareness Shown in the Exchange of "e/ni" and "eul/wo"
in Korean and Japanese Postposition

Yoonok Lee

Social Changes and Expansion of Social Security Schemes in Southeast
Asia: A Discussion on the Issues of Migrant Workers in Thailand due to
Aging Populations, Poverty Reduction and Inequality in the Region

Tatsuya Hata

The *Problematic* of Charles Cros: In the Context of Sound Recording
Technology

Yudai Fukuda

Development of Cotton Industry in the Chang Jiang Delta during the
Yuan Period and its Significance

Tomoyuki Yazawa

Suspending Logic: A Linguistic Exercise. Part II - Incongruence as a
Strategy of Sense Construction

Emma Tămăianu-Morita

Challenges of 'Localization' in Humanitarian Assistance:
Global Trends and Practices of Japanese NGOs

Megumi Kuwana

Grammaticalization and the Appearance of the Indefinite
Article in the Det *Kind of* N Construction

Hiroyuki Takagi

This journal is available online at:

<http://int-studies.kindai.ac.jp/curriculum/journal/>

ISSN 2432-292X (Print)

ISSN 2432-2938 (Online)

